

組織・業務の見直しに係る共通的な指摘事項について

平成 27 年 10 月 6 日

平成 27 年度に中期目標期間が終了する法人の組織・業務の見直しについては、これまで部会での議論、現地調査、主務省及び法人からのヒアリングを行い、今後は委員会としての意見を具体化していくこととしているところ。

その中で、全法人に共通的な指摘事項として取り上げられたものは以下のとおりであり、これらについては、共通意見として意見を述べるのが考えられるのではないかと。

また、当該事項については、各法人個別的な指摘事項と併せ、次の中（長）期目標の策定に反映されるよう、委員会としても注視していく必要があるのではないかと。

【統合効果の最大限発揮】

- 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）等に示された統合の考え方に従い、統合によるスリム化も図りつつ、シナジー効果が最大限発揮されるよう、①事業部門や研究部門の統合・再編、②管理部門の合理化、③一体的なマネジメント体制の構築、④研究開発については ICT を活用した日常的な研究情報の交換、研究施設の有効活用などの点から組織・業務の見直しを行うべき。

【国の政策における位置づけの明確化】

- 独立行政法人が国の政策課題に適時・確実に対応できるよう、法人の行う事務・事業や研究開発について、①主務省の政策上の位置づけや、当該政策を実施する上でどのような成果を達成すべきなのかを明らかにした上で、②政策の方向性に沿った組織・業務の見直しや、③達成すべき成果を的確に測定できるような目標を設定すべき。その際、民間部門や関連する他の法人の役割分担を明確化するとともに、適切な連携を図るべき。

【政策目標（アウトカム）の明確化】

- 目指す政策目標（アウトカム）の達成に向け、主務省及び法人がどのようなミッションに取り組むのかを明らかにした上で、①その達成に向けた業務等の選択と集中、②研究開発については工程表の活用等により、可能な限り研究成果の達成水準・達成時期の段階的な明確化を行ういつ、③達成すべき成果が的確に測定できるような目標の設定を行うべき。

【組織運営・ガバナンスの適正化】

- 事務・事業を的確に実施していくため、法人のミッションやトップの指示が組織内に貫徹される仕組みなどの内部統制システムの整備・確実な機能発揮や、情報システムの防御力強化・組織的対応能力の強化などのセキュリティ対策などを行うべき。
- 目指す政策目標（アウトカム）の達成の観点から、法人トップがリーダーシップを発揮して組織・業務運営を行うことができるような戦略的なマネジメント体制の構築とともに、達成すべき政策目標と統合的な人材育成・登用方針を明確化していくべき。

【財務内容の改善】

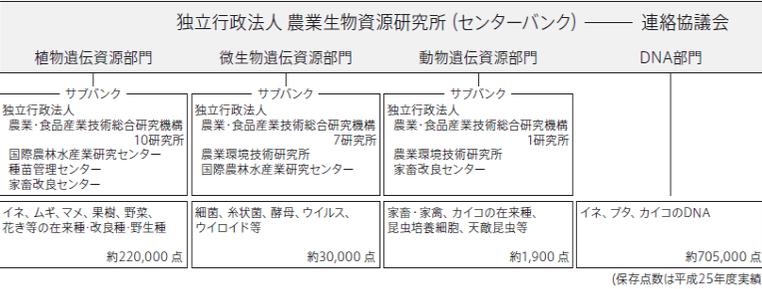
- ①業務の見直しや管理会計の活用などによる予算執行の効率化、②累積欠損金の解消・今後の発生防止のための財務体質の改善、③自己収入の増加に向けた措置の具体化、④保有資産の有効活用、⑤他法人との共同調達や間接業務の共同実施等に取り組むべき。

【(研)農業・食品産業技術総合研究機構、(研)農業生物資源研究所、(研)農業環境技術研究所、(中)種苗管理センター】

項目	指摘のポイント	問題意識																																																																																																																																																									
<p>【統合に関する項目】 1) 統合効果を発揮する研究部門の再編等について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 統合4法人の研究成果の最大化に資する観点から、①研究部門の再編、②研究ユニットを機動的に再編できる仕組みの構築、③研究員等の柔軟な配置の仕組みの構築、④管理部門の合理化、⑤研究補助職員・現業部門職員の共用化などを検討すべきではないか。 <p>(参考：職員等の状況) ※提出資料等に基づき作成</p> <table border="1" data-bbox="571 678 1332 981"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職種</th> <th colspan="2">農研機構</th> <th colspan="2">生物研(注)</th> <th colspan="2">環境研</th> <th colspan="2">種苗</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>全体</th> <th>つくば</th> <th>全体</th> <th>つくば</th> <th>全体</th> <th>つくば</th> <th>全体</th> <th>つくば</th> <th>全体</th> <th>つくば</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常勤職員</td> <td>2,531</td> <td>1,540</td> <td>326</td> <td>321</td> <td>149</td> <td>149</td> <td>293</td> <td>83</td> <td>3,299</td> <td>2,093</td> </tr> <tr> <td>事務・技術</td> <td>594</td> <td>388</td> <td>79</td> <td>79</td> <td>31</td> <td>31</td> <td>260</td> <td>79</td> <td>964</td> <td>577</td> </tr> <tr> <td>研究職種</td> <td>1,443</td> <td>913</td> <td>219</td> <td>214</td> <td>107</td> <td>107</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,769</td> <td>1,234</td> </tr> <tr> <td>技術専門職</td> <td>494</td> <td>239</td> <td>28</td> <td>28</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>32</td> <td>4</td> <td>565</td> <td>282</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>任期付(研究職)</td> <td>67</td> <td>45</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>94</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>任期付(上記以外)</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>12</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>非常勤職員</td> <td>1,632</td> <td>1,010</td> <td>414</td> <td>409</td> <td>182</td> <td>182</td> <td>98</td> <td>29</td> <td>2,326</td> <td>1,630</td> </tr> <tr> <td>事務・技術</td> <td>1,351</td> <td>816</td> <td>307</td> <td>303</td> <td>107</td> <td>107</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>1,779</td> <td>1,238</td> </tr> <tr> <td>研究職種</td> <td>219</td> <td>166</td> <td>101</td> <td>100</td> <td>74</td> <td>74</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>394</td> <td>340</td> </tr> <tr> <td>技術専門職</td> <td>62</td> <td>28</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>84</td> <td>17</td> <td>153</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ジーンバンク北社に所在する研究所の職員数は不明、今後調査する。</p>	職種	農研機構		生物研(注)		環境研		種苗		合計		全体	つくば	常勤職員	2,531	1,540	326	321	149	149	293	83	3,299	2,093	事務・技術	594	388	79	79	31	31	260	79	964	577	研究職種	1,443	913	219	214	107	107	0	0	1,769	1,234	技術専門職	494	239	28	28	11	11	32	4	565	282	その他	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	任期付(研究職)	67	45	14	14	13	13	0	0	94	72	任期付(上記以外)	9	8	3	3	0	0	0	0	12	11	非常勤職員	1,632	1,010	414	409	182	182	98	29	2,326	1,630	事務・技術	1,351	816	307	303	107	107	14	12	1,779	1,238	研究職種	219	166	101	100	74	74	0	0	394	340	技術専門職	62	28	6	6	1	1	84	17	153	52	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> 基礎から応用・実用化に至る研究領域をカバーできる法人となることから、<u>統合効果を最大限発揮する研究目標の策定、目標の達成に最も効率的な組織再編を図る必要</u>。 4法人の本所(つくば市)に所属する常勤職員・非常勤職員を相互に活用すべき。 特に、研究補助を担う職員や圃場の管理等を行う技術専門職の相互活用を推進する必要がある。 								
職種	農研機構		生物研(注)		環境研		種苗		合計																																																																																																																																																		
	全体	つくば	全体	つくば	全体	つくば	全体	つくば	全体	つくば																																																																																																																																																	
常勤職員	2,531	1,540	326	321	149	149	293	83	3,299	2,093																																																																																																																																																	
事務・技術	594	388	79	79	31	31	260	79	964	577																																																																																																																																																	
研究職種	1,443	913	219	214	107	107	0	0	1,769	1,234																																																																																																																																																	
技術専門職	494	239	28	28	11	11	32	4	565	282																																																																																																																																																	
その他	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0																																																																																																																																																	
任期付(研究職)	67	45	14	14	13	13	0	0	94	72																																																																																																																																																	
任期付(上記以外)	9	8	3	3	0	0	0	0	12	11																																																																																																																																																	
非常勤職員	1,632	1,010	414	409	182	182	98	29	2,326	1,630																																																																																																																																																	
事務・技術	1,351	816	307	303	107	107	14	12	1,779	1,238																																																																																																																																																	
研究職種	219	166	101	100	74	74	0	0	394	340																																																																																																																																																	
技術専門職	62	28	6	6	1	1	84	17	153	52																																																																																																																																																	
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																	
<p>【統合に関する項目】 2) 農林水産省の政策目的に沿った研究の推進について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「<u>攻めの農林水産業</u>」や「<u>6次産業化等の推進</u>」の実現に<u>資する具体的成果を見据えた研究を推進すべきではないか</u>。 <p>【統合効果の研究例】 (ゲノム情報を活用した新品種の育成及び育成権者の侵害対策の強化)</p> <table border="1" data-bbox="560 1220 1332 1468"> <tr> <td>基礎的研究(生物研)</td> <td rowspan="4">} 基礎研究段階から実用化を意識した研究開発を実施</td> </tr> <tr> <td>・植物遺伝資源の特性解析と収集</td> </tr> <tr> <td>・ゲノム育種技術の高度化</td> </tr> <tr> <td>→ 応用・実用化研究(農研機構)</td> </tr> <tr> <td>・地域に適した新品種育成の加速化</td> <td rowspan="2">}</td> </tr> <tr> <td>→ 実用化(種苗)</td> </tr> <tr> <td>・品種保護Gメンによる育成権者の侵害対策</td> <td></td> </tr> </table>	基礎的研究(生物研)	} 基礎研究段階から実用化を意識した研究開発を実施	・植物遺伝資源の特性解析と収集	・ゲノム育種技術の高度化	→ 応用・実用化研究(農研機構)	・地域に適した新品種育成の加速化	}	→ 実用化(種苗)	・品種保護Gメンによる育成権者の侵害対策		<ul style="list-style-type: none"> 統合により、主に生物研と環境研が担う基礎的研究と、<u>主に農研機構及び種苗管理センターが担う応用・実用化研究を融合した研究の推進が期待される</u>。 「<u>農林水産業・地域の活力創造プラン</u>(H26.6.24改訂農林水産業・地域の活力創造本部)」に示された「<u>攻めの農林水産業</u>」や「<u>6次産業化等の推進</u>」の実現に<u>資する具体的成果を見据えた研究を推進すべき</u>。 <p>【農林水産業・地域の活力創造プラン】 (攻めの農林水産業) 経営感覚を持ち自らの判断で消費者・実需者ニーズの変化等に対応する「<u>チャレンジする農林水産業経営者</u>」が活</p>																																																																																																																																															
基礎的研究(生物研)	} 基礎研究段階から実用化を意識した研究開発を実施																																																																																																																																																										
・植物遺伝資源の特性解析と収集																																																																																																																																																											
・ゲノム育種技術の高度化																																																																																																																																																											
→ 応用・実用化研究(農研機構)																																																																																																																																																											
・地域に適した新品種育成の加速化	}																																																																																																																																																										
→ 実用化(種苗)																																																																																																																																																											
・品種保護Gメンによる育成権者の侵害対策																																																																																																																																																											

項目	指摘のポイント	問題意識										
	<p>【統合効果の研究例②】 (ロボット技術・情報通信技術を活用したスマート農業の推進)</p> <p>基礎的研究 (農環研)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センサーを利用した技術の高度化 <p>→ 応用・実用化研究 (農研機構)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データに基づくきめ細やかな栽培 ・ロボット技術・情報通信技術の導入 <p>基礎研究段階から実用化を意識した研究開発を実施</p>	<p>躍できる環境を整備し、その潜在力を発揮させることによって、ICT等も活用し、6次産業化や輸出促進をはじめ、付加価値を高める新商品の開発や国内外の市場における需要開拓などを進める。併せて、農地の集約化等による生産コスト・流通コストの低減等を通じた所得の増加を進め、農林水産業の自立を図る観点から現行施策を見直す。これらを一体として進めることにより、農林水産業の産業としての競争力を強化する。</p>										
<p>【統合に関する項目】</p> <p>3) 研究ロードマップを活用したアウトカム目標の設定について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「研究開発成果の最大化」という国立研究開発法人の第一目的を踏まえ、①具体的な達成水準や達成時期を明確にし、②できる限り国や社会に対する効果 (アウトカム) の観点を十分踏まえた目標を定めるべきではないか。その際、研究ロードマップの活用を図るべきではないか。 <p>(参考)</p> <p>【農研機構の中期目標】 ←比較的、達成水準やアウトカムが明確となっている</p> <p>(4) 園芸作物の高収益安定生産システムの開発</p> <p>慣行栽培に比べ3割以上の収益増や、5割以上の省力化が可能な高収益施設園芸システムを確立するとともに、植物工場については、果菜類・葉菜類の生産コストを平成20年比3割以上削減する生産技術を開発する。果樹については、年間作業時間を慣行栽培に比べ2割以上削減できる省力的かつ安定的な高品質果実生産技術を確立する。また、消費者や生産者のニーズに対応した食べやすさ、日保ち性、機能性、香り等に優れたリンゴ、カンキツ、イチゴ、茶、花き等の優良品種を育成する。</p> <p>(参考：ロードマップにおける目標の記載)</p> <table border="1" data-bbox="562 1198 1332 1457"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="562 1198 1332 1241">(1) グリーンイノベーションの推進</th> </tr> <tr> <th colspan="2" data-bbox="562 1241 1332 1305">① ICTの活用による省エネルギー化・低炭素化 <スマートグリッドに関する通信技術></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="562 1305 689 1353">目指す政策目標 (成果のアウトカム)</td> <td data-bbox="689 1305 1332 1353">・ スマートグリッドに関する通信技術の普及・実用化等、ICT技術の積極的な活用により、環境負荷低減及び省エネルギー化・低炭素化を目指す。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="562 1353 689 1401">技術分野の概要</td> <td data-bbox="689 1353 1332 1401">・ ネットワークに接続された住宅・職場・工場・公共施設、車等の各設備等の位置情報や使用状況等の情報を検知・計測して統合的に制御するシステムに関する通信技術。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="562 1401 689 1457">主な目標と期限</td> <td data-bbox="689 1401 1332 1457">・ スマートグリッド分野における各技術について、技術開発、機器間の通信インターフェース等の相互接続性の検証及び電力削減効果等の導入効果の測定等に関する実証実験等を行い、併せて国際標準化活動を行うことにより、スマートグリッドに関する通信技術の普及・実用化を推進する。(CO₂排出削減目標10%)</td> </tr> </tbody> </table>	(1) グリーンイノベーションの推進		① ICTの活用による省エネルギー化・低炭素化 <スマートグリッドに関する通信技術>		目指す政策目標 (成果のアウトカム)	・ スマートグリッドに関する通信技術の普及・実用化等、ICT技術の積極的な活用により、環境負荷低減及び省エネルギー化・低炭素化を目指す。	技術分野の概要	・ ネットワークに接続された住宅・職場・工場・公共施設、車等の各設備等の位置情報や使用状況等の情報を検知・計測して統合的に制御するシステムに関する通信技術。	主な目標と期限	・ スマートグリッド分野における各技術について、技術開発、機器間の通信インターフェース等の相互接続性の検証及び電力削減効果等の導入効果の測定等に関する実証実験等を行い、併せて国際標準化活動を行うことにより、スマートグリッドに関する通信技術の普及・実用化を推進する。(CO ₂ 排出削減目標10%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統合により基礎から応用・実用化を見据えた研究機関となることが期待されるため、従来の生物研・環境研の定性的目標をできる限り定量的なアウトカム目標と結び付け記載すべき。 ・ 現状、農研機構は応用・実用化研究が主であるため、達成時期の記述はないものの達成水準について具体的記述あり。 ・ 生物研・環境研は、基礎研究が主であるため、具体的なアウトカムに関する記述なし。 ・ 種苗管理センターは実用化研究であるが、定量的指標なし。 <p>(参考：ロードマップ例)</p> <div data-bbox="1377 943 2105 1412"> <h3 style="text-align: center;">2020年度までの全体ロードマップ</h3> <p>国として取り組むべき研究開発課題</p> <p>2011年度 2012年度 2013年度 2014年度 2015年度 2016年度 2020年度</p> <p>(1) グリーンイノベーションの推進</p> <p>① ICTの活用による省エネルギー化・低炭素化 <スマートグリッドに関する通信技術></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICTの活用による省エネルギー化・低炭素化 ・ スマートグリッドに関する通信技術 ・ その他のICTの活用による省エネルギー化技術 <p>② ICTそのものの省エネルギー化・低炭素化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フォトネットワーク技術 ・ クラウドの基盤技術 ・ その他のICTそのものの省エネルギー化技術 <p>ICTの活用により、世界最高水準の環境負荷低減及び省エネルギー化・低炭素化を達成した社会の実現</p> <p>電気自動車(EV)、RFMS・HFMSの通信技術導入・サービスの普及、展開</p> <p>クラウドの基盤技術の確立</p> <p>スマートグリッドに関するICTサービスの実現・普及</p> <p>高品質・高品質なクラウドサービスの普及・成熟</p> <p>オール光ネットワークの実現</p> </div>
(1) グリーンイノベーションの推進												
① ICTの活用による省エネルギー化・低炭素化 <スマートグリッドに関する通信技術>												
目指す政策目標 (成果のアウトカム)	・ スマートグリッドに関する通信技術の普及・実用化等、ICT技術の積極的な活用により、環境負荷低減及び省エネルギー化・低炭素化を目指す。											
技術分野の概要	・ ネットワークに接続された住宅・職場・工場・公共施設、車等の各設備等の位置情報や使用状況等の情報を検知・計測して統合的に制御するシステムに関する通信技術。											
主な目標と期限	・ スマートグリッド分野における各技術について、技術開発、機器間の通信インターフェース等の相互接続性の検証及び電力削減効果等の導入効果の測定等に関する実証実験等を行い、併せて国際標準化活動を行うことにより、スマートグリッドに関する通信技術の普及・実用化を推進する。(CO ₂ 排出削減目標10%)											

項目	指摘のポイント	問題意識																																																
<p>【統合に関する項目】</p> <p>4) 統合後の研究評価体制の充実について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 統合に当たり、4法人一体として研究評価体制を整備・充実し、研究資源の適時・適切な配分を通じた研究開発の重点化を図るべきではないか。 基礎研究を担う研究者はアウトカムから遠い位置にあり、研究者個人の評価を適切に行うべき。 <p>(参考：農研機構の研究評価の仕組み)</p> <p style="text-align: center;">農研機構における評価の流れ</p> <p>「中課題検討会」(中課題推進責任者、中課題担当者、大課題内部助言委員等)</p> <p>「所内検討会」(研究領域検討会・全所検討会)(研究所によりその規模や回数は異なる)</p> <p>「大課題評価会議」(2月10日～17日)(大課題推進責任者、中課題推進責任者、行政部局、研究領域長、大課題内部助言委員等)</p> <p>「大課題推進責任者会議」(2月27日～2月28日)(理事長、副理事長、理事、大課題推進責任者、所長等)</p> <p>「農研機構評価委員会」(3月24日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発成果を最大化し、国民に対して説明責任を果たすという観点から、研究評価体制を再編し一体的に整備・運用。 現状評価体制が構築されていない種苗管理センターの業務に関する調査研究についても研究評価体制に組み込み。 研究評価においては、目標の達成状況を随時把握し、必要に応じ研究開発の継続そのものに関する助言・指導を行うことを目的とする研究マネジメント体制を構築。 再編された研究評価体制により、統合法人の限られた人的及び物的資源の適時・適切な配分を通じた研究開発業務の重点化を図る。 <p>(府省ヒアリングにおける農水省発言)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現時点で評価体制が区々であり、統合までにはいい制度を創りたい。 																																																
<p>【法人個別の項目】</p> <p>(農業・食品産業技術総合研究機構)</p> <p>5) 民間研究促進業務の繰越欠損金の解消について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 民間研究促進業務に係る繰越欠損金の解消には委託先企業等の売上納付額(民間委託研究事業収入等)が充てられているが、現在の売上納付額では解消の見込みが立たないことから、委託先企業等の売上高増加に資する助言・指導を強化すべきではないか(繰越欠損金△2,455百万円) <p>(参考：財務データ) ※公表データ等に基づき作成</p> <p>【財務データの推移(民間研究促進業務勘定)】(単位：億円、円)</p> <table border="1" data-bbox="566 1090 1346 1286"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td>△23.5</td> <td>△26.3</td> <td>△25.8</td> <td>△24.5</td> <td>△23.1</td> </tr> <tr> <td>当期総利益</td> <td>△4.7</td> <td>△2.8</td> <td>0.5</td> <td>1.3</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>委託研究事業収入</td> <td>249,602</td> <td>2,738,619</td> <td>7,072,145</td> <td>1,228,164</td> <td>492,823</td> </tr> <tr> <td>委託費返還金収入</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>166,216,517</td> <td>113,736,107</td> <td>169,461,829</td> </tr> </tbody> </table> <p>【売上納付計画額の推移(単位：百万円)】</p> <table border="1" data-bbox="566 1358 1346 1477"> <thead> <tr> <th></th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売上納付計画額</td> <td>3.7</td> <td>40.4</td> <td>73.2</td> <td>115.2</td> <td>224.9</td> </tr> <tr> <td>納付実績額</td> <td>0.2</td> <td>2.6</td> <td>173.0</td> <td>114.9</td> <td>169.9</td> </tr> </tbody> </table>	年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	繰越欠損金	△23.5	△26.3	△25.8	△24.5	△23.1	当期総利益	△4.7	△2.8	0.5	1.3	1.4	委託研究事業収入	249,602	2,738,619	7,072,145	1,228,164	492,823	委託費返還金収入	-	-	166,216,517	113,736,107	169,461,829		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	売上納付計画額	3.7	40.4	73.2	115.2	224.9	納付実績額	0.2	2.6	173.0	114.9	169.9	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度末において繰越欠損金が23.1億円計上されている。 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(H22.12.7)」等に基づき、平成23年度から新規採択は行わず、既存案件の売上納付促進に係る業務を実施。 機構においては、事業化への取組状況、売上納付額の精査等を調査する追跡調査などを実施。 <p>【参考】</p> <p>(民間委託研究事業)</p> <p>→平成23年度から新規募集・採択を中止</p> <p>農林水産業、飲食品産業、醸造業等の向上に資する画期的な生物系特定産業技術の開発を促進することを目的として、民間における実用化段階の研究開発に資金を委託方式(日本版バイドール条項の趣旨を踏まえた委託方式)で提供する事業。</p>
年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度																																													
繰越欠損金	△23.5	△26.3	△25.8	△24.5	△23.1																																													
当期総利益	△4.7	△2.8	0.5	1.3	1.4																																													
委託研究事業収入	249,602	2,738,619	7,072,145	1,228,164	492,823																																													
委託費返還金収入	-	-	166,216,517	113,736,107	169,461,829																																													
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度																																													
売上納付計画額	3.7	40.4	73.2	115.2	224.9																																													
納付実績額	0.2	2.6	173.0	114.9	169.9																																													

項目	指摘のポイント	問題意識
<p>【法人個別の項目】 (農業生物資源研究所) 6) 6次産業化等の推進を踏まえたジーンバンク事業について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生物研がメインバンクとなっている農業生物資源ジーンバンクの遺伝資源収集は、「攻めの農林水産業」や「6次産業化等の推進」の実現も踏まえた観点から実施すべきではないか。 <p>(参考：ジーンバンクの概要)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 生物研は、生物遺伝資源を国内外から収集・受入して増殖・保存し、来歴や特性情報を整備して、食料・農業分野の研究開発のために広く提供する「農業生物遺伝資源ジーンバンク事業」のメインバンク。 現在植物約21万5千点、微生物約2万8千点、動物約1千点を、サブバンクである農研機構等農業系国立研究開発法人等の本所及び拠点において分散して管理・運営。 バンク事業は、参画機関との情報交換を円滑にするため、各分野の専門家から、植物10名、動物2名、微生物2名の種別責任者（キュレータ）を選任し、事業推進の効率化と密接な意思疎通を図るとともに、参画機関の責任者とキュレータを構成員とするジーンバンク連絡協議会において、年度事業実績や次年度計画を討議し遺伝資源収集方針等を事業評価委員会で最終決定する仕組みとなっている。 従来から、遺伝資源収集対象は政府の育種目標に応じた収集（バイオマス関連など）や、野生種が日本に存在する戦略的にも重要な遺伝資源収集（ツルマメなど）が行われているが、<u>今後は、6次産業化の推進など農林水産政策の実現という観点も取り入れた収集を行う必要。</u>
<p>【法人個別の項目】 (種苗管理センター) 7) 中期目標管理型法人に求められる目標の設定について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <u>種苗管理センターが実施する栽培試験、種苗検査、原原種の生産業務については、中長期目標において、①民間での実施の可否及び本法人が担う理由の明確化、②国の政策目的達成のため具体的・定量的かつできる限りアウトカムに着目した目標の設定、を行うべきではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 種苗管理センターは国立研究開発法人として再編（現在は中期目標管理法人）。 ①品種登録に係る栽培試験、②農作物の種苗の検査及び③ばれいしょ等の原原種の生産・配布業務等、中期目標管理型法人として実施してきた業務を引き続き実施。 <u>農林水産行政の実施機関として、当該政策目的の達成に向けたできる限り定量的なアウトプットに着目した目標を定めるとともに、できる限りアウトカムに着目した目標を定める必要。</u>

【(中)水産大学校、(研)水産総合研究センター】

項目	指摘のポイント	問題意識
<p>【統合に関する項目】</p> <p>1) 統合効果を発揮する研究部門の再編等について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 統合による新たな研究課題への取組を効果的かつ効率的に実施し、研究開発成果の最大化に資する観点から、<u>①研究課題等に適応した部門の再編、機動的な研究ユニットの再編、柔軟な研究員等の配置、②ICTを活用した日常的な研究情報の交換等、③管理部門の合理化、④保有資産の有効利用、⑤効果的な広報などについて検討すべきではないか。</u> <p>(参考：研究に関する2法人の中期目標例) 【水産総合研究センターの中期目標】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水産に関する人材育成に資する研究も含めた基礎から応用・実証まで一貫した研究の推進が期待されることから、<u>統合効果を最大限発揮する研究目標の策定、目標の達成に最も効率的な組織再編を図る必要。</u> 出先研究機関等との日常的な情報交換、研究シーズ等の相互活用を行うため、<u>テレビ会議システムを活用すべき。</u> 保有する船の代船建造にあたり、両法人の機能を合わせもった供用船とすることにより、<u>新技術開発等の基盤となる海洋・資源調査、モニタリング体制の強化を図るべき。</u>その際、船舶の運航に係る経費（船員人件費、燃油等）の削減についても検討すべき。 <small>(参考：保有船舶数)</small> ●水産大学校：練習船2隻、●水産総合研究センター：調査船9隻 水産大学校の学生等（受験生や卒業生含む）の<u>教育活動を通じた研究開発成果の効果的な広報を行うべき。</u> <small>(参考：教育活動の実績)</small> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンキャンパス：参加者約699名（平成27年度） ・高校訪問：256校（平成26年度） ・合同企業説明会：参加企業80社（平成26年度） ・オープンラボ：約8千人（平成26年度）
<p>【統合に関する項目】</p> <p>2) 研究ロードマップを活用したアウトカム目標の設定について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発成果の最大化という国立研究開発法人の第一目的を踏まえ、<u>具体的な達成水準や達成時期を明確にし、できる限り国や社会に対する効果（アウトカム）の観点を十分踏まえた目標を定めるべきではないか。その際、研究ロードマップの活用を図るべきではないか。</u> <p>(参考：研究に関する2法人の中期目標例) 【水産総合研究センターの中期目標】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 統合により水産に関する人材育成に資する研究も含めた基礎から応用・実証まで一貫した研究の推進が期待されることから、研究開発目標については、<u>目標の達成水準や達成時期を明示するとともに、定性的目標をできる限り定量的なアウトカム目標と結び付け記載すべき。</u> 現状、水産総合研究センターは基礎から応用・実証ま

項目	指摘のポイント	問題意識
	<p>(2) 研究開発等の重点的推進</p> <p>ア 我が国周辺及び国際水産資源の持続可能な利用のための管理技術の開発</p> <p>(略) 我が国周辺及び公海並びに外国経済水域等における水産資源に関し、社会・経済的視点及び生態系機能・生物多様性を考慮した漁業・資源管理手法の開発を行うとともに、海洋生態系の把握や気候・海洋変化が資源変動に及ぼす影響を解明する。また、水産資源の合理的利用のための操業方法等の手法の開発・評価を行う。さらに、資源管理に必要な情報の限られた太平洋クロマグロを中心としたかつお・まぐろ類について、資源管理技術の開発を行う。</p> <p>【水大校の中期目標】</p> <p>2 水産に関する学理及び技術の研究</p> <p>高等教育機関として、研究は、教育と一体かつ双方向で実施すべき業務であり、「水産を担う人材を育成する」教育にとって重要な役割を担うものであることを踏まえたものとする。</p> <p>なお、水産現場で活躍できる人材の育成を目的としていることから、その研究内容は、それに携わる学生が、将来水産現場でそれを活かして問題解決に取り組めるよう、水産業が抱える課題への対応を十分意識したものとする。</p> <p>また、研究活動の充実に必要なインセンティブ向上等のための措置を講ずる。</p> <p>(1) 教育研究対応</p> <p>水産に関する学理及び技術の教育に資する研究を推進する。</p> <p>(2) 行政・産業・地域振興対応研究活動</p> <p>教育への反映とともに、行政・産業・地域振興への貢献につながる対外的な活動を推進する。</p> <p>(3) 共同研究等の推進</p> <p>大学校の教育研究活動充実の一環として、国、地方公共団体、水産団体、大学、民間企業等との共同研究等を実施する。</p>	<p>での研究が主であるが、達成水準や達成時期及び具体的なアウトカムに関する記述はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 水産大学校は、水産に関する学理及び技術の研究があるが、達成水準や達成目標及び具体的なアウトカムに関する記述なし。 <p>(参考：ロードマップ例)</p> <p style="text-align: center;">2020年度までの全体ロードマップ</p> <p>国として取り組むべき研究開発課題</p> <p>2011年度 2012年度 2013年度 2014年度 2015年度 2016年度 2020年度</p> <p>(1) グリーンイノベーションの推進</p> <p>① ICTの活用による省エネルギー化・低炭素化</p> <ul style="list-style-type: none"> スマートグリッドに関する通信技術 その他のICTの活用による省エネルギー化技術 <p>② ICTそのものの省エネルギー化・低炭素化</p> <ul style="list-style-type: none"> フォトリソグラフィ技術 クラウドの基盤技術 その他のICTそのものの省エネルギー化技術 <p>ICTの活用により、世界最高水準の環境負荷低減及び省エネルギー・低炭素化を達成した社会の実現</p> <p>電気自動車(EV)、BEV、HEV、EMS、HEMSの通信技術導入・サービスの普及・展開</p> <p>クラウドの基盤技術の確立</p> <p>スマートグリッドに関するICTサービスの実現・普及</p> <p>高信頼・高品質なクラウドサービスの普及・成熟</p> <p>オール光ネットワークの実現</p>
<p>【統合に関する項目】</p> <p>3) 農林水産省の政策目的に沿った研究の推進について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の農林水産業・地域の活力創造に向けた政策改革のグランドデザインとしてとりまとめられた、「農林水産業・地域の活力創造プラン（平成26年6月24日改訂 農林水産業・地域の活力創造本部）」に示された「6次産業化の推進」や「水産日本の復活」といった具体的成果を見据えた研究を推進すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 「農林水産業・地域の活力創造プラン（H26.6.24改訂 農林水産業・地域の活力創造本部）」に示された「<u>攻めの農林水産業</u>」、「<u>6次産業化等の推進</u>」や「<u>水産日本の復活</u>」の実現に資する具体的成果を見据えた研究を推進すべき。 <p>(参考：【農林水産業・地域の活力創造プラン】（6次産業化）</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者の需要に応じて農林水産物を生産・供給するとの発想（マ

項目	指摘のポイント	問題意識																																										
		<p>マーケットインの発想) による、需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 農商工連携や医福食農連携等の6次産業化や地理的表示保護制度の導入等による農林水産物・食品のブランド化を進めることにより、農林水産物の付加価値を向上 <p>(水産日本の復活)</p> <ul style="list-style-type: none"> 浜ごとの特性・資源状況を踏まえつつ、浜の活性化や資源管理に取り組む。 生産から加工・流通、販売・輸出の各段階における取組の強化により水産業の出口戦略(マーケットイン)展開し、消費・輸出の拡大を図る。 収益性の高い持続可能な漁業・養殖業を展開し、活力ある水産業・漁村を実現する。 																																										
<p>【法人個別の項目】 (水産大学校) 4) 教育内容等の充実について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「攻めの農林水産業」の実現に向けた政策である「<u>6次産業化の推進</u>」や「<u>水産日本の復活</u>」に資する人材育成を推進する観点から、<u>水産業の現場への貢献を意識した講座等の再編など教育内容の充実を進めるべきではないか。</u> <u>学生に最先端の研究開発の現場を体験させるなど、教育の高度化に資する取組を検討すべきではないか。</u> <p>(参考：入試倍率の推移)</p> <table border="1" data-bbox="253 1190 1330 1453"> <thead> <tr> <th>学科</th> <th>募集人員</th> <th>志願者数</th> <th>倍率</th> <th>H26 入試倍率</th> <th>H25 入試倍率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水産流通経営学科</td> <td>20人</td> <td>51人</td> <td>2.6倍</td> <td>2.6倍</td> <td>4.0倍</td> </tr> <tr> <td>海洋生産管理学科</td> <td>45人</td> <td>178人</td> <td>4.0倍</td> <td>4.7倍</td> <td>3.4倍</td> </tr> <tr> <td>海洋機械工学科</td> <td>45人</td> <td>115人</td> <td>2.6倍</td> <td>3.0倍</td> <td>2.5倍</td> </tr> <tr> <td>食品科学科</td> <td>45人</td> <td>169人</td> <td>3.8倍</td> <td>5.5倍</td> <td>4.5倍</td> </tr> <tr> <td>生物生産学科</td> <td>30人</td> <td>440人</td> <td>14.7倍</td> <td>13.8倍</td> <td>16.5倍</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>185人</td> <td>953人</td> <td>5.2倍</td> <td>5.7倍</td> <td>5.6倍</td> </tr> </tbody> </table>	学科	募集人員	志願者数	倍率	H26 入試倍率	H25 入試倍率	水産流通経営学科	20人	51人	2.6倍	2.6倍	4.0倍	海洋生産管理学科	45人	178人	4.0倍	4.7倍	3.4倍	海洋機械工学科	45人	115人	2.6倍	3.0倍	2.5倍	食品科学科	45人	169人	3.8倍	5.5倍	4.5倍	生物生産学科	30人	440人	14.7倍	13.8倍	16.5倍	合計	185人	953人	5.2倍	5.7倍	5.6倍	<ul style="list-style-type: none"> 「6次産業化の推進」や「水産日本の復活」といった「<u>攻めの農林水産業</u>」の実現に向けた政策に資する人材育成を推進するためには、<u>国の水産政策や水産業を軸とした地域活性化を実現するための方法論の習得が重要。</u> 特に「<u>水産流通経営学科</u>」は水産業の中心的役割を担う人材を育成するための学科であることから、<u>このような要素をシラバスに加えるなど教育内容の充実を図る必要。</u> 学生に最先端の研究開発の現場を体験させるには、水産総合研究センターの研究開発部門における<u>インターンシップ</u>を通じた学生の資質向上が有効。 <p>(参考：【水産流通経営学科】)</p> <ul style="list-style-type: none"> 水産流通を巡る情報の変化に伴う水産流通経営の情報化に対応するため、平成20年度から水産情報経営学科を水産流通経営学科に改組。 社会的なアプローチによって水産物の生産や流通、消費における経済活動や社会現象、それらを支える水産政策、関係する文化や歴史について、水産業の現場や地域社会に根ざした実践的な教育と研究を行っている。その結果を基に、将来にわたる安定的な水産物供給を望む国民の期待に応えるため、水産業の中心的役割を担うことができる人材を育成。 水産流通経営学科は2.6倍と本科5学科中海洋機械工学科と並び
学科	募集人員	志願者数	倍率	H26 入試倍率	H25 入試倍率																																							
水産流通経営学科	20人	51人	2.6倍	2.6倍	4.0倍																																							
海洋生産管理学科	45人	178人	4.0倍	4.7倍	3.4倍																																							
海洋機械工学科	45人	115人	2.6倍	3.0倍	2.5倍																																							
食品科学科	45人	169人	3.8倍	5.5倍	4.5倍																																							
生物生産学科	30人	440人	14.7倍	13.8倍	16.5倍																																							
合計	185人	953人	5.2倍	5.7倍	5.6倍																																							

項目	指摘のポイント	問題意識
		<p>最も低く、前年度も2.6倍と本科中最下位。</p> <p>(参考：インターンシップ実施実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 水産総合研究センター西海区水産研究所 3年1名(平成26年度)
<p>【法人個別の項目】 (水産総合研究センター)</p> <p>5) 我が国周辺及び国際水産資源の持続可能な利用のための管理技術の開発について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <u>資源管理技術の開発のみならず、国際的な資源管理ルールの作成など、「水産資源の適切な管理による持続的な利用」に関する政府の取組に対する貢献(アウトカム)について、次期中長期目標に明記すべきではないか。</u> <p>(参考：現中期目標)</p> <p>1 研究開発等 (2) 研究開発等の重点的推進</p> <p>ア. 我が国周辺及び国際水産資源の持続可能な利用のための管理技術の開発</p> <p>水産資源は、適切な管理により持続的な利用が可能な資源であり、その適切な保存・管理は、国民に対する水産物の安定供給の確保及び我が国水産業の健全な発展の基盤である。国連海洋法条約に基づく海洋秩序の下では、排他的経済水域における資源管理については沿岸国が適切な措置を講ずべきこと、公海における資源や高度回遊性種の資源などの管理については国際協力が行われるべきこと等が定められており、我が国はその責務を果たす必要がある。</p> <p>近年、国内においては、水産資源の減少、漁獲量の減少、魚価の低迷などで漁業経営が深刻化している。国外においては、水産物需要の増加、生物多様性の保全、まぐろ類をはじめとする海洋生物の保存管理や国際規制の強化等、水産業に対する関心は世界的に高まっている。一方、気候変動による海流の変化、海水温の上昇等、海洋環境の変化が水産資源や海洋生態系に与える影響が危惧されている。</p> <p>このため、我が国周辺及び公海並びに外国経済水域等における水産資源に関し、社会・経済的視点及び生態系機能・生物多様性を考慮した漁業・資源管理手法の開発を行うとともに、海洋生態系の把握や気候・海洋環境変化が資源変動に及ぼす影響を解明する。また、水産資源の合理的利用のための操業方法等の手法開発・評価を行う。さらに、資源管理に必要な情報の限られた太平洋クロマグロを中心としたかつお・まぐろ類について、資源管理技術の開発を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <u>我が国周辺水域における水産資源の管理、国際機関と強調した水産資源の管理を強化するため、我が国周辺及び公海並びに外国経済水域等における水産資源に関する資源管理の枠組みについて、新たな資源管理ルールを作成する等、適切な資源管理・保存に関して日本(政府)が主導していくべき。</u> <u>このような政府の取組に関する水研センターの貢献(アウトカム)について次期中長期目標に明記すべき。</u>

項目	指摘のポイント	問題意識
その他	・府省ヒアリング(27.9.11)において、部会長より「中期目標期間終了時における業務・組織全般の見直し」の内容が、農研機構他3法人に比して、具体性に乏しいことから、次期中長期目標には統合を契機にどのような法人になり、どのような研究開発や人材育成を行っていくのかを具体的に明記すべきとの発言があった。	

【(中)家畜改良センター】

項目	指摘のポイント	問題意識
1) 目標策定指針を踏まえた家畜改良増殖業務に関する目標の設定について	<ul style="list-style-type: none"> 家畜改良業務については、中期目標において、<u>①民間での実施の可否及び本法人が担う理由の明確化により業務の重点化を図るとともに、②本法人で実施するとした業務については、国の政策目的達成のため具体的・定量的かつできる限りアウトカムに着目した目標を設定し実施すべきではないか。</u> <u>定量的な目標策定に当たっては、家畜改良増殖目標で掲げられた目標数値の達成のためにセンターが何を担い、どのように貢献していくかといった観点を種畜ごとに持つべきではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 現状の家畜改良増殖業務に係る中期目標と、国が定める家畜改良増殖目標等の関係が不明確ではないか。中期目標策定指針に基づき、家畜改良増殖目標に従い中期目標期間中に種蓄ごとにどのような水準をいつまでに実現するか具体的に記載すべきではないか。 <u>目標の達成状況を分かりやすく示すアウトプット目標を定め、法人の活動の結果、国民生活及び社会経済に及ぼす影響や効果（アウトカム）を明確化すべき。</u>
2) 食肉評価手法の官能評価について	<ul style="list-style-type: none"> <u>食肉評価手法の官能評価は、輸出先となる欧米人の食味の嗜好についても指標を策定するなど、輸出拡大の観点を踏まえ実施すべきではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産省の「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」では、牛肉の輸出額をH24年度実績50億円から32年度までに250億円とすることを目標としている。 この政策目標達成のためには、海外の消費者に受け入れられる牛肉作りが必要ではないか。 そのためには、<u>従来の日本人を意識した評価に加え、最も期待される消費者である欧米人の味覚を意識した官能評価も必要ではないか。</u>
3) 配布用資産の配布価格について	<ul style="list-style-type: none"> <u>家畜の改良増殖に係る家畜人工授精用精液、家畜受精卵等の配布価格は、生産コストを反映したものとすべきではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 配布価格は、生産コストを網羅的に反映した原価計算に基づき決定されているか。 配布価格は、酪農家保護の観点から民間市場価格と著しく乖離しないように設定しているとのことだが、この場合でも、<u>適正な原価計算から導き出された価格との乖離状況を把握しておく必要があるのではないか。</u>（一定の事業のまとめりごとのセグメント情報を集計するためには、詳細な財務データの集計が必要となるため、今後はこのような取り組みも容易になるのではないか。）

【(研)国際農林水産業研究センター】

項目	指摘のポイント	問題意識
<p>1) 我が国の食糧安全保障に寄与するアウトカム目標の設定について</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 本法人は、主に熱帯及び亜熱帯に関する地域その他開発途上国における農林水産業の技術向上のための試験研究を通じて「世界の食料問題の解決と農林水産物の安定供給」に貢献することをミッションとしているが、同時に <u>我が国の「食料安全保障」に寄与する観点も重要</u> である。<u>我が国の食料安全保障に対する寄与に関する具体的かつ明確なアウトカムを踏まえた目標を研究プログラムごとに設定すべき</u>ではないか。 	<p>【研究成果の我が国への普及に対する農水省の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 我が国は自給能力が低いことから、輸入依存体質 ⇒JIRCASは、世界の食料安定供給能力の確保が最大の国益に直結すると認識 • 農水省は、JIRCASの研究成果が国益に貢献することについて間接的なものと認識しているが、研究予算はODA経費として整理されていないことから、<u>研究成果をより国益につなげることが求められるのではないか。</u>
<p>2) 農業系統合法人との連携強化による効率的な業務運営の実施について</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(H25年12月24日 閣議決定)」前までは、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所と統合することとされていたことを踏まえ、統合に向け準備を進めていた事項を今後の効率的な業務運営に活かすことが必要ではないか。 • 具体的には、本法人の海外における研究成果のうち、<u>国内の生産者・企業等が活用できる技術シーズ等が得られた場合には、実用化を担う統合法人と連携し、早期に国内外における事業化等に繋げるべきではないか。</u> • 本法人の対外活動上のメリット（ネームバリュー等）を活かし、統合法人の国際連携部門との緊密な連携を構築すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 本部所在地が近接していることから、人事交流や共同研究の推進が物理的に容易な状況にあると考えられるものの、業務の効率化に向けた取組は、トイレットペーパーやコピー用紙の共同購入等にとどまる。 • 共同研究を実施しているとのことだが、今後はJIRCASの研究成果を統合法人が国内で普及させる等、一歩進んだ連携を検討すべきではないか。 • 特に、<u>研究開発を推進していく上で必要となる技術、能力、人材、設備及び研究シーズの相互利用を可能とする仕組みを構築すべきではないか。</u>

【(研)森林総合研究所】

項目	指摘のポイント	問題意識
1) 研究成果の最大化について	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発については、査読論文数やI F値などのアウトプット目標に加え、<u>林業現場への成果の普及、水源林造成事業や森林保険事業など自ら担う事業への貢献など、できる限りアウトカムと関連させた目標を設定すべき</u>ではないか。 具体的には次期中長期目標期間内に①研究開発すべき内容、②研究開発された成果の普及（アウトカム）、③これらの達成時期を明示した目標を立てるべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 森林保険特別会計を平成 26 年度末に廃止し、森林保険業務は森林総合研究所に移管。 これにより、森林総合研究所は研究・開発から水源林造成事業（森林の造成）、森林保険事業まで行う、<u>林業の総合的な実施機関となっている点が、他の国立研究開発法人と異なる。</u> 研究開発成果を林業の現場で実用化することや、森林保険の保険料率の見直しに活用することが可能となることから、研究開発に関するアウトプット目標だけでなく、具体的なアウトカム目標の設定が可能である。
2) 水源林造成事業について	<ul style="list-style-type: none"> 事業の財源のうち要償還額（出資金、借入金）の中長期的な返済計画や、将来に渡る事業の財源構造を明らかにした上で、当該事業の評価を行うべきではないか。 具体的には、債務返済の計画と実績の対比等の情報について、<u>差異が生じる原因とその分析等も含め内容を公表した上で、最新の情報による債務返済の見通しに関する根拠（金利、収入、木材価格、経済動向等）についても公表し、評価を受けるべきではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 出資金、財投借入金、補助金を事業の財源とし、順次立木販売収入等をもって借入金等の償還財源等に充てることとしている。しかし、財投借入金の償還に新たな財投借入金を用いている状況（平成 26 年度決算：長期借入金 1,232 億円、政府出資金 7,083 億円） 一方、国産材丸太価格は昭和 55 年をピークに、下落傾向（ヒノキ：平成 14 年→平成 23 年：31,500 円→21,700 円）。 平成 26 年度分収造林収入：445 百万円（24 年度：345 百万円、25 年度：370 百万円）。 <u>法人として償還スケジュールの公表及び償還状況の評価を行っていない状況。</u> <u>償還スケジュールが合理的に作成されているかどうかの検証と、次期中長期目標においては償還スケジュールの達成状況について評価を行うべき</u>ではないか。

項目	指摘のポイント	問題意識
----	---------	------

参考：平成 26 年度に係る業務の実績に関する評価書（抜粋）

【中期目標】
コスト縮減、資金の有効活用等適切な業務運営を行い、事業の収支バランスに係る試算を不断に見直しつつ、長期借入金等を確実に償還する。

【中期計画、年度計画】
コスト縮減、資金の有効活用等適切な業務運営を行いつつ、長期借入金等を確実に償還する。なお、木材価格等に関する統計資料等を参考に、分収造林契約に基づく将来の造林木販売収入を見積もるなど、長期借入金等に係る事業の収支バランスに係る試算を見直す。

【平成 26 年度実績】抜粋
一般管理費、人件費等業務運営に係る経費の抑制を図りつつ、長期借入金等の償還原資である負担金等を確実に徴収するため、関係道府県及び受益者と連絡を密にし、関係道府県及び受益者から、計画の負担金等を全額徴収するとともに、長期借入金及び緑資源債券を着実に償還した。
なお、長期借入金等に係る事業の収支バランスに係る試算については、林野庁から公表されている木材価格や内閣府が公表している長期経済見通しを参考に、将来の造林木販売収入を見積もるなど平成 26 年度において改めて試算を行い、中期計画の償還額や出資金の額に影響を及ぼさないことを確認した。

【主な評価指標】
＜評定と根拠＞業務運営に係る経費の抑制を図りつつ、関係道府県及び受益者と連絡を密にし、負担金等の全額徴収の実施により長期借入金及び緑資源債券を確実に償還したこと、また、これにあたっては長期借入金等に係る事業の収支バランスに影響がないことが確認されていることから「B」評定とした。
＜課題と対応＞引き続き長期借入金等の着実な償還を行う必要がある。

【主務大臣による評価】B
＜評定に至った理由＞
・長期借入金について、年度計画に基づき事業の収支バランスに係る試算の見直しを行うとともに、資金の有効活用等適切な業務運営を行いつつ長期借入金等を確実に償還した。

＜今後の課題＞
・引き続き、業務運営に係る経費の抑制を図り、長期借入金等を確実に償還する必要がある。また、長期借入金等に係る事業の収支バランスに係る試算の見直しを定期的に行っていく必要がある。

＜国立研究開発法人審議会の意見＞
・長期借入金、研究所債券ともに着実に償還されている。

平成26年度長期借入金償還実績(単位:百万円) 【平成26年度債券償還実績】

勘定	元金	支払利息	計	元金	支払利息	計
水源林勘定	12,348	2,614	14,961	3,000	310	3,310
特定地域整備等勘定	11,310	1,297	12,606	3,600	259	3,859
特定地域等整備経理	7,785	650	8,434	1,900	188	2,088
林道経理	3,525	647	4,172	1,700	71	1,771
計	23,657	3,911	27,568	6,600	569	7,169

3) 森林保険事業について	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年 4 月に特別会計から独立行政法人に移管されたことにより国の予算（特別会計）計上が必要となるなど、保険金支払事務の迅速化が期待されることから、当該迅速化に関する目標設定が必要ではないか。 さらなる情報の公開など、被保険者及び国民に対するサービスの向上を図るべきではないか。 また、加入率の低下が著しいことから、その原因を究明し対策を強化する目標を定めるとともに、加入率増加に関する数値目標を定めるべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年 4 月に特別会計を廃止し森林総研に森林保険業務が移管。 森林保険は、持続可能な森林経営を進める上でのセーフティネットとして重要な役割を發揮、また、保険金を活用した被災森林の再造林を通じ、森林経営の安定等に寄与しているが、<u>民有林の造林面積の減少や、木材価格の下落傾向等厳しい林業の状況から、保険加入率も減少傾向。</u> 特別会計から独法業務とされたことによるサービス向上を図るべきではないか。例えば、損害保険として、一定の情報開示が必要ではないか。(日本損害保険協会の「ディスクロージャー基準」に準拠した内容を想定)
---------------	---	---

【(中)経済産業研究所】

項目	指摘のポイント	問題意識
1) 研究ロードマップを活用したアウトカム目標の設定について	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業政策に関する研究のハブ機能を有する法人として、研究成果の最大化を図る観点から、以下の取組を実施し、本法人の限られた研究リソースの適時・適切な配分を通じた研究業務の重点化を図るべきではないか。 ①9つの研究領域における「目指す政策目標」、「成果等のアウトカム」や「達成時期」を明確に定めた研究ロードマップの作成 ②研究ロードマップを活用し、必要に応じ研究の継続そのものに関する助言・指導を行うことを目的とする研究マネジメント体制の構築 ③目標達成が容易にならないよう、数値目標水準の見直し ④本法人は中期目標管理法であることから、<u>目標指針及び評価指針に則り、その業務の評価は定量的な指標をもって厳格に行うこと。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 中期目標管理法は、目標策定指針において、①具体的、客観的、的確かつ明確な、②アウトプットに着目した、③できる限りアウトカムに着目した、④できる限り定量的な目標の策定が求められるが、次期中期目標策定に向けて法人としてどのように対応していく予定か。 <u>過年度の年度評価の状況を見ると、数値目標の達成割合が評価の指針上A評定となる状況(120%以上)が多く、目標水準の見直しが必要である。</u>
2) 運営費交付金の未執行率が高水準であることについて	<ul style="list-style-type: none"> <u>具体的な目標に基づく具体的な中期・年度計画を定める中で、プロジェクトごとに必要な予算を測定することで真に必要な金額を予算措置すべきではないか。</u> 併せて、<u>評価に当たっては各プロジェクトの進捗と予算の執行状況を明らかにした上で実施すべき。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>運営費交付金の未執行率が高水準(年度交付額に対する未執行残高割合が30%超)</u>
3) 民間の研究との違いの明確化及び民間研究機関との連携について	<ul style="list-style-type: none"> RIETIの研究の成果を、誰にどのような形で活用されているのかが不明確である。 RIETIのミッションである「我が国の経済産業政策の立案に資する研究を実施」していることを適切に評価するためには、<u>①民間とは異なるRIETIの研究の独自性を明確化した上で、②1)の考え方により策定された研究成果を的確に現す具体的数値目標に基づき実施する必要があるのではないか。</u> また、民間研究機関と連携し、その知見を取り入れること等により、<u>経済産業政策への寄与度をさらに高める成果を目指すべきではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 民間研究機関はクライアントが求める研究成果を目指し研究活動を行っているが、RIETIの研究は誰がどのような必要性からなされているのかが不明確。 民間研究機関は営利目的で活動していることから、連携することは稀としている。しかし、民間研究機関との連携の結果、現実を踏まえた政策提言につながった例もあり、より政策寄与度が高い成果を創出するためには民間研究機関との連携が必要なのではないか。

【(中)工業所有権情報・研修館】

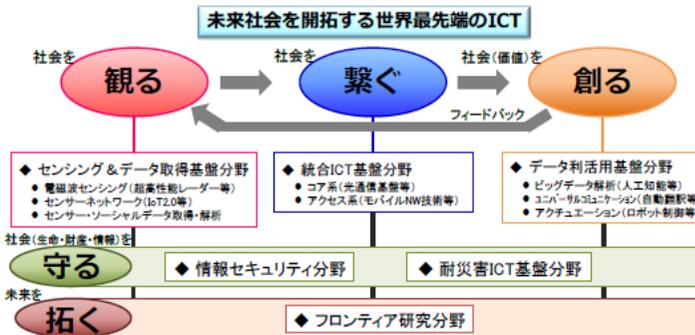
項目	指摘のポイント	問題意識																																																														
<p>1) 世界最速・最高品質の審査の実現について</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 人材育成業務（特許庁職員向け研修、民間事業者向け研修）の実施にあたり、日本再興戦略に掲げられた特許の「世界最速・最高品質の審査の実現」に資する観点から、以下の取組を実施すべきではないか。 <ul style="list-style-type: none"> ①特許審査の迅速化に真に必要な研修への重点化 ②「世界最速・最高品質の審査の実現」との関連を明らかにした上で達成水準を測る具体的かつ定量的な目標の設定 <p>【考える指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 調査業務実施者の育成研修における修了率など <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>図表A1. 調査業務実施者の育成研修の実施状況</p> <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #e0e0e0;"> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">H23 年度</th> <th colspan="2">H24 年度</th> <th colspan="2">H25 年度</th> <th colspan="2">H26 年度</th> </tr> <tr style="background-color: #e0e0e0;"> <th>受講生</th> <th>修了者</th> <th>受講生</th> <th>修了者</th> <th>受講生</th> <th>修了者</th> <th>受講生</th> <th>修了者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回(4～6月)</td> <td>85</td> <td>51</td> <td>152</td> <td>105</td> <td>167</td> <td>129</td> <td>147</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>第2回(7～9月)</td> <td>102</td> <td>60</td> <td>157</td> <td>108</td> <td>148</td> <td>101</td> <td>161</td> <td>115</td> </tr> <tr> <td>第3回(10～12月)</td> <td>135</td> <td>91</td> <td>208</td> <td>140</td> <td>131</td> <td>81</td> <td>172</td> <td>141</td> </tr> <tr> <td>第4回(1～3月)</td> <td>133</td> <td>104</td> <td>179</td> <td>133</td> <td>145</td> <td>106</td> <td>142</td> <td>109</td> </tr> <tr style="font-weight: bold;"> <td>合計</td> <td>455</td> <td>305</td> <td>696</td> <td>486</td> <td>591</td> <td>417</td> <td>622</td> <td>470</td> </tr> </tbody> </table> </div>		H23 年度		H24 年度		H25 年度		H26 年度		受講生	修了者	受講生	修了者	受講生	修了者	受講生	修了者	第1回(4～6月)	85	51	152	105	167	129	147	105	第2回(7～9月)	102	60	157	108	148	101	161	115	第3回(10～12月)	135	91	208	140	131	81	172	141	第4回(1～3月)	133	104	179	133	145	106	142	109	合計	455	305	696	486	591	417	622	470	<ul style="list-style-type: none"> • 「今後10年間で特許の「権利化までの期間」を半減させ平均14月以内とするとともに、外部有識者による客観的な品質管理システムの導入等の取組により「世界最速・最高品質」の審査を実現する。」＜日本再興戦略改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）＞ • 一方、審査官1人あたりの審査処理件数は増加（2004年：203件→2011年：233件） • 特許庁が法人に示す研修計画の中には「メンタルヘルス、服務規律、ライフプラン等に関する研修」等、「世界最速・最高品質の審査の実現」の目標達成との関連が不明な研修あり。
	H23 年度		H24 年度		H25 年度		H26 年度																																																									
	受講生	修了者	受講生	修了者	受講生	修了者	受講生	修了者																																																								
第1回(4～6月)	85	51	152	105	167	129	147	105																																																								
第2回(7～9月)	102	60	157	108	148	101	161	115																																																								
第3回(10～12月)	135	91	208	140	131	81	172	141																																																								
第4回(1～3月)	133	104	179	133	145	106	142	109																																																								
合計	455	305	696	486	591	417	622	470																																																								
<p>2) 利便性向上について</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 平成28年度に特許庁から「知財総合支援窓口」が移管されるに当たっては、中小企業庁が開設している「よろず支援拠点」や中小企業基盤整備機構が開設している「中小企業海外展開ワンストップ相談窓口」等との連携を強化し、相談者である中小企業者の利便性向上を行うべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> • I N P I Tは、「営業秘密・知財戦略相談窓口」を平成27年2月に開設し、平成28年度には特許庁から「知財総合支援窓口」（全国57箇所）が移管されるなど、海外展開する中小企業等の権利化、権利の活用と保護等を含めた知財マネジメントの強化支援を充実することとしている。 • 一方、中小企業庁は「よろず支援拠点」（全国47箇所：売上の拡大、経営改善など経営上の悩み相談）、中小企業基盤整備機構は「中小企業海外展開ワンストップ相談窓口」（全国10箇所：海外での産業財産権の保護・活用を含めた中小企業の海外展開を積極的に支援）を開設。 																																																														

項目	指摘のポイント	問題意識
		<ul style="list-style-type: none"> 特許庁「知財総合支援窓口」、中企庁「よろず支援拠点」及び中小機構「中小企業海外展開ワンストップ相談窓口」等の関係機関が連携し、それぞれが受け付けた事案の相互連絡体制ができれば、中小企業者の利便性が向上するのではないか。
3) 情報システムの強化について	<ul style="list-style-type: none"> 特許情報プラットフォーム (J-PlatPat) の運用、開発及びセキュリティを担う体制の整備が必要ではないか。 具体的には、<u>情報セキュリティ対策等の経験をもつプロパー常勤職員 (専門職) の計画的な採用及び特許庁出向職員の計画的育成を実施すべきではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> I N P I Tは特許庁職員出向者100%であるため、高度な専門知識を有する民間人を契約職員として採用し、システムアドバイザー (C I O補) として配置している状況。

【(研)国立環境研究所】

項目	指摘のポイント	問題意識
1) 持続可能な循環共生型社会に向けた研究	<ul style="list-style-type: none"> • <u>次期中長期期間においては、「環境・経済・社会」の更なる統合的向上を目指し、「持続可能な循環共生型社会」の実現に向けた研究に重点化。</u> • <u>これまでの「政策貢献型の研究分野」に加え、組織横断的な「課題解決型プログラム」を導入する予定。</u> • <u>このため、中長期目標において以下を明確化すべきではないか。</u> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>環境研として目指すべき研究開発の方向性</u> ② <u>研究ロードマップを活用した具体的な目標達成水準や達成時期</u> ③ <u>国や社会に対する効果の観点を十分踏まえたアウトカム目標の設定</u> <p>また、組織横断的な研究プログラムの実施にあたり、報告体制の整備や責任者の明確化など研究管理体制を整備する必要があるのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • <u>次期中長期目標において横断的な「課題解決型プログラム」の設定を環境省にて検討中。</u> • <u>組織横断的なプログラムを効率的に運営するため、報告体制の整備や責任者の明確化、評価体制の整備など、研究管理体制の再構築が必要。</u> • <u>新しい環境研究・環境技術開発の推進戦略（平成27年8月 中央環境審議会答申）を踏まえ、5つの領域（低炭素・資源循環・自然共生・安全確保及び統合）の研究プログラムを着実に推進することが必要。</u>
2) 内部統制システムの運用強化に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> • <u>全職員に内部統制研修を受講させる等、業務方法書に記載された内部統制の推進に関する取組を、理事長のリーダーシップのもと強化すべきではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> • <u>過去に参考見積書と異なる価格での契約といった内部統制上の問題が発生。</u> • <u>次期目標期間において、業務方法書に基づく内部統制に係る内部規程を整備し、内部統制委員会を設置するとのことであるが、その実際の運用や実効性を担保する取組は、理事長のリーダーシップによるところが大である。</u>
3) 国環研福島支部開設について	<ul style="list-style-type: none"> • <u>平成28年度から、国環研福島支部（環境創造センター三春施設内）を開設するにあたっては、中長期目標において当該支部の役割を明確すべきではないか。</u> • <u>特に、同一の施設に入居予定の文部科学省所管独立行政法人、県機関等異なる組織間の連携及びそれぞれの役割に意した目標の設定が必要ではないか。</u> • <u>異なる機関間の連携研究となること、また、本所と離れた拠点となることに鑑み、最適な研究管理体制を整備する必要があるのではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> • <u>環境創造センターは、放射性物質によって汚染された環境の回復・創造に取り組むための調査研究及び情報発信、教育等を行う拠点施設として、国のサポートのもとに福島県が設置するもの</u> • <u>参画する機関は、日本原子力研究開発機構（JAEA）国立環境研究所及び福島県。</u> • <u>福島県、JAEAをはじめとする官民学が連携して災害環境研究を実施。当該研究の加速化のため、異なる組織間の連携に留意した研究管理体制を整備する必要。</u>

【(研) 情報通信研究機構】

項目	指摘のポイント	問題意識
<p>1) 研究成果の最大化について</p>	<p>① 本機構の行う研究分野は多岐にわたり、研究のフェーズも異なることから、研究開発については、<u>重点的に取り組むこととされた5分野を「一定の事業等のまとめり」として設定するために、電算システムの変更を行うとともに、法人の資源（予算、組織等）配分及び業務の執行について責任体制を明確とした次期中長期目標を策定すべき</u>ではないか。</p> <p>(参考)</p> <p>現中期目標機関の重点研究開発分野</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ネットワーク基盤技術 2 ユニバーサルコミュニケーション基盤技術 3 未来 I C T 基盤技術 4 電磁波センシング基盤技術 <p>次期中長期目標期間における一定の事業等のまとめりとして設定すべきと思われるもの：情報通信審議会「新たな情報通信技術戦略の在り方」重点研究開発分野</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 センシング&データ取得基盤分野 2 統合 I C T 基盤分野 3 データ利活用基盤分野 4 情報セキュリティ分野・耐災害 I C T 基盤分野 5 フロンティア研究分野 	<p>情報通信分野に関する研究開発の方向性については、科学技術基本計画、科学技術イノベーション総合戦略において全体的な研究開発が示されており、また、情報通信審議会において、国及びN I C Tが取り組む必要がある重点研究開発分野として明確化された上で、ロードマップも示されている。これを踏まえて、既存の業務推進体制、組織体制を見直しする必要がある。</p> <p>情報通信審議会「新たな情報通信技術戦略の在り方」中間答申 重点研究開発分野</p>  <p>これら分野において、N I C Tがいつまでのどのような水準を目標として取り組んでいくのか明確にするべきである。</p>

項目	指摘のポイント	問題意識
----	---------	------

情報通信審議会「新たな情報通信技術戦略の在り方」中間答申
2020年までのロードマップの例

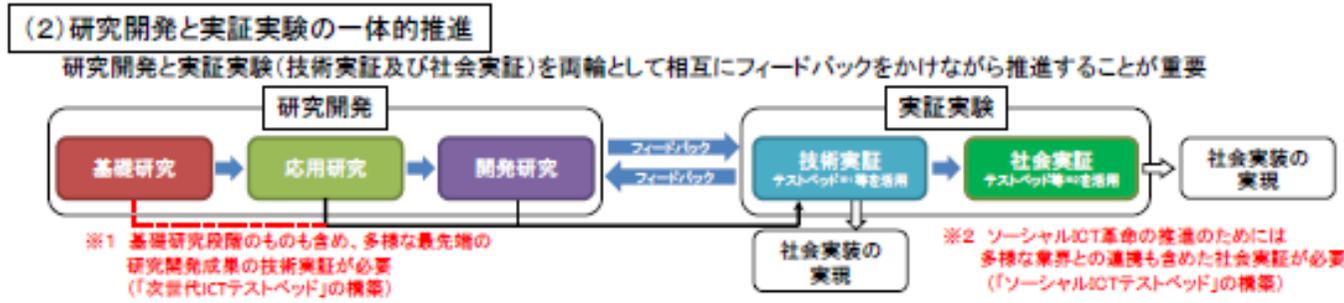
(1) サイバーセキュリティ技術

主な取組	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	7月1日と社会実装の円 中間評価(2020年度) ←達成目標(2030年度)→
(1)-① 未来型サイバー セキュリティ技術 の研究開発	サイバー攻撃 観測網の構築・ 運用 ・日本最大の観測網構築 ・多数な異種センサー 切替機構の実現	能動的サイバー攻撃観測網の研究開発			能動的サイバー攻撃観測網の試験運用		2016年以降 新型分析技術・可視 化技術を順次技術移 転し、社会に実展開
	サイバー攻撃 分析・可視化 基盤技術の確立 ・各層センサーからの 多角的入力を用いた 分析基盤技術の確立	複合型サイバー攻撃分析・可視化技術の研究開発			分析・可視化技術の試験運用 分析・可視化技術の方式高度化		2020年東京オリ ンピック・パリン ピック競技大会関連 のシステム等に韓国 産の未来型セキュ リティ技術を導入し、 五輪の安全保障に貢 献

② オープンに開放する試験環境であるテストベッドについて、様々な機関と連携して社会実装に向けた取組をするものであることから、NICT自らが行う研究開発の評価軸とは異なる評価軸を検討すべきではないか。

テストベッドについても、情報通信審議会において、そのあり方が答申されており、重点的に取り組んでいくこととなるが、テストベッドを活用した研究成果の効果を図るためには、適切な評価軸、評価指標を設定する必要がある。

情報通信審議会「新たな情報通信技術戦略の在り方」中間答申
研究開発の主な推進方策について



項目	指摘のポイント	問題意識									
	<p style="text-align: center;">(1) 実証実験とテストベッドの関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 45%;">概要</th> <th style="width: 45%;">想定される事例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">技術実証</td> <td> <p>研究開発成果について、技術的な達成レベルや効果等を客観的に検証するもので、以下のような種類が想定。</p> <p>① 研究開発成果を実装した物理的な実証基盤(※1)としてオープンに開放する試験環境である「テストベッド」を構築し、それを多様な外部研究機関等が利用して検証を行うもの。</p> <p>② クローズドな試験環境を内部の研究者が構築して検証を行うもの。</p> </td> <td> <p>① JGN-XIにおいて、新規開発したオープンフロー対応通信装置を導入し、通信事業者、メーカー等が実運用に近い環境において機能・性能の検証を行う。</p> <p>② NICTの研究者が、最先端の高速大容量光通信技術(1Tbps級)の光通信装置等の検証を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">社会実証</td> <td> <p>研究開発成果について、一般での実用化の前段階で社会的受容性等(※2)を検証するもので、以下のような種類が想定。</p> <p>① 研究開発成果を実装した物理的な実証基盤(※1)としてユーザにも使いやすい形でオープンに開放する試験環境である「テストベッド」を構築し、それを多様な業種のユーザ等も利用して検証を行うもの。</p> <p>② 研究開発成果を実装した機器をユーザ等と共同実証ができる社会環境に持ち込んで検証を行うもの。</p> </td> <td> <p>① ワイヤレステストベッド(鉄道線路沿いの斜面にWi-SUN及びセンサーを設置)を用いて、鉄道会社が土砂崩れ等の監視・被害予測の検証を行う。</p> <p>② 研究開発したネットワーク型介護ロボットを介護施設等に持ち込んで高齢者等の反応の検証を行う。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">(※1) 研究開発成果がソフトウェアである場合は、実証実験に物理的な実証基盤は不要 (※2) ここでいう社会的受容性とは、技術適用性、ユーザ利便性、コスト受容性などを含め、地域社会や国民から受け入れられること</p>		概要	想定される事例	技術実証	<p>研究開発成果について、技術的な達成レベルや効果等を客観的に検証するもので、以下のような種類が想定。</p> <p>① 研究開発成果を実装した物理的な実証基盤(※1)としてオープンに開放する試験環境である「テストベッド」を構築し、それを多様な外部研究機関等が利用して検証を行うもの。</p> <p>② クローズドな試験環境を内部の研究者が構築して検証を行うもの。</p>	<p>① JGN-XIにおいて、新規開発したオープンフロー対応通信装置を導入し、通信事業者、メーカー等が実運用に近い環境において機能・性能の検証を行う。</p> <p>② NICTの研究者が、最先端の高速大容量光通信技術(1Tbps級)の光通信装置等の検証を行う。</p>	社会実証	<p>研究開発成果について、一般での実用化の前段階で社会的受容性等(※2)を検証するもので、以下のような種類が想定。</p> <p>① 研究開発成果を実装した物理的な実証基盤(※1)としてユーザにも使いやすい形でオープンに開放する試験環境である「テストベッド」を構築し、それを多様な業種のユーザ等も利用して検証を行うもの。</p> <p>② 研究開発成果を実装した機器をユーザ等と共同実証ができる社会環境に持ち込んで検証を行うもの。</p>	<p>① ワイヤレステストベッド(鉄道線路沿いの斜面にWi-SUN及びセンサーを設置)を用いて、鉄道会社が土砂崩れ等の監視・被害予測の検証を行う。</p> <p>② 研究開発したネットワーク型介護ロボットを介護施設等に持ち込んで高齢者等の反応の検証を行う。</p>	
	概要	想定される事例									
技術実証	<p>研究開発成果について、技術的な達成レベルや効果等を客観的に検証するもので、以下のような種類が想定。</p> <p>① 研究開発成果を実装した物理的な実証基盤(※1)としてオープンに開放する試験環境である「テストベッド」を構築し、それを多様な外部研究機関等が利用して検証を行うもの。</p> <p>② クローズドな試験環境を内部の研究者が構築して検証を行うもの。</p>	<p>① JGN-XIにおいて、新規開発したオープンフロー対応通信装置を導入し、通信事業者、メーカー等が実運用に近い環境において機能・性能の検証を行う。</p> <p>② NICTの研究者が、最先端の高速大容量光通信技術(1Tbps級)の光通信装置等の検証を行う。</p>									
社会実証	<p>研究開発成果について、一般での実用化の前段階で社会的受容性等(※2)を検証するもので、以下のような種類が想定。</p> <p>① 研究開発成果を実装した物理的な実証基盤(※1)としてユーザにも使いやすい形でオープンに開放する試験環境である「テストベッド」を構築し、それを多様な業種のユーザ等も利用して検証を行うもの。</p> <p>② 研究開発成果を実装した機器をユーザ等と共同実証ができる社会環境に持ち込んで検証を行うもの。</p>	<p>① ワイヤレステストベッド(鉄道線路沿いの斜面にWi-SUN及びセンサーを設置)を用いて、鉄道会社が土砂崩れ等の監視・被害予測の検証を行う。</p> <p>② 研究開発したネットワーク型介護ロボットを介護施設等に持ち込んで高齢者等の反応の検証を行う。</p>									
2) 研究支援部門の強化	<p>NICTがICT分野のオープンイノベーションの拠点となるため、これまでの成果を検証した上で、<u>産学官連携部門において、専門人材を強化する必要があるのではないか。</u></p> <p>情報通信審議会「新たな情報通信技術戦略の在り方」中間答申</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>4.3 産学官連携の推進について</p> <p>「ソーシャル ICT 革命」の推進に向けた研究開発やその成果展開等の推進に当たっては、ICT 分野のみならず、様々な分野・業種との連携・協調が必要である。</p> <p>また、国際的な厳しい技術開発競争に対応するため、技術力の優れたベンチャー企業等も含め、産学官の連携によるオープンイノベーションの推進を支援するとともに、NICT においても研究開発成果の最大化のためにオープンイノベーションの推進に取り組むことが必要である。</p> <p>以上を踏まえ、具体的な取組としては、次のような取組みが挙げられる。</p> </div>	<p>「研究成果の社会実装にあたっては、研究支援をしっかりと行う必要がある。」との説明があったところ。</p> <p>なお、研究支援部門（プロジェクトマネージャー等）の強化にあたって、むやみに組織を肥大化するようなことはせず、現状の人的リソースを上手く活用しながら進めていくべきである。</p>									

項目	指摘のポイント	問題意識																																													
<p>3) 繰越欠損金の解消に向けた取組の強化</p>	<p>基盤技術研究促進勘定及び出資勘定の繰越欠損金については、新規採択は終了し、既存の管理のみであるが、出資先への助言・指導を引き続き強化しつつ、コスト意識を持って、繰越欠損金の解消に向けた取組を引き続き行うとともに、事業の効果の把握やベンチャー育成のための手法について検証するべきではないか。</p> <table border="1" data-bbox="584 456 1554 778"> <tr> <td colspan="5" data-bbox="584 456 1554 491">○基盤技術研究促進勘定</td> </tr> <tr> <td colspan="5" data-bbox="584 491 1554 523">(単位:千円)</td> </tr> <tr> <th data-bbox="584 523 882 563">区分</th> <th data-bbox="882 523 1048 563">平成23年度</th> <th data-bbox="1048 523 1216 563">平成24年度</th> <th data-bbox="1216 523 1384 563">平成25年度</th> <th data-bbox="1384 523 1554 563">平成26年度</th> </tr> <tr> <td data-bbox="584 563 882 603">経常費用</td> <td data-bbox="882 563 1048 603">231,119</td> <td data-bbox="1048 563 1216 603">68,796</td> <td data-bbox="1216 563 1384 603">64,700</td> <td data-bbox="1384 563 1554 603">69,399</td> </tr> <tr> <td data-bbox="584 603 882 643">うち人件費</td> <td data-bbox="882 603 1048 643">65,121</td> <td data-bbox="1048 603 1216 643">44,251</td> <td data-bbox="1216 603 1384 643">44,951</td> <td data-bbox="1384 603 1554 643">45,229</td> </tr> <tr> <td data-bbox="584 643 882 683">経常収益</td> <td data-bbox="882 643 1048 683">131,414</td> <td data-bbox="1048 643 1216 683">94,352</td> <td data-bbox="1216 643 1384 683">90,321</td> <td data-bbox="1384 643 1554 683">69,672</td> </tr> <tr> <td data-bbox="584 683 882 722">うち事業収入</td> <td data-bbox="882 683 1048 722">39,556</td> <td data-bbox="1048 683 1216 722">54,843</td> <td data-bbox="1216 683 1384 722">55,529</td> <td data-bbox="1384 683 1554 722">38,106</td> </tr> <tr> <td data-bbox="584 722 882 762">当期総利益</td> <td data-bbox="882 722 1048 762">△99,766</td> <td data-bbox="1048 722 1216 762">17,762</td> <td data-bbox="1216 722 1384 762">20,347</td> <td data-bbox="1384 722 1554 762">233</td> </tr> <tr> <td colspan="5" data-bbox="584 762 1554 794">出典:財務諸表より</td> </tr> </table>	○基盤技術研究促進勘定					(単位:千円)					区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	経常費用	231,119	68,796	64,700	69,399	うち人件費	65,121	44,251	44,951	45,229	経常収益	131,414	94,352	90,321	69,672	うち事業収入	39,556	54,843	55,529	38,106	当期総利益	△99,766	17,762	20,347	233	出典:財務諸表より					<p>繰越欠損金の解消に向け、企業からの売上上納金が繰越欠損金の解消に繋がるように、コスト感覚を持って行うべきである。一方、これまでの事業の成果等や課題問題点を検討した上で、公表するべきではないか。</p>
○基盤技術研究促進勘定																																															
(単位:千円)																																															
区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度																																											
経常費用	231,119	68,796	64,700	69,399																																											
うち人件費	65,121	44,251	44,951	45,229																																											
経常収益	131,414	94,352	90,321	69,672																																											
うち事業収入	39,556	54,843	55,529	38,106																																											
当期総利益	△99,766	17,762	20,347	233																																											
出典:財務諸表より																																															
<p>4) 海外事務所のあり方</p>	<p>今期の海外事務所の業務の成果を検証した上で、次期中長期目標において、研究成果の最大化の観点から十分踏まえた目標を定めるべきではないか。</p>	<p>次期中長期目標では、海外事務所が行う業務の目標等を明確化して、適切な評価ができるようにするべきではないか。</p>																																													

【(中)酒類総合研究所】

項目	指摘のポイント	問題意識
1) 研究開発の成果の最大化	<ul style="list-style-type: none"> 酒類総合研究所は、国税庁では対応が困難な酒類に関する高度な分析・鑑定業務等、国税庁の行政事務の一部を担う法人であるが、本法人のミッションや国税庁の政策の中での位置づけを明確にした上で、「独立行政法人の目標の策定に関する指針（平成26年9月2日総務大臣決定）等における国立研究開発法人の準用規定に基づき、適切な評価軸を検討・設定し、国税庁、酒類業界等の法人内外から研究ニーズを組織的にくみ上げ、研究成果の最大化に向けた中期目標を策定すべきではないか。 <u>その際は、高度な分析・鑑定業務の実施について、国税局鑑定官室が行う業務との違い、本法人でなければならない理由を明確にするべきではないか。</u> <u>さらに、一定の事業のまとまりをどのようにするのか、それに伴い、現行組織を見直す必要がないかについても検討した上で中期目標期間開始前に目標の達成時期や国や社会に対する効果を明確に示すことは可能か検討すべきではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 酒類総研は中期目標管理法人であるが、どのような業務（研究）を行い、<u>評価に資する中期目標を策定させるか。</u> 目標策定に関する指針に即すと国立研究開発法人における第一の目的は、研究開発の最大化である。酒類総研における研究開発の最大化とは、適正課税に資するための高度な分析や民間ではできない安全性に関する研究であると考えており、それを明確にした上で中期目標に示すことが必要。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【国税局鑑定官室】</p> <p>○分析・鑑定</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正課税、適正表示、品質・安全性の確保のため、市販酒類調査等を実施 放射能分析証明書を発行 <p>※ 酒類総研が策定を支援した国税庁所定分析法による。</p> <p>○技術指導・相談</p> </div>
2) 組織・業務の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <u>東京事務所の移転に伴い、組織・業務の抜本的な見直しを行い、次期中期目標期間中の可能な限り早期に、組織の合理化及び業務の効率化を着実に実施するものとする。</u> 今回の移転は、地方創生の一環である政府機関の移転第1号であり、<u>広島移転に係る政策の効果あるいはコスト削減の効果などがどう表れたかを次期中期目標で検証していくべきではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 東京事務所が広島事務所に移転したことに伴い、組織及び業務上で生じた移転のメリットを最大限生かすべきではないか。特に広島・東京の2カ所で行っていたものについては、人員の合理化や業務の効率化が当然図られるものとする。 実施にあたってはスケジュール感を明確にする必要。
3) 新たな政策課題に対する取組について	<ul style="list-style-type: none"> <u>鑑評会や講習の実施については、その業務の必要性等を明確にし、適切な目標を設定した上で、中小企業に過大な負担とならないよう配意しつつ、民間による応分の負担を求めるとともに、他の研究機関等との連携を強化するべきではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 品質評価業務はどのように評価していくのか。そのためどのような目標を立てるべきか。 共働化への移行は進んだと思われるため、できる限り赤字の解消に向けて取り組んでいくべき。

【(研)土木研究所】

項目	指摘のポイント	問題意識
1) 研究業務の目標設定	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発については、「グリーンイノベーションによる継続可能な社会の実現」など社会的関心の高い課題に重点的に研究費を配分するなど、これまでも重点化を進めてきたところであるが、中長期目標に定める研究開発の目標は、 <ol style="list-style-type: none"> ① <u>「一定の事業等のまとまり」を適切に定め、アウトカムの観点を十分踏まえた具体的・明確な目標を設定</u> ② <u>上記①の目標の達成に向け、更なる研究内容の見直し・重点化</u> ③ <u>研究内容を適切に評価できる評価軸を設定</u> ④ <u>目標の達成に向けた適切な研究マネジメント体制の構築</u> とすべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発の重点化に関して大臣が指示すべきは、予算の充当割合(75%)ではなく、具体的な効果である。 また、評価をするためには、土木研究所のミッションを明らかにした上で、明確な目標を示すことが必要と考えられる。
2) 国総研等との関係	<ul style="list-style-type: none"> <u>本省や国総研との役割分担について、独立行政法人である本法人のミッションや位置付けを明確にした上で具体的に記載すべきではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 本省や国総研との役割分担は、抽象的で分かりづらい。中長期目標においては、本省や国総研との分担の下で法人が果たすべき役割をより具体的に記載する必要があると考えられる。
3) 寒地土木研究所の位置付け、ミッションの明確化及び研究開発の成果の最大化	<ul style="list-style-type: none"> <u>寒地土木研究所の位置付けをより明確にするため、政策との関係や研究開発のミッション等を次期中期目標に具体的に記述すべきではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度につくば中央研究所と統合された寒地土木研究所は、現在も北海道特有の寒冷地に特化した研究開発を行っている。このような旧来から地域性のある組織については、次期中期目標において、個別にその業務の必要性、ミッションを改めて明確にする必要があると考えられる。 また、<u>寒地土木研究所の研究成果を国土全体で活用するため、つくばの研究部門を通じた成果普及の強化を図るべきと考えられる。</u>

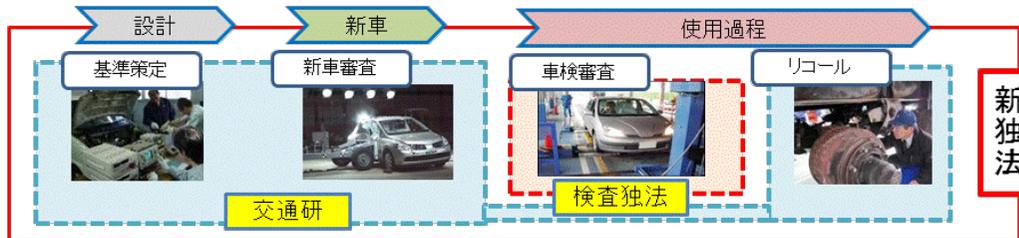
【(研)建築研究所】

項目	指摘のポイント	問題意識
1) 研究業務の目標設定	<ul style="list-style-type: none"> • 研究開発については、「グリーンイノベーションによる継続可能な社会の実現」など社会的関心の高い課題に重点的に研究費を配分するなど、これまでも重点化を進めてきたところであるが、中長期目標に定める研究開発の目標は、 <ul style="list-style-type: none"> ① 「<u>一定の事業等のまとまり</u>」を適切に定め、<u>アウトカムの観点</u>を十分踏まえた<u>具体的・明確な目標</u>を設定 ② 上記①の目標の達成に向け、<u>更なる研究内容の見直し・重点化</u> ③ <u>研究内容を適切に評価できる評価軸</u>を設定 ④ <u>目標の達成に向けた適切な研究マネジメント体制の構築</u>とすべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 研究開発の重点化に関して大臣が指示すべきは、予算の充当割合(75%)ではなく、<u>具体的な効果</u>である。 また、評価をするためには、<u>建築研究所のミッション</u>を明らかにした上で、<u>明確な目標</u>を示すことが必要と考えられる。
2) 国総研等との関係	<ul style="list-style-type: none"> • <u>本省や国総研との役割分担について、独立行政法人である本法人のミッションや位置付けを明確にした上で具体的に記載すべき</u>ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 本省や国総研との役割分担は、<u>抽象的で分かりづらい</u>。中長期目標においては、本省や国総研との分担の下で法人が果たすべき役割をより具体的に記載する必要があると考えられる。

【(中) 交通安全環境研究所、(中) 自動車検査独立行政法人】

項目	指摘のポイント	問題意識
<p>【統合に関する項目】</p> <p>1) 統合法人としての体制整備について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 統合によるシナジー効果（「設計から新車、使用の段階の業務を総合的に実施」）を発揮するために、 <ol style="list-style-type: none"> 例えば、<u>新車の型式指定審査業務、車検業務及びリコール技術検証業務を一元的に担当する理事を置くなど、統合法人として一体的にマネジメントできる体制を整備し、</u> <u>現場レベルで緊密な連携・情報交換</u>が行われるような運用の仕組みを構築し、 <u>管理部門の合理化の方向性</u>（どの時点までにどのような措置を講じるか）<u>について具体的な計画を策定し、</u>これらを次期中期目標に明記すべき。 <p>【参考】 現行の役員数 交通研：理事長 1、理事 1（常勤）、監事 2（いずれも非常勤） 車 検：理事長 1、理事 4（常勤 3、非常勤 1）、監事 2（常勤 1、非常勤 1）</p>	<ul style="list-style-type: none"> シナジー効果を出すために、組織体制の再編及び運用面での工夫が必要。 国交省において、組織については、現在、統合の効果をより具現化できるような組織を現在検討中とのこと。

●2法人の統合について(国土交通省公表資料から抜粋)



項目	指摘のポイント	問題意識
2) 国からの事務移管に対応するための体制整備について	<ul style="list-style-type: none"> 自動車登録基準の適合性審査に係る調査・確認事務について、事務及び人員が国から移管される（平成28年度から順次速やかに移管、平成30年度開始までに完了）ため、 <ul style="list-style-type: none"> ① 事務及び人員の移管スケジュール ② 移管事務と既存業務（自動車審査業務、自動車検査業務及びリコール技術検証業務）の全体を、効果的・効率的に実施できるような組織及び仕組みについて、直ちに検討し、次期中期目標に明記すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 国から移管された事務と既存事務の両方を、組織全体として効果的・効率的に遂行していくための仕組み・体制の整備が必要。 国交省において、組織については、現在、統合の効果をより具現化できるような組織を現在検討中とのこと。（再掲）

「登録基準の適合性審査に係る調査・確認事務」の具体例

1. 申請書類等の内容等に係る調査・確認

記載内容が不鮮明又は真正ではない恐れがある等の住民票・譲渡証明書等の申請書類について、地方自治体やディーラー等の関係機関へ問い合わせ、内容等を確認する。

主な申請書類と照会先:

住民票、印鑑証明→自治体
 車庫証→警察署
 譲渡証明書→ディーラー
 自賠責保険証→保険会社



2. 登録事項に係る事実調査・確認

中古車について新規登録を行う場合等において、車台番号が不鮮明な車両について、原動機の製造番号等その他の車両情報を調査し、登録情報と照合することにより車両を特定するなど、登録事項に係る事実調査を行う。



3. 登録の審査・制度に関する関係機関からの照会事項に係る調査・確認

行政機関等による重量税還付状況等の登録事項に係る照会、及び、弁護士等による訴訟において必要となる登録事項に係る照会に対し、事実関係を調査する。



このほか、申請者等への登録事項や制度に関する相談等への対応を行う事務がある。

項目	指摘のポイント	問題意識
<p>3) 交通研の研究部門の目標設定について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通研の研究部門については、H25年12月の閣議決定で「自動車における我が国技術の国際標準獲得や鉄道インフラの戦略的な海外展開等において重要な役割を引き続き担う必要がある・・・」等とされている。 ・ また、<u>車検独法との統合を契機に、よりシナジー効果を発揮できるような観点で</u>（例えば、革新的技術に対応した検査手法の開発にも努める等）<u>研究を行うことも重要。</u> ・ これらを踏まえ、研究部門について、 <ol style="list-style-type: none"> ① 適切な「一定の事業等のまとまり」を設定し、アウトカムの観点を十分踏まえた具体的かつ明確な目標の設定 ② 目標の達成に向け、更なる研究内容の見直し・重点化、 ③ 研究内容を適切に評価できる評価軸の設定 ④ 目標の達成に向けたマネジメント体制の構築を行うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H25年12月の閣議決定で交通研の研究部門に期待された役割を果たすための体制や研究内容を検討すべき。 ・ 統合のシナジー効果を発揮できるような研究内容を検討すべき。 ・ 上記を踏まえ、交通研の研究部門における「研究成果の最大化」とは何か。そのために、何を「一定の事業等のまとまり」とし、どの研究をどのレベルまで達成するのか、具体的な目標を立てるべきか。 ・ 国交省において、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 統合後の研究開発業務について、限られた資源で最大限の貢献を果たすため、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定、国際会議での国際基準・規格の策定・調和活動等に資するための研究等に引き続き特化し、重点化を図る ・ 統合による効果が最大限発揮されるよう、燃料電池自動車や自動運転システム等の革新的技術に対応した検査手法の開発にも努める <p>方針で検討中とのこと。</p>
<p>4) 車検独法の四谷本部の移転について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>自動車検査独法の本部事務所（四谷）の移転について、統合後の法人の管理部門の合理化や経費削減の観点を踏まえ、直ちに検討を開始し、次期中期目標期間中の早期に結論を得るべき。</u> ・ その際、交通研（調布市）に隣接する法人の敷地等の利用も視野に入れて検討を行うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期限を区切った議論が必要。 ・ 交通研（調布市）に隣接する法人（海技研や電航研等）の敷地・建物の利用も視野に入れるべき。 ・ 国交省は、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討は直ちに始める予定 ・ 統合後のスリム化状況など業務の落ち着きを見ながら検討 ・ 次期中期目標期間中には結論を出したい方向とのこと。

項目	指摘のポイント	問題意識
<p>【固有の論点】</p> <p><車検></p> <p>5) 民間活力の更なる活用等を踏まえた業務の重点化、関係機関との情報共有の促進について</p>	<p><業務の重点化、検査コース数・要員配置の見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> 民間能力の活用の観点から<u>指定整備工場の指定整備率を更に向上させていること、軽自動車の保有台数は年々増加していること、一方で、高齢者のユーザー車検の増加等による検査場での事故防止対策の検討が必要であることを踏まえ、</u> <ol style="list-style-type: none"> ① 本法人が果たすべき役割を明確にした上で、 ② <u>新規検査や街頭検査等、民間では担えない検査に業務を重点化</u> ③ <u>上記の重点化に伴い、検査コース数や要員配置の適切な見直し</u> <p>を行う必要がある。</p> <p>また、<u>今回の法人統合を踏まえ、④例えば、削減したコースを新車の型式指定審査に活用する等、削減コースの更なる有効活用策の検討を行う必要がある。</u></p> <p>さらに、<u>⑤今後、国において自動車検査登録事務所等の集約・統合化の検討を行う際には、本法人の検査部・事務所の集約・統合化についても併せて検討を進める必要がある。</u></p> <p><関係機関との情報共有></p> <ul style="list-style-type: none"> 統合の目的をより一層達成するためには、<u>指定整備工場や軽自動車検査協会</u>で把握した不具合情報等について、<u>本法人に適時適切に情報提供されるような仕組みを構築し、指定整備工場及び軽自動車検査協会との一層の情報共有を進める必要がある。</u> 	<p>(業務の重点化について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、車検独法における検査場での検査件数（新規検査、継続検査、構造等変更検査）は減少傾向。 (H22年度：752万件 → H26年度：700万件) 今後も、<u>指定整備率の更なる向上や昨今の軽自動車の普及状況を踏まえれば、本法人の業務量（検査件数）は減少していくことが予想される。</u> 一方で、<u>高齢者など不慣れなユーザーのユーザー車検の増加とこれによる検査場での事故（特に人身事故）対策について、H26年度評価において「抜本的な対策を講じることが必要」とされた。</u> (H26年度ユーザー車検件数：約218万台(全体の約3割)) これらを踏まえ、本法人の役割や今後の業務量を検討した上で、業務の重点化（民間では担えない新規検査・構造等変更検査や、街頭検査に重点化する等）と、それに伴う検査コース数や要員配置の見直しが必要。 <ul style="list-style-type: none"> 国交省は、車検業務の重点化について、 <ul style="list-style-type: none"> 継続検査は指定整備工場に任せ、 <u>法人としては、新規検査、街頭検査、構造等変更検査に業務を重点化する方向で検討中とのこと。</u> <p>(削減してきたコースの有効活用について)</p> <ul style="list-style-type: none"> H22年の勧告の方向性を受け、削減してきた検査コースは全国で20コース。(318→298) 検査コースの土地については国から貸与。また、複数のコースが同一の上屋となっており、削減コース部分のみ建物を除去し土地を国に返還するのは困難。 現在は、例えば繁忙期には臨時検査コースとし、閑散期には受検者の見学・確認スペースとする等で活用しているところ。 国交省は、<u>今回の統合を踏まえ、型式指定審査の迅速性・利便性向上のため、審査ニーズの高い自動車メーカーの開発拠点が存在する地域において、既存の車検独法の事務所等の利用も予定しているとのこと。</u>

項目	指摘のポイント	問題意識
<div data-bbox="232 272 1240 320" style="text-align: center; background-color: #ADD8E6; padding: 5px;"> 自動車検査制度の概要 </div>		<ul style="list-style-type: none"> • これらを踏まえ、削減したコースの更なる有効活用策を検討すべき。 <p>(指定整備工場や軽自動車検査協会との情報共有について)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 統合目的(「設計から新車、使用の段階の業務を総合的に実施」)をより一層達成するためには、「使用の段階」に当たる車検(特に継続検査)を担当する指定整備工場や、軽自動車の車検を担当する軽自動車検査協会との情報共有が不可欠。

【(研) 海上技術安全研究所、(研) 港湾空港技術研究所、(研) 電子航法研究所】

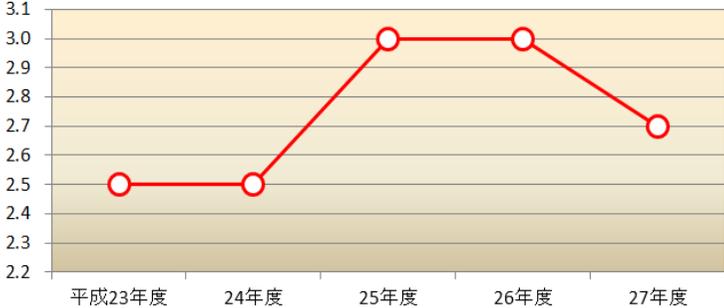
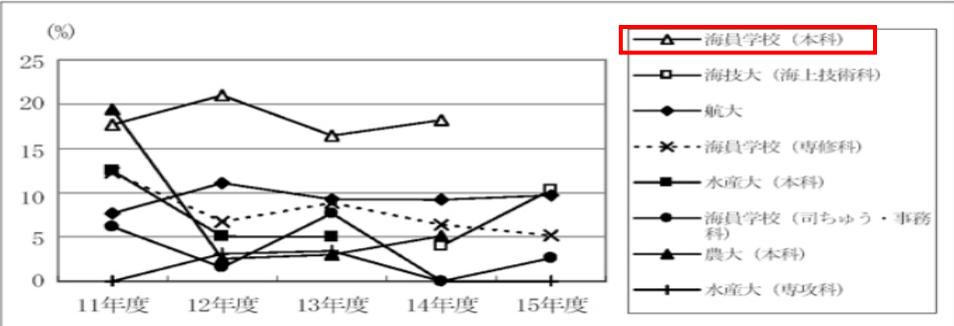
項目	指摘のポイント	問題意識
<p>1) 統合法人としての研究開発の成果の最大化に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 統合3法人における研究開発の成果の最大化に資する観点から、①研究企画部門の統合及び機能強化、②理事長等の権限と責任による研究資源の柔軟な配分を可能とする統一的な仕組みの確立などを検討すべきではないか。 また、<u>統合に伴う管理部門の合理化（組織面、経費面）については、時間軸を持った対応を担保するため、どの時点までにどのような措置を講じるかについての具体的な計画を策定し、次期中期目標等に明記する必要があるのではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> • 「業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容」においては、「統合する3研究所の連携を推進するため、企画部門を充実化する」、「機動的な組織運営を図る。」と記載されているが、中長期目標においてこれらの具体的な内容を明らかにしておくべきと考えられる。 また、法人のミッションについても、統合による研究業務のシナジーのイメージとともに明らかにする必要があると考えられる。 さらに、独立行政法人改革等に関する基本的な方針（H25.12.24閣議決定）には、統合が定着した後に適切に組織の合理化に取り組む旨記載されているが、中長期目標においては、統合が定着する時期について、予め明確にしておく必要があると考えられる。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容】 ※海技研のもの。他の2法人も同趣旨。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 統合する3研究所の連携を推進するため、企画部門を充実化する。また、統合後においても、海上技術安全研究所の名称を継続的に使用するとともに、機動的な組織運営を図る。 • 統合が定着した後に、総務部門の組織や経費の合理化に取り組む。また、統合する港湾空港技術研究所及び電子航法研究所との業務実施の連携を強化し、運営に係る共同業務について共同調達を実施する。 • （中略）さらに、港湾空港技術研究所及び電子航法研究所との統合を踏まえ、これまでの本研究所の特性・プレゼンスを生かしつつ統合による効果を発揮し、運輸産業の国際競争力の強化や海洋の利用推進に貢献する。 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【独立行政法人改革等に関する基本的な方針（H25.12.24閣議決定）】 IV その他新たな独立行政法人制度及び組織への移行に当たっての措置等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人の統合は政策実施機能の最大限の向上を図る観点から実施するものであり、時間軸を持った対応が必要である。このため、統合直後には拙速な組織のスリム化は控える一方、統合が定着した後は、適切に組織の合理化に取り組む。また、システム統合など統合を効率的に行うために必要な経費は適切に措置する一方、統合が定着した後は、経費の合理化に積極的に取り組む。 </div>
<p>2) 研究業務の目標設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 中長期目標に定める研究開発の目標は、法人のミッションを明らかにした上で、 ① <u>「一定の事業等のまとまり」を適切に定め、アウトカムの観点を十分踏まえた具体的・明確な目標を設定</u> ② <u>上記①の目標の達成に向け、更なる研究内容の見直し・重点化</u> ③ <u>研究内容を適切に評価できる評価軸を設定</u> 	<ul style="list-style-type: none"> • 研究業務に関する数値目標（現在それぞれの中期目標等において設定）の設定方法については、「実績値を基に、他独法の数値目標、社会的要請及び政府指針等を考慮」、「現行中期計画における研究分野の重点化状況や外部有識者の意見等を勘案」等としか説明されていないものがあるので、次期中長期目標の策定に当たっては、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日

項目	指摘のポイント	問題意識
	<p>④ <u>目標の達成に向けた適切な研究マネジメント体制の構築</u>とするべきではないか。</p>	<p>総務大臣決定)を踏まえ、適切な目標を示す必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、実績が前中期計画に定める目標値を大きく上回ったにもかかわらず現中期計画において同水準とされた目標があるところ、これらについては、現状に見合ったものに見直すべきと考えられる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【実績が前中期計画に定める目標値を大きく上回ったにもかかわらず現中期計画において同水準とされた指標の例】</p> <p>(海技研)</p> <ul style="list-style-type: none"> 共同研究及び受託研究の件数 各種競争的資金に係る研究の件数 所外発表の件数 <p>(港空研)</p> <ul style="list-style-type: none"> 査読付論文(外国語含む)の発表の件数 共同研究の件数 <p>(電航研)</p> <ul style="list-style-type: none"> 査読付論文の採択の件数 </div> <ul style="list-style-type: none"> なお、「共同研究」や「受託研究」などの指標は、その達成のみをもって「研究開発の成果の最大化」とは言い難いため、目標策定の指針を踏まえてより適切なものとする必要があると考えられる。
3) 国総研等との関係	<ul style="list-style-type: none"> 本省や国総研との役割分担について、独立行政法人である本法人のミッションや位置付けを明確にした上で具体的に記載すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 本省や国総研との役割分担は、抽象的で分かりづらい。中長期目標においては、本省や国総研との分担の下で法人が果たすべき役割をより具体的に記載する必要があると考えられる。

【(中) 海技教育機構、(中) 航海訓練所】

項目	指摘のポイント	問題意識
<p>【統合に関する項目】</p> <p>1) 統合後における船員養成の在り方、人材育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国として、海技士資格の取得者をどれくらい育成すべきか検証し、平成28年4月の統合を契機に、 <ol style="list-style-type: none"> 座学・乗船実習の一貫教育 施設・設備の一体的運用 を踏まえ、座学・乗船実習カリキュラムの効果的な運用、教育訓練の重点化等の措置について、中期目標に記載して取り組む必要があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 国交省は、船員養成の前提として、まず「中長期的にどの程度の船員不足が生じ、どれくらいの船員を養成すべき」という大きなビジョンを示すべき。 □ その大きなビジョンの中で、現状の定員設定（390名）が妥当なものかを検証。
<p style="text-align: center;">船員養成のイメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【内航業界の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 船員数：約27,000人（約半数が50歳以上） 事業者数：4,591事業者 大量離職による担い手不足が生じないよう、若手船員の確保・育成が喫緊の課題 外国人船員の参入は認められていない。 平成25年度の新卒就職者：655名。うち、5割(330名)が海技教育機構の卒業生 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【外航業界の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 船員数：約2,300人 事業者数：約200事業者 人件費の安い外国人船員が多い。（外国人船員数：約56,000人） 安定した海上輸送の確保のため、日本人船員の確保・育成が必要 </div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>【海技士資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> 船舶のトン数や航行海域等により、一級～六級のランクあり。 ●三級海技士：沿海区域(20海里以内)の大型船の船長・機関長になれる。 ●四級海技士：同区域の5000トンまでの船の船長・機関長になれる。 </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>【海技士試験】</p> <p>学校を卒業し乗船実習を終えた者は、海技士試験の筆記試験が免除される。（口述試験・身体検査のみ）</p> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>【内航船員数の推移と課題】</p> <p>平成15年 31,886人 → 平成25年 26,854人</p> <p>課題</p> <p>内航船員(27,000人)のうち、約半数が50歳以上</p> <p>大量離職に伴う担い手不足が生じないよう、十分な数の若手船員の確保・育成が必要</p> </div>		

項目	指摘のポイント	問題意識																																				
	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>統合に伴う教育上のシナジー効果を明らかにするべきではないか。</u> ・ 海上技術学校について、本法人のミッションに照らし、海上産業に就職できれば良いのか、また、希望者のみが海技士資格を取得し、その合格率を目標とすることで良いのか検証すべきである。<u>船長や機関長となるべき人材育成（海技士資格取得）が本法人のミッションであるならば、海技士資格取得率を目標に掲げ、四級海技士資格取得の割合を向上させるための工夫・努力が必要ではないか。</u> <p>(参考) 海技学校・海技短大卒業生の海上産業への就職状況 (単位:人、%)</p> <table border="1" data-bbox="159 798 1070 1093"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平成22</th> <th>平成23</th> <th>平成24</th> <th>平成25</th> <th>平成26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卒業生数</td> <td>374</td> <td>368</td> <td>373</td> <td>357</td> <td>380</td> </tr> <tr> <td>就職希望者数 (A)</td> <td>334</td> <td>334</td> <td>339</td> <td>324</td> <td>343</td> </tr> <tr> <td>就職者数(海上産業) (B)</td> <td>321</td> <td>322</td> <td>329</td> <td>318</td> <td>339</td> </tr> <tr> <td>就職者数(陸上産業)</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>海上産業への就職率 (B/A)</td> <td>96.1</td> <td>96.4</td> <td>97.1</td> <td>98.1</td> <td>98.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 国土交通省の報道発表資料に基づき作成。</p>	年 度	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	卒業生数	374	368	373	357	380	就職希望者数 (A)	334	334	339	324	343	就職者数(海上産業) (B)	321	322	329	318	339	就職者数(陸上産業)	6	6	5	3	0	海上産業への就職率 (B/A)	96.1	96.4	97.1	98.1	98.8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統合に伴う教育上のシナジー効果とは何なのか、教育の効果以外にも教員の流動化など明確にするべきではないか。 ・ 海技学校（中卒者対象）・海技短大（高卒者対象）の海上産業への就職率は96%以上と高いものの、四級海技士資格の取得状況に着目すると、海技学校（中卒者対象）では入学者の3割程度が四級海技士資格を取得できておらず、「部員」という形で就職するケースが少なからずみられる。
年 度	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26																																	
卒業生数	374	368	373	357	380																																	
就職希望者数 (A)	334	334	339	324	343																																	
就職者数(海上産業) (B)	321	322	329	318	339																																	
就職者数(陸上産業)	6	6	5	3	0																																	
海上産業への就職率 (B/A)	96.1	96.4	97.1	98.1	98.8																																	

項目	指摘のポイント	問題意識
<p>2) 入学希望者の掘り起こしと中退者数の減少に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子化傾向にある中、入学応募倍率は低下傾向にあり、今後、船員になりたいという強い意欲を有する若者をいかに掘り起こし、<u>多くの入学希望者を確保していくかが課題であることから、統合を契機に、より戦略的・効率的な広報活動を実施していくべき。</u> ・ <u>海技学校は、公表されているデータが古いものの、他の養成機関に比べ中退者率が高く、その改善が必要ではないか。</u> <p>【海技学校・海技短大(計7校)における応募倍率等の推移】</p>  <p>3.1 3.0 2.9 2.8 2.7 2.6 2.5 2.4 2.3 2.2</p> <p>平成23年度 24年度 25年度 26年度 27年度</p>  <p>(注) 会計検査院 HP より抜粋 (赤枠は事務局が付した。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統合により広報活動は具体的にどう変わるのか。 ・ 海技学校の中退者を減らすためにも、やる気のある学生を集めることが重要。

項目	指摘のポイント	問題意識
3) 管理部門合理化時期の具体化	<ul style="list-style-type: none"> 統合に伴う管理部門の合理化（組織面、経費面）については、時間軸を持った対応を担保するため、どの時点までにどのような措置を講じるかについての具体的な計画を策定し、次期中期目標等に明記すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 統合に伴う管理部門の合理化（組織面、経費面）に関し、どの時点までにどのような措置を講じるかについて、より具体的な目標を定める必要。
<p>【固有の論点】 <海技教育機構> 4) 船舶運航実務課程講習の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> 海技大学校において行われている船舶運航実務課程講習（現行72コース）の内容をみると、受講者数が少ないものや船社からの要請により実施するものがあり、各講習の効果を見極めた上で、次期中期目標では、法人が行う講習のミッションを明確にすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 各講習の効果をいかにして測るかが重要。 <p>〔※ 現行72コースについて、即座に廃止すべきものや早急に受講料を値上げすべきものはみられない。〕</p>
<p><海技教育機構> 5) 入学料等の在り方についての検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> その政策効果や特に海技学校における中退者数の要因分析を行い、無料とされている海上技術学校等の入学検定料及び入学料などの在り方について検討すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 国交省では、平成29年度以降、入学検定料等を徴収する方針であるが、自己収入拡大という視点以外にも、検定料の徴収により、高い目的意識を持った学生を多く集め、中退者を減少させるという視点も必要ではないか。

【各学校における授業料等の値上げ状況】

(単位：円)

年 度		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
海技学校	入学検定料	0	0	0	0	0	0
	入学料	0	0	0	0	0	0
	授業料（月額）	9,000	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900
海技短大	入学検定料	0	0	0	0	0	0
	入学料	0	0	0	0	0	0
	授業料（月額）	9,000	9,900	10,900	11,900	12,900	13,900
海技大学校	入学検定料	30,500	30,500	30,500	30,500	30,500	30,500
	入学料	194,900	194,900	194,900	194,900	194,900	194,900
	授業料（年額）	322,200	336,000	354,000	372,000	390,000	390,000

(注) 平27.6.23国土交通省回答に基づき作成。

海技教育機構の授業料等について

○ 独法化以前、海技学校及び海技短大の授業料徴収については海員学校規則（昭和24年運輸省令第58号）、授業料の額については国土交通大臣告示により定められていた。

平成13年独法化以降は、入学料・入学検定料を徴収しようとする場合、独立行政法人海技教育機構に規定する各コース等の入学検定料等を定める達（平成18年海技教育機構達第50号）を改正することにより徴収することができる。

○ なお、海技教育機構は学校教育法における「学校」ではないため、同法の規定は適用されない。

項目	指摘のポイント	問題意識												
<p><航海訓練所> 6) 受益者負担と自己収入の拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自己収入については、平成30年度までの目標を設定し、乗船実習の訓練負担金の拡大を図っているところ。 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(H25.12.24閣議決定)を踏まえ、平成31年度以降の自己収入の更なる拡大に向け、目標値の在り方を含め検討すべき。 海技大学校において、毎年度企業等から一定量の研究を受託し、年間3千万円程度の収入を上げている。 統合後は、船員教育手法の研究等について、①練習船(航海訓練所が所有)を活用した実船による実験と②操船シミュレーター(海技教育機構が所有)を活用した演習とを一括して受注することができる唯一の機関となる。 <u>自己収入拡大の観点から、この強みを活かし、受託研究の範囲を拡大して自己収入の増加につなげることを目標に書き込むべきではないか。</u> <div data-bbox="562 746 1339 938" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">【海技教育機構における受託収入額の推移】 (単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 15%;">平成23年度</th> <th style="width: 15%;">24年度</th> <th style="width: 15%;">25年度</th> <th style="width: 15%;">26年度</th> <th style="width: 15%;">27年度(予算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受託収入額</td> <td>39</td> <td>35</td> <td>27</td> <td>28</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">(注) 決算報告書に基づき作成。</p> </div>	年度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(予算)	受託収入額	39	35	27	28	28	<ul style="list-style-type: none"> 国交省の見直し案において、「負担割合を2分の1程度に引き上げ」とあるが、表現が抽象的。 具体的には、どの程度の訓練委託費値上げ等を想定されているのか。 受託研究の範囲拡大に向けた組織的取組はどの程度進展しているか。 (統合後、迅速かつ確実な自己収入拡大が図られるよう、受託研究拡大に関する具体策を早期に定めるべき)
年度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(予算)									
受託収入額	39	35	27	28	28									

【(中) 航空大学校】

項目	指摘のポイント	問題意識																		
<p>1) 法人のミッションの明確化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 我が国航空会社の機長や訓練・査察を行う指導的操縦士など基幹的要員となるような質の高い操縦士の養成を行うことが本法人のミッションであるということをより明確化し、他の養成機関との差別化を図る必要があるのではないか。 <div data-bbox="577 512 1317 831" style="text-align: center;"> <p>操縦士数: 5,686名 (平成25年1月1日時点)</p> <table border="1"> <tr> <th>出身</th> <th>割合</th> <th>人数</th> </tr> <tr> <td>航空大学校</td> <td>39.9%</td> <td>2,266人</td> </tr> <tr> <td>自社養成</td> <td>34.3%</td> <td>1,948人</td> </tr> <tr> <td>外国人</td> <td>6.9%</td> <td>392名</td> </tr> <tr> <td>私立大学</td> <td>0.6%</td> <td>32名</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>11.8%</td> <td>672名</td> </tr> </table> <p>操縦士の出身構成</p> </div> <p>出典：国土交通省乗員政策等検討合同小委員会配布資料から</p>	出身	割合	人数	航空大学校	39.9%	2,266人	自社養成	34.3%	1,948人	外国人	6.9%	392名	私立大学	0.6%	32名	その他	11.8%	672名	<ul style="list-style-type: none"> 従来から質の高い操縦士を輩出してきている本法人であるが、家庭の経済力に関係なく優秀な人材を集められるメリットや民間と同じ教材を使いつつも過去から積み上げてきたノウハウや優秀な教官による質の高い訓練で他との差別化を図り、<u>航空行政に寄与する優秀な人材を多数輩出することを本法人のミッションとしてより明確に記載する。</u> 私立大学等出身の操縦士が機長や指導的操縦士に多数輩出される状況になれば、より多くの部分を民間に委ねるべく本法人の事務業務の見直しを検討する。
出身	割合	人数																		
航空大学校	39.9%	2,266人																		
自社養成	34.3%	1,948人																		
外国人	6.9%	392名																		
私立大学	0.6%	32名																		
その他	11.8%	672名																		
<p>2) 組織のガバナンス強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本法人においては、平成21年から23年の間、3年連続で航空事故が発生しているが、特に23年7月28日に発生した航空事故では学生を含む3名が死亡しており、25年12月20日の運輸安全委員会の勧告において、「<u>安全管理体制が適正に機能せず、同校の理念から離れ、管理職と現場との間で安全に対する意識のずれが生じ、不安全行動を見逃してしまうような職場環境・組織風土であったという組織的な問題が関与した可能性が考えられる</u>」との指摘を受けている。当該指摘を受け、本法人は、平成26年3月に第3期中期計画を改訂して様々な安全対策を実施しているが、今後においては、その安全対策は適切なものとなっているのか、運輸安全委員会から指摘を受けた組織的な問題は改善されているのか、カリキュラムに問題はないか等、<u>見直しによる効果や課題を総括した上で安全管理に係る体制の不断の見直しを行うべきではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年7月の死亡事故に係る運輸安全委員会の勧告を受け、平成26年3月に中期計画を見直し、安全運航の確保を業務運営上の最重要課題として位置付け、様々な安全対策を実施しているが、今期の状況を十分検証し、PDCAサイクルで次期につなげることが重要。 第3期中期目標期間の見込み評価が「C評価」であることや安全対策に完璧というものはないことを踏まえ、<u>安全管理体制のさらなる強化について中期目標で主管大臣から何らかの言及が必要と思慮。</u> 本法人は理事を置いていないため、他法人と比較しても理事長の負担は大きいと考えており、<u>特に安全管理体制の面で理事長のガバナンスが行き届かないことのないよう強く言及する必要があると思慮。</u> 																		

項目	指摘のポイント	問題意識																								
3) 就職率等の目標設定	<ul style="list-style-type: none"> 航空会社への就職率など、パイロット養成にかかる成果の目標を定めるべきではないか。 <p>○卒業生の就職状況（H25までの直近5年間）</p> <table border="1" data-bbox="562 309 1301 459"> <thead> <tr> <th>回 期</th> <th>54 回生</th> <th>55 回生</th> <th>56 回生</th> <th>57 回生</th> <th>58 回生</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卒業生数</td> <td>62 人</td> <td>65 人</td> <td>68 人</td> <td>70 人</td> <td>69 人</td> </tr> <tr> <td>就職者数</td> <td>58 人</td> <td>57 人</td> <td>67 人</td> <td>62 人</td> <td>62 人</td> </tr> <tr> <td>就 職 率</td> <td>93.5%</td> <td>87.7%</td> <td>98.5%</td> <td>88.6%</td> <td>89.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：航空大学校HP（H27.9.17時点）から</p>	回 期	54 回生	55 回生	56 回生	57 回生	58 回生	卒業生数	62 人	65 人	68 人	70 人	69 人	就職者数	58 人	57 人	67 人	62 人	62 人	就 職 率	93.5%	87.7%	98.5%	88.6%	89.9%	<ul style="list-style-type: none"> 一般の会社のように4月に採用される保証がないことは理解するが、パイロット不足が懸念される現在において、卒業後に就職できない者が生じないように航空大学校が目標を設定し、卒業生の円滑な就職支援に努める必要。 目標の設定にあたっては、エアラインの採用時期が不定期であることを踏まえ、例えば卒業してから3年後までの就職率とするなど、一定の期間での就職率について目標を立てる必要。
回 期	54 回生	55 回生	56 回生	57 回生	58 回生																					
卒業生数	62 人	65 人	68 人	70 人	69 人																					
就職者数	58 人	57 人	67 人	62 人	62 人																					
就 職 率	93.5%	87.7%	98.5%	88.6%	89.9%																					
4) 受益者負担の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 受益者負担の在り方については、交通政策審議会航空分科会基本政策部会及び技術・安全部会乗員政策等検討合同小委員会において、平成27年度以降、<u>当面の負担水準を維持しつつ、平成33年度以降の航空大学校の中期計画の策定に合わせて、その時点での民間養成機関の状況を勘案したうえで、改めて検討する、との検討結果となっている。</u> しかしながら、航空大学校では、航空会社との意見交換の場を平成24年から設け、業績評価報告書を作成するに当たっては、航空会社の意見をも反映していることから、<u>受益者負担の在り方についても関係者間での情報交換に取り組む必要があるのではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 受益者の費用負担については、関係者間での情報交換が必要。 																								

【(中)特別支援教育総合研究所】

項目	指摘のポイント	問題意識
1) 文部科学省の政策目的に沿った調査研究の実施について	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育に関する研究について、国の特別支援教育に関する政策・施策の方向性の達成のために、<u>法人として、何を研究し、いつまでにどのような成果を出すかということについて、政策と関連付けた具体的な目標設定を行うべき</u>ではないか。同時に、<u>社会情勢の変化等を踏まえ、研究の集中と選択が必要</u>ではないか。 研究成果について、どのように普及し、どのように広く役立つものとしていくか具体的な目標として明確化し、経営層による適切なマネジメントのもと着実に実施していく必要があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省では、特別支援教育について、<u>インクルーシブ教育（障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み）システムを構築していくとの施策</u>を打ち出している。 また、「見直し内容」においては、本法人が行う研究事業について <ul style="list-style-type: none"> <u>教育現場のニーズに対応した研究</u>を行い、その成果を教育現場に還元 <u>最新の研究成果を研修事業に取り入れる</u>等としている 一方、現行中期目標においては、中期目標期間内においてどのような内容の調査研究を実施する必要があるか、また、個々の調査研究について、いつまでに、どのような成果を得るのか、学校等現場の改善等にどのように生かすのか等が明確にされておらず、「見込み評価」も定性的なものとなっている。 <p>【参考】障害者の権利に関する条約（平成26年1月20日公布）</p> <p>第二十四条 教育</p> <p>1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。</p> <p>(a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。</p> <p>(b)～(e) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>
2) 文部科学省の政策目的に沿った効果的な研修への見直しについて	<ul style="list-style-type: none"> 研修事業について、特別支援教育に関するナショナルセンターとして、今後の障害者教育に関する国の施策の方向性（インクルーシブ教育等）に沿った手法、内容の研修を着実に実施するため、<u>①求められるニーズ、②現状における課題や改善が必要な事項などを的確に把握するとともに、インクルー</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 「見直し内容」においては、本法人が行う研修事業について、 <ul style="list-style-type: none"> <u>研修内容の見直し</u> <u>インクルーシブ教育システム構築に向けた研修を中心に再構築</u>

項目	指摘のポイント	問題意識																																																																				
	<p>シブ教育に対応した研修対象者の拡大（一般教員等）を踏まえた指標など、今後実施する研修の実績をよりの確に評価できる指標への整理・見直し、当該指標ごとに達成すべき具体的な目標の設定が必要ではないか。</p> <p>同時に、法人経営の観点から、社会情勢の変化等を踏まえ、<u>研修の集中と選択が必要</u>ではないか。</p> <p>【参考1】現行中期目標における研修に関する目標値</p> <table border="1" data-bbox="568 435 1281 549"> <tr> <th>項目</th> <th>目標値</th> </tr> <tr> <td>参加率</td> <td>定員の85%以上</td> </tr> <tr> <td>有意義度</td> <td>受講者の85%以上</td> </tr> <tr> <td>活用度</td> <td>各事業年度平均80%以上</td> </tr> </table> <p>(注) 文部科学省の提出資料により作成。</p> <p>【参考2】研修実施実績（平成25年度）</p> <table border="1" data-bbox="568 630 1339 906"> <thead> <tr> <th>研修区分</th> <th>研修数</th> <th>定員</th> <th>受講者数</th> <th>参加率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①特別支援教育専門研修</td> <td>3</td> <td>200</td> <td>203</td> <td>101.5</td> </tr> <tr> <td>②特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会</td> <td>1</td> <td>70</td> <td>79</td> <td>112.9</td> </tr> <tr> <td>③発達障害教育指導者研究協議会</td> <td>1</td> <td>100</td> <td>112</td> <td>112.0</td> </tr> <tr> <td>④交流及び共同学習推進指導者研究協議会</td> <td>1</td> <td>100</td> <td>67</td> <td>67.0</td> </tr> <tr> <td>⑤就学相談・支援担当者研究協議会</td> <td>1</td> <td>70</td> <td>68</td> <td>97.1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7</td> <td>510</td> <td>529</td> <td>103.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 文部科学省の提出資料により作成。</p> <p>上表の①「特別支援教育専門研修」の内訳（平成25年度）</p> <table border="1" data-bbox="568 989 1339 1214"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>定員</th> <th>受講者数</th> <th>参加率(%)</th> <th>満足度(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知的障害・肢体不自由・病弱教育コース</td> <td>80</td> <td>104</td> <td>123.8</td> <td>99.0</td> </tr> <tr> <td>視覚障害・聴覚障害教育コース</td> <td>40</td> <td>29</td> <td>72.5</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>発達障害・情緒障害・言語障害教育コース</td> <td>80</td> <td>70</td> <td>87.5</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>200</td> <td>203</td> <td>101.5</td> <td>99.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 文部科学省の提出資料により作成。</p>	項目	目標値	参加率	定員の85%以上	有意義度	受講者の85%以上	活用度	各事業年度平均80%以上	研修区分	研修数	定員	受講者数	参加率(%)	①特別支援教育専門研修	3	200	203	101.5	②特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会	1	70	79	112.9	③発達障害教育指導者研究協議会	1	100	112	112.0	④交流及び共同学習推進指導者研究協議会	1	100	67	67.0	⑤就学相談・支援担当者研究協議会	1	70	68	97.1	計	7	510	529	103.7	研修名	定員	受講者数	参加率(%)	満足度(%)	知的障害・肢体不自由・病弱教育コース	80	104	123.8	99.0	視覚障害・聴覚障害教育コース	40	29	72.5	100	発達障害・情緒障害・言語障害教育コース	80	70	87.5	100	計	200	203	101.5	99.5	<p>との方針が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一方、現行中期目標に掲げられた研修に関する目標値は、<u>他の研修実施機関の目標値を参考として設定</u>しており（法人説明）、自ら実施する研修の評価に基づく合理性がない。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 研修に対する「満足度」は、全ての研修でほぼ100% <ul style="list-style-type: none"> ← 特別支援教育職員の中で本法人の研修受講者数はまだまだ少ない中（特別支援学校教員数約7万9,000人に対し、平成26年度の研修受講者数557人（0.7%）、研修受講者は意識が相当高いためとも考えられる。 ➢ 個別研修で見れば、活用度が目標値を下回っているものもあるが、「各事業年度平均80%以上」との目標のもとでは、個別研修の見直しに至らない。 ➢ 上記数値目標は、教員研修センターの設定を参照したとの説明だが、教員研修センターで当該数値目標が設定されたのは、第1期（平成13年）又は第2期（平成18年）中期目標と相当以前であり、現時点における適切性は要検証
項目	目標値																																																																					
参加率	定員の85%以上																																																																					
有意義度	受講者の85%以上																																																																					
活用度	各事業年度平均80%以上																																																																					
研修区分	研修数	定員	受講者数	参加率(%)																																																																		
①特別支援教育専門研修	3	200	203	101.5																																																																		
②特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会	1	70	79	112.9																																																																		
③発達障害教育指導者研究協議会	1	100	112	112.0																																																																		
④交流及び共同学習推進指導者研究協議会	1	100	67	67.0																																																																		
⑤就学相談・支援担当者研究協議会	1	70	68	97.1																																																																		
計	7	510	529	103.7																																																																		
研修名	定員	受講者数	参加率(%)	満足度(%)																																																																		
知的障害・肢体不自由・病弱教育コース	80	104	123.8	99.0																																																																		
視覚障害・聴覚障害教育コース	40	29	72.5	100																																																																		
発達障害・情緒障害・言語障害教育コース	80	70	87.5	100																																																																		
計	200	203	101.5	99.5																																																																		
<p>3) 法人及び法人活動の戦略的な広報の推進について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ナショナルセンターとして、特別支援教育の現状、本法人の存在・活動内容（研究内容やその成果）について、より広く普及させ、多方面（一般の学校、民間企業、各種団体等）から理解・支援を得ることができるよう、<u>具体的な広報戦略を策定するとともに、当該戦略に対応した具体的な目標の設定、着実な実施が必要</u>ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> これまで、研修成果報告書の刊行、研究所セミナーの開催、特別支援教育システム構築支援データベースの運用などの取組は実施してきている。 また、「見直し内容」においては、 <ul style="list-style-type: none"> 研究成果の普及やインターネットを通じた情報提供の量的充実とその効果的・戦略的な取組を推進 																																																																				

項目	指摘のポイント	問題意識
		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>情報収集・発信方策や広報の在り方を具体化し強化とされている。</u> ・ 一方、これまで必ずしも認識されてこなかった特別支援教育の対象者の拡大など、今後、インクルーシブ教育システムを構築していく流れの中で、法人の果たす役割の重要性はますます高まると考えられるが、現状では、必ずしも、広く一般への普及、理解が浸透している状況とは言えないものと考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ (「見込み評価」においても、今後の課題として、①能動的に情報を得ようとする者以外には情報は届かない、②研究所の認知度を上げ、情報を得ようとする者を増やすことが急務とされている。)
4) 保有資産の有効活用について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保有資産（特に体育施設）について、その有効活用の観点から、<u>障害者スポーツ（ブラインドサッカー、車椅子バスケットボール等）の実施の場として、更には、多目的に広く利用されるため、各種団体への積極的な働きかけなどの具体的な方策を検討し、施設利用に関する具体的な数値目標を設定し、経営層による適切なマネジメントのもと、積極的に推進していく必要があるのではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育施設（グラウンド、体育館）について、いずれも外部貸出しを行うこととしてはいるものの、<u>「法人の本来の目的ではない」ことを理由に一般利用者を呼び込むための取組は行っておらず（法人説明）、それぞれ稼働状況は著しく低調（数%～10%程度）となっている。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 上記のとおり、保有施設を有効に活用しようとする意識は高くない。 ➢ 研修期間は研修生の利用に供しているとしているが、実際にどの程度使用されているか、法人においては把握していない（研修期間中は研修カリキュラムが詰まっており、実際の使用はほぼないと思われる。）。)
5) 一般管理費、業務経費の削減実績の的確な把握について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般管理費、業務経費の削減状況については、削減実績を的確に把握するとともに、増加要因等が合理的に説明できない場合、一層の削減方策の検討、着実な実施が必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般管理費、業務経費の削減状況について、平成23～25年度評価において、<u>「予算額」で前年度と比較して目標を達成したとして「A」評定としている。</u> ・ しかし、各年度の実績額ベースで比較してみると、<u>一般管理費については前年度実績で増加している。</u> <p>【参考1】現行中期目標（平成23年3月1日）（抜粋）</p> <p>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(1) (略) 中期目標の期間中、<u>毎事業年度につき、対前年度比一般管理費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図ること。</u>ただし、退職手当、特殊要因経費はその対象としない。</p>

項目	指摘のポイント	問題意識																																
		<p>【参考2】平成25年度評価書における一般管理費、業務経費の対前年度増減(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="1435 217 2013 330"> <thead> <tr> <th></th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>削減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>179,155</td> <td>164,335</td> <td>△8.3%</td> </tr> <tr> <td>業務経費</td> <td>769,303</td> <td>705,741</td> <td>△8.3%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>948,458</td> <td>870,076</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 退職手当、特殊要因経費を除いた当該年度の予算額</p> <p>※ 実績額で比較してみると、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1435 411 2013 525"> <thead> <tr> <th></th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>削減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>182,393</td> <td>239,818</td> <td>31.5%</td> </tr> <tr> <td>業務経費</td> <td>775,138</td> <td>669,404</td> <td>△13.6%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>957,531</td> <td>909,222</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 本表は、本法人が公表している各年度の決算報告書により整理</p>		24年度	25年度	削減割合	一般管理費	179,155	164,335	△8.3%	業務経費	769,303	705,741	△8.3%	計	948,458	870,076			24年度	25年度	削減割合	一般管理費	182,393	239,818	31.5%	業務経費	775,138	669,404	△13.6%	計	957,531	909,222	
	24年度	25年度	削減割合																															
一般管理費	179,155	164,335	△8.3%																															
業務経費	769,303	705,741	△8.3%																															
計	948,458	870,076																																
	24年度	25年度	削減割合																															
一般管理費	182,393	239,818	31.5%																															
業務経費	775,138	669,404	△13.6%																															
計	957,531	909,222																																
6) 共同調達等の取組の一層の推進について	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、本法人を含む4法人間で間接業務の共同実施を推進することとされていることを踏まえ、間接業務(会計、経理事務等)の共同実施、共通的な事務用品や役務(建物管理、清掃等)の共同調達等の取組を一層推進していく必要があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教員研修センターの4法人については、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施すべく、共同実施が可能な業務の選定、費用対効果、具体的な方法等について法人間で検討を行い、平成26年夏までに結論を得て、順次実行に移すとされている。 <p>【参考】4法人間での共同調達の実施状況(予定含む)</p> <table border="1" data-bbox="1379 943 2092 1437"> <thead> <tr> <th>物品名</th> <th>開始時期</th> <th>検討・実施状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蛍光管</td> <td>26年度</td> <td>「物品等の共同調達に関する協定書」を締結のうえ、平成27年1月から四半期毎に調達を実施</td> </tr> <tr> <td>事務用品(ドットファイル等)</td> <td>27年度</td> <td>「物品等の共同調達に関する協定書」を締結のうえ、平成27年4月から各四半期毎に調達を実施</td> </tr> <tr> <td>封書運送業務(メール便)</td> <td>27年度</td> <td>平成27年度中の実施に向け対応を検討</td> </tr> <tr> <td>電気供給</td> <td>28年度</td> <td>平成28年4月からの実施に向け、需要電力量の精査、市場調査及び費用対効果の検証等を行う。</td> </tr> <tr> <td>デジタル複合機(コピー機)の賃貸借・保守業務</td> <td>29年度</td> <td>平成27年度契約開始案件の契約実績を踏まえた新たな相場の金額が判明する平成27年8～9月頃に改めて見積額を算定し、費用対効果の検証等を行う。</td> </tr> <tr> <td>事務用品(事務用電子計算機)の賃貸借</td> <td>31年度</td> <td>市場調査を行うとともに各法人の導入計画に基づき費用対効果の検証等を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 文部科学省の提出資料により作成。</p>	物品名	開始時期	検討・実施状況	蛍光管	26年度	「物品等の共同調達に関する協定書」を締結のうえ、平成27年1月から四半期毎に調達を実施	事務用品(ドットファイル等)	27年度	「物品等の共同調達に関する協定書」を締結のうえ、平成27年4月から各四半期毎に調達を実施	封書運送業務(メール便)	27年度	平成27年度中の実施に向け対応を検討	電気供給	28年度	平成28年4月からの実施に向け、需要電力量の精査、市場調査及び費用対効果の検証等を行う。	デジタル複合機(コピー機)の賃貸借・保守業務	29年度	平成27年度契約開始案件の契約実績を踏まえた新たな相場の金額が判明する平成27年8～9月頃に改めて見積額を算定し、費用対効果の検証等を行う。	事務用品(事務用電子計算機)の賃貸借	31年度	市場調査を行うとともに各法人の導入計画に基づき費用対効果の検証等を行う。											
物品名	開始時期	検討・実施状況																																
蛍光管	26年度	「物品等の共同調達に関する協定書」を締結のうえ、平成27年1月から四半期毎に調達を実施																																
事務用品(ドットファイル等)	27年度	「物品等の共同調達に関する協定書」を締結のうえ、平成27年4月から各四半期毎に調達を実施																																
封書運送業務(メール便)	27年度	平成27年度中の実施に向け対応を検討																																
電気供給	28年度	平成28年4月からの実施に向け、需要電力量の精査、市場調査及び費用対効果の検証等を行う。																																
デジタル複合機(コピー機)の賃貸借・保守業務	29年度	平成27年度契約開始案件の契約実績を踏まえた新たな相場の金額が判明する平成27年8～9月頃に改めて見積額を算定し、費用対効果の検証等を行う。																																
事務用品(事務用電子計算機)の賃貸借	31年度	市場調査を行うとともに各法人の導入計画に基づき費用対効果の検証等を行う。																																

【(中)大学入試センター】

項目	指摘のポイント	問題意識
1) 新テストの実施について	<ul style="list-style-type: none"> 次期中期目標期間中に開始される予定の「高等学校基礎学力テスト（仮称）」（平成31年度開始予定）及び「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」（平成32年度開始予定）に関し、文部科学省と本法人との連携を密にし、<u>開始までの間の実施内容、時期等の具体的な工程を策定し、着実に実施していく必要があるのではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 新テスト（「高等学校基礎学力テスト（仮称）」及び「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」）の具体的な内容や実施主体等については、現在、文部科学省が設置した「高大接続システム改革会議」において検討されており、<u>平成27年中を目途に検討結果を取りまとめることとされている。</u> 今後、<u>文部科学省において、新テストの実施主体となる法人の形態や法人のミッションの主体的かつ迅速な策定が必要</u> <ul style="list-style-type: none"> ➤ その上で、<u>新テスト開始までの間の具体的な工程（実施内容、時期等）を明確化し、次期中期目標に具体的に盛り込み、着実な実施が必要</u>
2) 調査研究について	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究については、新テストにおいて新たにC B T方式（コンピュータを利用した受験）や複数回の試験実施等が導入される予定であることから、真に必要とされる具体的なテーマの選定、評価の基準やどのような工程で進ちよくさせるかを目標として明確化した上で、着実に実施していく必要があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 「高大接続システム改革会議」においては、新テストについて、以下のような内容について検討が行われている。 <ul style="list-style-type: none"> ・C B T（コンピュータを利用した受験）による実施 ・複数回試験の実施 ・「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」においては、思考力・判断力・表現力を中心に評価 文部科学省では、上記のような実施方法等の導入について、本法人で調査研究を行うことを意図
3) 情報提供について	<ul style="list-style-type: none"> <u>大学入試情報の提供業務について、各大学及び民間（大手予備校等）でも充実した情報が提供されていることから、本法人がホームページに掲載している大学入試センター試験参加大学の入試情報の提供について、新テストにおける法人の形態を検討する中で、廃止も含めた検証が必要</u>ではないか。 引き続き実施していくのであれば、情報提供内容、方法の見直しが必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 大学入試情報については各大学や民間（大手予備校等）において、充実した内容で提供されている。 一方、本法人が行っている大学入試に関する情報提供は各大学の①入学者選抜要項（PDF版）、②HP（入試情報関連）のリンク先を掲載しているのみとなっている。 また、「大学入試センター試験参加大学情報」へのアクセス件数は現行中期目標期間中において、約10分の1に激減している。

項目	指摘のポイント	問題意識																														
		<p>【参考】 アクセス件数の推移</p> <table border="1" data-bbox="1373 212 2103 328"> <thead> <tr> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,205,014件</td> <td>568,597件</td> <td>878,341件</td> <td>130,923件</td> <td>101,092件</td> </tr> </tbody> </table>	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	1,205,014件	568,597件	878,341件	130,923件	101,092件																				
22年度	23年度	24年度	25年度	26年度																												
1,205,014件	568,597件	878,341件	130,923件	101,092件																												
<p>4) 保有資産（講師寄宿舍）の見直しについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> 講師寄宿舍の利用可能室数については、大学入試センター試験の作題委員約500人に対して16室しかなく、講師寄宿舍を利用しない作題委員は、近隣ホテルを利用していることから、その保有の必要性について、処分も念頭においた厳格な検証が必要ではないか。 また、検証の途中にあっても、維持管理費等に係る費用に見合う収入が得られるよう取組（利用料金の見直しを含む）を行うべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊施設については、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）において、<u>民間宿泊施設により機能を代替できるものは廃止</u>するとされている。 上記については、平成23年度に本法人が設置した保有資産に関する検討委員会で検証を行い、利用率や近隣の宿泊施設の充実状況を踏まえ、今後も引き続き不断の検証を実施する必要があると整理されている。 講師寄宿舍の利用可能室数については、大学入試センター試験の<u>作題委員約500人に対して16室しかなく、大多数の作題委員は、近隣ホテルを利用</u>しており、16室のみで講師寄宿舍の必要性があることには疑問 講師寄宿舍の維持管理費用については、利用料収入を上回っており、平成24年10月に利用率を上げるために利用料金を値下げして以降、利用者増加したが維持管理費が増え、さらに赤字額が増大 <p>【参考1】 利用実績の推移</p> <table border="1" data-bbox="1373 1051 2033 1251"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用室数</td> <td>783</td> <td>936</td> <td>1,485</td> <td>1,470</td> </tr> <tr> <td>利用可能室数</td> <td>3,824</td> <td>4,016</td> <td>3,856</td> <td>3,872</td> </tr> <tr> <td>利用率</td> <td>20.47%</td> <td>23.30%</td> <td>38.51%</td> <td>37.96%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考2】 利用料収入・維持管理費等の推移（単位：円）</p> <table border="1" data-bbox="1373 1370 2103 1455"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入額</td> <td>4,344,336</td> <td>4,309,768</td> <td>5,369,368</td> <td>5,336,968</td> </tr> </tbody> </table>		23年度	24年度	25年度	26年度	利用室数	783	936	1,485	1,470	利用可能室数	3,824	4,016	3,856	3,872	利用率	20.47%	23.30%	38.51%	37.96%		23年度	24年度	25年度	26年度	収入額	4,344,336	4,309,768	5,369,368	5,336,968
	23年度	24年度	25年度	26年度																												
利用室数	783	936	1,485	1,470																												
利用可能室数	3,824	4,016	3,856	3,872																												
利用率	20.47%	23.30%	38.51%	37.96%																												
	23年度	24年度	25年度	26年度																												
収入額	4,344,336	4,309,768	5,369,368	5,336,968																												

項目	指摘のポイント	問題意識			
		支出額	6,614,754	11,879,579	10,222,306
収支差	△2,270,418	△7,569,811	△4,852,938	△3,266,052	
		【参考3】利用料金の見直し			
		改定時期	利用料金 (1 泊目)	利用料金 (2 泊目以降)	
		平成 13 年 4 月	2,300 円	1,100 円	
		平成 16 年 4 月	2,400 円	1,100 円	
		平成 21 年 4 月	6,200 円	4,800 円	
		平成 24 年 10 月	4,400 円	3,000 円	
5) 大学入試センター試験に係る事務の効率化・合理化について	<ul style="list-style-type: none"> 膨大な大学入試センター試験に係る事務の効率化・合理化の観点から、例えば、<u>現在、OMR（光学式マーク読取装置）のデータをMOディスクに書込後、別室の電子計算機に持ち込んでデータ処理をしていることから、直接ネットワークを経由して、データの転送ができないか等、事務の効率化・合理化方策の早急な検討、実施が必要ではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 大学入試センター試験の採点作業として、OMR（光学式マーク読取装置）にて、答案（マークシート）の読取後、MOディスクへ当該データを書込、採点処理を行う別室の電子計算機室にMOディスクを持ち込んで処理している。 1回の大学入試センター試験において、①MOディスクは約2,000枚使用、②作業人員は1名で4日間実施 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 上記について、直接ネットワークを経由して、データの転送ができないか等、事務の効率化・合理化方策の検討、実施が必要 			

【(中)国立青少年教育振興機構】

項目	指摘のポイント	問題意識
1) 教育事業について	<ul style="list-style-type: none"> 本法人が実施する青少年の体験活動等の教育事業について、国の政策・施策（青少年教育の振興、青少年の健全育成）の達成のために、文部科学省と本法人との連携を密にし、施設運営をどのようにしていくかなど、法人の経営戦略・ビジョンを明確化した上で、<u>①法人としてどのような活動（体験活動等）を行うのか、②それによりどのような成果を生もうとしているのかについて、政策と関連付けた具体的な目標設定及び明確化を行うべきではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 現行中期目標においては、青少年教育のナショナルセンターが行うにふさわしい教育事業を通じ、<u>青少年の課題や困難を有する青少年の問題等への対応を総合的に図るため、機構が自ら企画して取り組むとともに、毎年度平均90%以上の事業の参加者からプラスの評価を得られるよう、その質の向上を図るとしているが、国の政策・施策（青少年の健全育成等）と関連付けた具体的な目標設定が明確になっていない。</u> 「見直し内容」において、公立青少年教育施設等におけるプログラムの活用実績などのアウトカムと関連させた目標を行うとしているが具体的な目標の明確化が重要
2) 広報について	<ul style="list-style-type: none"> 各施設の特徴を活かし、利用者呼び込むために、<u>①法人及び各施設の存在、②各施設において実施している体験学習等の内容・重要性（体験学習の成果の裏付）をより広く周知し、法人への理解を広く得る取組（広報、PR）について、法人経営の観点から、法人本部において利用者が増加している施設の取組事例の共有を図るなど、一層充実させる必要があるのではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 「見直し内容」において、全国各地で広く、且つ地域に偏りなく子供の活動機会が提供されるよう戦略的な広報活動を行うとされているが、具体的な広報戦略が明確となっていない。 近年、<u>国立青少年教育施設全体の利用者数（特に宿泊利用者）は減少傾向が見られるため、新規利用団体の開拓や利用団体が目的に応じた研修を実施できるよう利用団体のニーズを把握し、利用者増加に向けた取組を行う必要</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地方27施設中16施設において、利用者が減少。一方、利用者が増加している施設もあることから、本法人本部の主導で、利用者の増減の原因分析を行うとともに、増加している施設の広報等の取組事例の共有を図るなどの取組が必要

項目	指摘のポイント	問題意識												
		<p>【参考】 地方27施設（オリセンを除く）利用者の推移</p> <table border="1" data-bbox="1373 196 2031 360"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>総利用者数</th> <th>宿泊利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24年度</td> <td>3,113,602人</td> <td>2,449,183人</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>3,146,246人</td> <td>2,428,170人</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>3,094,563人</td> <td>2,386,212人</td> </tr> </tbody> </table>	年度	総利用者数	宿泊利用者数	24年度	3,113,602人	2,449,183人	25年度	3,146,246人	2,428,170人	26年度	3,094,563人	2,386,212人
年度	総利用者数	宿泊利用者数												
24年度	3,113,602人	2,449,183人												
25年度	3,146,246人	2,428,170人												
26年度	3,094,563人	2,386,212人												
3) 施設の運営管理について	<ul style="list-style-type: none"> 地方27施設のうち7施設で試行的に実施していた「新しい公共」型管理運営の試行期間中に得られた成果を踏まえ、各地方施設において地域における関係機関と連携し、地域とのつながりを更に強化していくなどによって、<u>地域特有の青少年教育の課題に取り組むための地域の拠点となる施設として運営していくべきではないか</u> また、各地方施設において地域との連携の強化が推進されるようにするための方策について、本法人本部が積極的に関与し、支援・助言等を実施していくべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行中期目標期間において、地方27施設のうち7施設で試行的に実施してきた「新しい公共」型管理運営（※）の実施により、例えば、<u>運営協議会委員の知識やネットワークを活用し、各施設の地域の特性を活かした運営手法が構築されるなど、これまでになかった多様な成果を挙げている。</u> 上記の成果を踏まえ、「見直し内容」においては、次期中期目標期間において、本法人が設置する全ての施設の管理運営を学校、青少年団体や企業等が参画する「運営協議会」方式に移行する方針とし、自治体、青少年教育施設や青少年団体、企業、学校等との連携の下、本法人の施設の利用促進及び体験活動の充実を図るとしている。 <p>※「新しい公共」型管理運営とは、青少年団体、NPO、企業、学校、地方自治体、地域住民等多様な主体が、教育施設の管理運営や事業の企画・実施に参画し、様々な形で協力や支援を受けながら、効果的・効率的な教育施設の管理運営を行おうとするもの。</p>												
4) 共同調達等の取組の一層の推進について	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、本法人を含む4法人間で間接業務の共同実施を推進することとされていることを踏まえ、間接業務（会計、経理事務等）の共同実施、共通的な事務用品や役務（建物管理、清掃等）の共同調達等の取組を一層推進していく必要があるのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教員研修センターの4法人については、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施すべく、共同実施が可能な業務の選定、費用対効果、具体的な方法等について法人間で検討を行い、平成26年夏までに結論を得て、順次実行に移すとされている。 <p>【参考】 4法人間での共同調達の実施状況（予定含む）</p> <table border="1" data-bbox="1373 1406 2094 1485"> <thead> <tr> <th>物品名</th> <th>開始時期</th> <th>検討・実施状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蛍光管</td> <td>26年度</td> <td>「物品等の共同調達に関する協定書」を締結のうえ、平成27年1</td> </tr> </tbody> </table>	物品名	開始時期	検討・実施状況	蛍光管	26年度	「物品等の共同調達に関する協定書」を締結のうえ、平成27年1						
物品名	開始時期	検討・実施状況												
蛍光管	26年度	「物品等の共同調達に関する協定書」を締結のうえ、平成27年1												

項目	指摘のポイント	問題意識		
		事務用品（ドッチファイル等）	27年度	月から四半期毎に調達を実施 「物品等の共同調達に関する協定書」を締結のうえ、平成27年4月から各四半期毎に調達を実施
		封書運送業務（メール便）	27年度	平成27年度中の実施に向け対応を検討
		電気供給	28年度	平成28年4月からの実施に向け、需要電力量の精査、市場調査及び費用対効果の検証等を行う。
		デジタル複合機（コピー機）の賃貸借・保守業務	29年度	平成27年度契約開始案件の契約実績を踏まえた新たな相場の金額が判明する平成27年8～9月頃に改めて見積額を算定し、費用対効果の検証等を行う。
		事務用品（事務用電子計算機）の賃貸借	31年度	市場調査を行うとともに各法人の導入計画に基づき費用対効果の検証等を行う。

【(中) 国立女性教育会館】

項目	指摘のポイント	問題意識
1) 調査研究の成果等の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>文部科学省は、次期中期目標において、「女性教育」から「男女共同参画」へのシフトを踏まえ本法人が担うべき役割や方向性を明確にするとともに、戦略的な取組内容を明確に位置付ける必要がある。</u> 特に、調査研究については、どのような対象に、どのように活用されるかについて、それぞれの目指す政策目標（アウトカム）と関連付けた成果等を目標として明確化する必要があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省は、閣議決定（※1）を踏まえ、本法人について、<u>①従来の「女性教育」から「男女共同参画」へのシフト、②関係府省等との横の連携を推進（※2）</u>と<u>している。しかし、以下のとおり、具体的な取組内容や目標設定において不明確な点がみられる。</u> <p>※1 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>女性教育にとどまらない幅広い男女共同参画の推進</u>に関する業務を明確に位置付ける。 ○ 政策実施機能の強化の内容を関係府省と検討した上で、<u>内閣府との共管化</u>について結論を得る。 <p>※2 「国立女性教育会館における政策実施機能を強化するための関係府省と連携しての運営・組織体制の在り方について（平成 26 年 12 月 26 日 文部科学省）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>男性や子ども等も対象</u>とした教育・学習支援等の拡充 ○ 女性教育団体が中心であった教育の対象者・対象機関を広げて<u>男女共同参画を推進する取組を活性化</u> ○ 内閣府との連携のみならず、厚生労働省、経済産業省等、個別の所掌分野を有する <u>関係府省等との横の連携</u>を深める。 <p>【調査研究】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「見直し内容」においては「事業の波及効果を踏まえた目標を策定する」とされているが、<u>どのような領域に、どの程度波及する効果を見込んでいるのかが不明確</u> <p>【研修事業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記方針を受けて、本法人では、<u>平成 27 年度の研修事業について、対象者の追加や変更等を行っておらず、26 年度までと同様の研修事業を実施</u> ・ また、「見直し内容」において、関係府省との連携強化について「調査研究や研修事業におけるテーマ選定等に
2) 研修事業等の方向性の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>文部科学省は、次期中期目標において、「女性教育」から「男女共同参画」へのシフトを踏まえ本法人が担うべき役割や方向性を明確にするとともに、戦略的な取組内容を明確に位置付ける必要がある。</u> 	

項目	指摘のポイント	問題意識																				
	<p>特に、研修事業については、「女性教育」から「男女共同参画」へのシフトを踏まえた研修事業、関係府省との連携強化の方向性（対象者の拡大、他機関の研修への参画等）を明確化する必要があるのではないか。</p>	<p>当たり、有識者や関係府省から構成される「運営委員会」における意見を鑑みる」こととされているが、関係府省が実施する研修事業への参画等の取組が明らかにされていない。</p>																				
<p>3) 広報活動の充実・強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省は、次期中期目標において、「女性教育」から「男女共同参画」へのシフトを踏まえ本法人が担うべき役割や方向性を明確にするとともに、戦略的な取組内容を明確に位置付ける必要がある。 特に、<u>広報活動については、より多様な主体（民間企業、大学等）へ本法人の活動を幅広くプロモーションするため、積極的な広報活動を充実・強化していく必要があるのではないか。</u> 	<p>【広報活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画を推進するため、多様な主体（男性、子ども、民間企業、大学等）への働きかけが求められているが、特に、<u>民間企業への働きかけが低調</u>（※） また、研修プログラムの提供も地方公共団体向けにしか行っておらず、民間企業、大学、NPO等向けの支援は未実施 <p>【参考】「講師あっせん事業」における講師のあっせん先</p> <table border="1" data-bbox="1413 676 1868 911"> <thead> <tr> <th>あっせん先</th> <th>件数（％）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方公共団体</td> <td>41（47.1）</td> </tr> <tr> <td>国の機関、独法等</td> <td>13（14.9）</td> </tr> <tr> <td>学校、大学</td> <td>11（12.6）</td> </tr> <tr> <td>民間企業</td> <td>3（3.4）</td> </tr> <tr> <td>その他の団体等</td> <td>19（21.8）</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>87（100.0）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）文部科学省の提出資料に基づき作成</p>	あっせん先	件数（％）	地方公共団体	41（47.1）	国の機関、独法等	13（14.9）	学校、大学	11（12.6）	民間企業	3（3.4）	その他の団体等	19（21.8）	合計	87（100.0）						
あっせん先	件数（％）																					
地方公共団体	41（47.1）																					
国の機関、独法等	13（14.9）																					
学校、大学	11（12.6）																					
民間企業	3（3.4）																					
その他の団体等	19（21.8）																					
合計	87（100.0）																					
<p>4) 保有施設の有効活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保有施設の稼働率が低調となっている実態を踏まえ、経営マネジメントの下、<u>積極的なPR方策等を検討し、施設の有効活用を図る必要があるのではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年7月から、PFI法に基づき保有施設の管理・運営を民間事業者へ委託している。 しかし、本法人では、<u>広大かつきれいな保有施設をどのように有効活用していくかについて、法人経営の観点からのビジョンが不明確</u>であり、単に民間事業者の契約履行状況のモニタリングを適切に実施することとしており、施設の管理・運営について、いわば丸投げの状態 <p>【参考】主な保有施設の稼働率の推移（単位：％）</p> <table border="1" data-bbox="1400 1313 2000 1477"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>宿泊施設</th> <th>体育施設</th> <th>講堂</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23年度</td> <td>31.8</td> <td>33.0</td> <td>34.9</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>33.8</td> <td>31.0</td> <td>45.2</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>40.3</td> <td>37.5</td> <td>47.9</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>37.8</td> <td>34.9</td> <td>44.1</td> </tr> </tbody> </table>	年度	宿泊施設	体育施設	講堂	23年度	31.8	33.0	34.9	24年度	33.8	31.0	45.2	25年度	40.3	37.5	47.9	26年度	37.8	34.9	44.1
年度	宿泊施設	体育施設	講堂																			
23年度	31.8	33.0	34.9																			
24年度	33.8	31.0	45.2																			
25年度	40.3	37.5	47.9																			
26年度	37.8	34.9	44.1																			

項目	指摘のポイント	問題意識																					
5) 共同調達等の一層の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、本法人を含む4法人間で間接業務の共同実施を推進することとされていることを踏まえ、他機関との間で、間接業務(会計、経理事務等)の共同実施、共通的な事務用品や役務(建物管理、清掃等)の共同調達等の取組を一層推進していく必要があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、4法人(※)間で共同調達等を実施することとされている。 既に4法人間で共同調達等を実施しているが、その他の機関(独法、大学、大学共同利用機関法人等)との共同調達は未実施 <p>※ 国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教員研修センター</p> <p>【参考】4法人間での共同調達の実施状況(予定含む)</p> <table border="1" data-bbox="1395 555 2092 1241"> <thead> <tr> <th>物品名</th> <th>実施時期</th> <th>検討・実施状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蛍光管</td> <td>平成26年度</td> <td>「物品等の共同調達に関する協定書」を締結のうえ、平成27年1月から四半期毎に調達を実施</td> </tr> <tr> <td>封書運送業務(メール便)</td> <td>27年度</td> <td>ヤマト運輸のメール便廃止に伴い、代替サービスや他社の動向等を踏まえ、平成27年度中の実施に向け対応を検討する</td> </tr> <tr> <td>事務用品(ドットファイル等)</td> <td>27年度</td> <td>「物品等の共同調達に関する協定書」を締結のうえ、平成27年4月から四半期毎に調達を実施</td> </tr> <tr> <td>電気供給</td> <td>28年度</td> <td>平成28年4月からの実施に向け、需要電力量の精査、市場調査及び費用対効果の検証等を行う。</td> </tr> <tr> <td>デジタル複合機(コピー機)の賃貸借・保守業務</td> <td>29年度</td> <td>平成27年度契約開始案件の契約実績を踏まえた新たな相場の金額が判明する平成27年8～9月頃に改めて見積額を算定し、費用対効果の検証等を行う。</td> </tr> <tr> <td>事務用品(事務用電子計算機)の賃貸借</td> <td>31年度</td> <td>市場調査を行うとともに各法人の導入計画に基づき費用対効果の検証等を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 文部科学省の提出資料に基づき作成</p>	物品名	実施時期	検討・実施状況	蛍光管	平成26年度	「物品等の共同調達に関する協定書」を締結のうえ、平成27年1月から四半期毎に調達を実施	封書運送業務(メール便)	27年度	ヤマト運輸のメール便廃止に伴い、代替サービスや他社の動向等を踏まえ、平成27年度中の実施に向け対応を検討する	事務用品(ドットファイル等)	27年度	「物品等の共同調達に関する協定書」を締結のうえ、平成27年4月から四半期毎に調達を実施	電気供給	28年度	平成28年4月からの実施に向け、需要電力量の精査、市場調査及び費用対効果の検証等を行う。	デジタル複合機(コピー機)の賃貸借・保守業務	29年度	平成27年度契約開始案件の契約実績を踏まえた新たな相場の金額が判明する平成27年8～9月頃に改めて見積額を算定し、費用対効果の検証等を行う。	事務用品(事務用電子計算機)の賃貸借	31年度	市場調査を行うとともに各法人の導入計画に基づき費用対効果の検証等を行う。
物品名	実施時期	検討・実施状況																					
蛍光管	平成26年度	「物品等の共同調達に関する協定書」を締結のうえ、平成27年1月から四半期毎に調達を実施																					
封書運送業務(メール便)	27年度	ヤマト運輸のメール便廃止に伴い、代替サービスや他社の動向等を踏まえ、平成27年度中の実施に向け対応を検討する																					
事務用品(ドットファイル等)	27年度	「物品等の共同調達に関する協定書」を締結のうえ、平成27年4月から四半期毎に調達を実施																					
電気供給	28年度	平成28年4月からの実施に向け、需要電力量の精査、市場調査及び費用対効果の検証等を行う。																					
デジタル複合機(コピー機)の賃貸借・保守業務	29年度	平成27年度契約開始案件の契約実績を踏まえた新たな相場の金額が判明する平成27年8～9月頃に改めて見積額を算定し、費用対効果の検証等を行う。																					
事務用品(事務用電子計算機)の賃貸借	31年度	市場調査を行うとともに各法人の導入計画に基づき費用対効果の検証等を行う。																					

【(中)国立科学博物館】

項目	指摘のポイント	問題意識																								
<p>1) 展示事業の戦略的实施について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 展示事業について、国の政策・施策の達成のためにどのような成果をあげなければならないのかを明確化するとともに、<u>広く一般に観覧するための展示や専門的な研究成果を発表する展示など、展示の目的を踏まえバランスを考慮した中期的な開催方針を策定し、その上で、入場者数について、実施する展示内容に応じた戦略的な目標を設定すべきではないか。</u> 上記目標達成のため、<u>①所蔵する資料・標本の一層積極的な展示（巡回展示、外部貸出等）、②展示の意味や貴重さの周知、③開館時間の弾力化（平日の早朝、夜間）、④展示関連商品開発の工夫、⑤外国人観光客へのPR方策</u>などについて、戦略的に検討、実施する必要があるのではないか。 <p>【参考】入場者数の推移</p> <p>○ 平成18～22年度中期目標期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>計 (目標値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,761,257</td> <td>1,907,826</td> <td>1,610,348</td> <td>1,774,179</td> <td>1,862,655</td> <td>8,916,265 6,000,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 平成23～27年度中期目標期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>計 (目標値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,803,949</td> <td>2,144,001</td> <td>2,365,379</td> <td>1,735,420</td> <td>—</td> <td>8,048,794 6,500,000</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>(注) 文部科学省の提出資料により作成。</small></p>	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	計 (目標値)	1,761,257	1,907,826	1,610,348	1,774,179	1,862,655	8,916,265 6,000,000	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	計 (目標値)	1,803,949	2,144,001	2,365,379	1,735,420	—	8,048,794 6,500,000	<ul style="list-style-type: none"> 「見込み評価」においては、展示事業について、現行中期目標期間における入場者数が目標値を大きく上回っている（平成26年度までで既に達成している）ことなどをもって「S」評定としている。 しかし、前中期目標期間も、<u>入場者数は目標値を約300万人以上回っていることを踏まえると、目標値自体が実態を踏まえた妥当なものとは言えないとみられる。</u> ➤ 人気がある内容の展示だけではなく、その他の展示も行う必要があることを踏まえ、展示内容に応じて年度ごとに目標値を設定するなどの工夫が必要 また、「見直し内容」においては、「魅力ある展示を実施する」とされているが、現状、約430万点の資料・標本を所蔵しているが、<u>展示されているものはその一部（約1万点）に止まるなどの状況も見られる。</u> 本法人の事業全体のマネジメントにより、<u>保有する資料・標本の積極的な展示</u>とともに、<u>特別展のみならず常設展についても、①展示の意味や貴重さのアピール方法など展示の工夫、②広報、PR方法の工夫など、一層戦略的に実施することにより、</u> ➤ リピーターの増加や、来館者層の新規発掘など、入館者数の増加につながると考えられる。 ➤ 収蔵標本・資料の積極的な展示により、保存スペースの確保にもつながると考えられる。
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	計 (目標値)																					
1,761,257	1,907,826	1,610,348	1,774,179	1,862,655	8,916,265 6,000,000																					
平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	計 (目標値)																					
1,803,949	2,144,001	2,365,379	1,735,420	—	8,048,794 6,500,000																					
<p>2) 文部科学省の政策目的に沿った調査研究の実施について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究について、国の政策・施策（人々の科学リテラシーの向上等）の達成のため、どのような役割を担うものと位置付け、<u>①何を研究し、②いつまでにどのような工程で進捗よくさせ、③どのような成果を出すかについて、具体的な目標を設定し、着実に推進すべきではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 「見込み評価」においては、実施している調査研究について、自然史、科学技術史の分野で貢献し、<u>それぞれ論文掲載等成果を上げたとして、「A」評定が付されている。</u> しかし、<u>そもそも、何故、今その内容の研究を行わなければならないのか、また、その成果をどう活用しようとするのかという基本的な考え方が中期目標・中期計画において明確になっていない。</u> 																								

項目	指摘のポイント	問題意識																									
<p>3) 調査研究成果の普及について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究活動の内容や重要性、得られた成果について、どのようにして広く普及し、役立つものとしていくか明確化した上で、それらが活用された実績の指標など普及に関する具体的な目標を設定し、<u>経営層による適切なマネジメントのもと着実に実施していく必要があるのではないか。</u> <p>【参考】科学博物館における今中期目標期間中における研究開発の概要</p> <table border="1" data-bbox="618 520 2078 1203"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>概要等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">標本資料に基づく実証的・継続的な基盤研究</td> <td>動物研究分野</td> <td>動物インベントリーの構築と生物多様性の解明を進めるため、動物標本を収集・充実するとともに、収集した標本等に基づいた系統分類学、動物地理学、形態学、進化学等の研究を実施</td> </tr> <tr> <td>植物研究分野</td> <td>生物多様性情報の集約を目指し、植物多様性の解明を進めるために、研究に必要な標本を収集・充実するとともに、植物に関する系統分類学、進化学などの研究及び植物多様性保全に関する研究を実施</td> </tr> <tr> <td>地学研究分野</td> <td>日本列島とその周辺地域の岩石の成因と鉱物の生成条件の解明を進めるため、岩石・鉱物を収集するとともに、結晶学的・化学的解析、生成年代測定を行いデータの蓄積と検討を行う。また古生物の系統進化、比較形態、古生物地理、古生態やそれらを通じた地球環境変動の解明を進めるため、化石等を収集し、層序、形態学的観察、地球化学的解析等を実施</td> </tr> <tr> <td>人類研究分野</td> <td>人類の起源・進化及び日本人とその関連諸地域集団の小進化・移住拡散過程を解明するため、標本資料を収集し、形態学的・分子人類学的再検討等を行い、主として更新世後期から縄文時代にかけての日本列島集団形成史の再構築を進める。</td> </tr> <tr> <td>理工学研究分野</td> <td>は、主として人類の知的活動の所産として社会生活に影響を与えた重要な産業技術史を含む科学技術史に関し、その発展の歴史の解明を進めるため、研究機関、企業、学会等と連携して資料の所在調査、情報収集を行うとともに、実物資料に基づいた調査研究を実施</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">分野横断的な総合研究</td> <td>日本海周辺域の地球表層と生物相構造の解析</td> <td>地球表層の上部に生息する生物と下部を構成する地質帯の形成過程との関わりを解明し、また、人類の活動による生物相の変遷についても明らかにするために、日本海周辺域において、地球表層の構成要素である生物相や岩石鉱物等の調査、地質帯の形成過程の解析等の自然史科学的研究を行う。</td> </tr> <tr> <td>生物の相互関係が創る生物多様性の解明</td> <td>種の多様性及び種間の様々な相互関係からなる多様性の実体と、それが創出される仕組みを明らかにするために、生物多様性を支える相互関係に注目し、自然史情報の統合的な解析を行う。</td> </tr> <tr> <td>近代日本黎明期の科学技術の発展史の研究</td> <td>近代日本の黎明期を中心とした科学技術の発展史について、電気工学、化学、天文学、地球物理学、建築学、医学学その他の分野について、文献や実物資料に基づいて系統的に解明するとともに、分野間の相互依存による発展の関係を明らかにすることをを行う。</td> </tr> <tr> <td>皇居の生物相調査</td> <td>皇居の生物相の第一期調査(平成8～12年度)以降の約10年における経時的変遷を調べ、あわせて特定の生物(群)の生物学的・生態学的特性を解析する。</td> </tr> <tr> <td>生物多様性ホットスポットの特定と形成に関する研究</td> <td>科学博物館等で保管する標本資料のデータベース活用と分子系統解析を進め、日本国内の生物多様性ホットスポットを特定し、その変遷を解明する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 科学博物館の中期計画(平成23年3月31日)の内容をもとに作成。</p>	区 分		概要等	標本資料に基づく実証的・継続的な基盤研究	動物研究分野	動物インベントリーの構築と生物多様性の解明を進めるため、動物標本を収集・充実するとともに、収集した標本等に基づいた系統分類学、動物地理学、形態学、進化学等の研究を実施	植物研究分野	生物多様性情報の集約を目指し、植物多様性の解明を進めるために、研究に必要な標本を収集・充実するとともに、植物に関する系統分類学、進化学などの研究及び植物多様性保全に関する研究を実施	地学研究分野	日本列島とその周辺地域の岩石の成因と鉱物の生成条件の解明を進めるため、岩石・鉱物を収集するとともに、結晶学的・化学的解析、生成年代測定を行いデータの蓄積と検討を行う。また古生物の系統進化、比較形態、古生物地理、古生態やそれらを通じた地球環境変動の解明を進めるため、化石等を収集し、層序、形態学的観察、地球化学的解析等を実施	人類研究分野	人類の起源・進化及び日本人とその関連諸地域集団の小進化・移住拡散過程を解明するため、標本資料を収集し、形態学的・分子人類学的再検討等を行い、主として更新世後期から縄文時代にかけての日本列島集団形成史の再構築を進める。	理工学研究分野	は、主として人類の知的活動の所産として社会生活に影響を与えた重要な産業技術史を含む科学技術史に関し、その発展の歴史の解明を進めるため、研究機関、企業、学会等と連携して資料の所在調査、情報収集を行うとともに、実物資料に基づいた調査研究を実施	分野横断的な総合研究	日本海周辺域の地球表層と生物相構造の解析	地球表層の上部に生息する生物と下部を構成する地質帯の形成過程との関わりを解明し、また、人類の活動による生物相の変遷についても明らかにするために、日本海周辺域において、地球表層の構成要素である生物相や岩石鉱物等の調査、地質帯の形成過程の解析等の自然史科学的研究を行う。	生物の相互関係が創る生物多様性の解明	種の多様性及び種間の様々な相互関係からなる多様性の実体と、それが創出される仕組みを明らかにするために、生物多様性を支える相互関係に注目し、自然史情報の統合的な解析を行う。	近代日本黎明期の科学技術の発展史の研究	近代日本の黎明期を中心とした科学技術の発展史について、電気工学、化学、天文学、地球物理学、建築学、医学学その他の分野について、文献や実物資料に基づいて系統的に解明するとともに、分野間の相互依存による発展の関係を明らかにすることをを行う。	皇居の生物相調査	皇居の生物相の第一期調査(平成8～12年度)以降の約10年における経時的変遷を調べ、あわせて特定の生物(群)の生物学的・生態学的特性を解析する。	生物多様性ホットスポットの特定と形成に関する研究	科学博物館等で保管する標本資料のデータベース活用と分子系統解析を進め、日本国内の生物多様性ホットスポットを特定し、その変遷を解明する。	<ul style="list-style-type: none"> <u>調査研究活動の内容や重要性や、得られた成果内容について、いかにして意義あるものとして広めていくか、法人マネジメントの中で検討していくことが重要</u> <ul style="list-style-type: none"> 調査研究活動への理解を得ることができ、寄付金等の増加にもつながると考えられる。 学校のカリキュラムで活用されるなど、教育への貢献、入館者数の増加にもつながると考えられる。 <p>自然史、科学技術史の分野に、国民の目に見える形で貢献できると考えられる。</p>
区 分		概要等																									
標本資料に基づく実証的・継続的な基盤研究	動物研究分野	動物インベントリーの構築と生物多様性の解明を進めるため、動物標本を収集・充実するとともに、収集した標本等に基づいた系統分類学、動物地理学、形態学、進化学等の研究を実施																									
	植物研究分野	生物多様性情報の集約を目指し、植物多様性の解明を進めるために、研究に必要な標本を収集・充実するとともに、植物に関する系統分類学、進化学などの研究及び植物多様性保全に関する研究を実施																									
	地学研究分野	日本列島とその周辺地域の岩石の成因と鉱物の生成条件の解明を進めるため、岩石・鉱物を収集するとともに、結晶学的・化学的解析、生成年代測定を行いデータの蓄積と検討を行う。また古生物の系統進化、比較形態、古生物地理、古生態やそれらを通じた地球環境変動の解明を進めるため、化石等を収集し、層序、形態学的観察、地球化学的解析等を実施																									
	人類研究分野	人類の起源・進化及び日本人とその関連諸地域集団の小進化・移住拡散過程を解明するため、標本資料を収集し、形態学的・分子人類学的再検討等を行い、主として更新世後期から縄文時代にかけての日本列島集団形成史の再構築を進める。																									
	理工学研究分野	は、主として人類の知的活動の所産として社会生活に影響を与えた重要な産業技術史を含む科学技術史に関し、その発展の歴史の解明を進めるため、研究機関、企業、学会等と連携して資料の所在調査、情報収集を行うとともに、実物資料に基づいた調査研究を実施																									
分野横断的な総合研究	日本海周辺域の地球表層と生物相構造の解析	地球表層の上部に生息する生物と下部を構成する地質帯の形成過程との関わりを解明し、また、人類の活動による生物相の変遷についても明らかにするために、日本海周辺域において、地球表層の構成要素である生物相や岩石鉱物等の調査、地質帯の形成過程の解析等の自然史科学的研究を行う。																									
	生物の相互関係が創る生物多様性の解明	種の多様性及び種間の様々な相互関係からなる多様性の実体と、それが創出される仕組みを明らかにするために、生物多様性を支える相互関係に注目し、自然史情報の統合的な解析を行う。																									
	近代日本黎明期の科学技術の発展史の研究	近代日本の黎明期を中心とした科学技術の発展史について、電気工学、化学、天文学、地球物理学、建築学、医学学その他の分野について、文献や実物資料に基づいて系統的に解明するとともに、分野間の相互依存による発展の関係を明らかにすることをを行う。																									
	皇居の生物相調査	皇居の生物相の第一期調査(平成8～12年度)以降の約10年における経時的変遷を調べ、あわせて特定の生物(群)の生物学的・生態学的特性を解析する。																									
	生物多様性ホットスポットの特定と形成に関する研究	科学博物館等で保管する標本資料のデータベース活用と分子系統解析を進め、日本国内の生物多様性ホットスポットを特定し、その変遷を解明する。																									
<p>4) ナショナルコレクションの収集、将来にわたる資料・標本等の保存方策の検討について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ナショナルコレクションの構築を行うナショナルセンターとして、収集及び収集した貴重な資料・標本等を将来にわたり良質な状態で保存し続けるための収蔵・保管方法等の方針について、<u>展示、貸出、収集方針、スペースの確保等、法人の事業全体のマネジメントの中で早急な検討、着実な対策の実施が必要ではないか。</u> 	<p>【収集、保管全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「見込み評価」においては、登録標本について、平成23年度～平成26年度で268,934点増加(1年間平均で約67,000点増加)している(5年間で30万点増は達成可能)こと等をもって、「A」評定としている。 <p>しかし、単純計算(想定)で、5年間で約34万点増(目</p>																									

項目	指摘のポイント	問題意識																																																																						
	<p>【参考1】登録標本数の推移（平成23年度～平成26年度）</p> <table border="1" data-bbox="584 225 1308 309"> <thead> <tr> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>増加点数(H23→H26)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,075,991</td> <td>4,140,592</td> <td>4,217,425</td> <td>4,296,638</td> <td>268,934</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 文部科学省の提出資料により作成。 2 (参考) スミソニアン国立自然史博物館(米): 1億2,700万点、大英自然史博物館(英): 8,000万点、パリ国立自然史博物館(仏): 6,800万点、</p> <p>【参考2】登録標本等の収蔵率</p> <table border="1" data-bbox="598 475 1308 616"> <thead> <tr> <th>保管場所等</th> <th>収蔵率等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自然史標本棟</td> <td>約75～85% (海生哺乳動物骨格標本庫などは、ほぼ100%)</td> </tr> <tr> <td>植物研究部棟</td> <td>約85～90%</td> </tr> <tr> <td>理工第一・第二資料棟</td> <td>大型資料は約90%、小型資料は約70～75%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 文部科学省の提出資料により作成。</p> <p>【参考3】YS-11量産初号機に係る年間維持管理経費等（平成23年度～平成26年度）</p> <table border="1" data-bbox="640 911 1756 1027"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寄附金収入額</td> <td>426,840</td> <td>530,047</td> <td>850,849</td> <td>615,655</td> </tr> <tr> <td>年間維持管理経費</td> <td>7,794,070</td> <td>6,922,474</td> <td>8,129,234</td> <td>8,661,879</td> </tr> <tr> <td>差 額</td> <td>▲7,367,230</td> <td>▲6,392,427</td> <td>▲7,278,385</td> <td>▲8,046,224</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 文部科学省の提出資料により作成。 2 平成26年度は決算整理中のため、速報値</p> <p>【参考4】YS-11量産初号機の展示・公開実績（平成23年度～平成26年度）</p> <table border="1" data-bbox="640 1134 1756 1390"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>イベント名</th> <th>公開日</th> <th>参加者数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">23</td> <td>羽田空港空の日フェスティバル2011</td> <td>平成23年10月22・23日</td> <td>1,557</td> </tr> <tr> <td>学生紙飛行機世界大会国内最終予選</td> <td>平成24年3月28日</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">24</td> <td>羽田空港空の日フェスティバル2012</td> <td>平成24年9月22日</td> <td>1,785</td> </tr> <tr> <td>青少年ものづくりフェスタ2013 紙飛行機を飛ばそう!!!</td> <td>平成25年3月26日</td> <td>114</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">25</td> <td>羽田空港空の日フェスティバル2013</td> <td>平成25年9月28日</td> <td>1,553</td> </tr> <tr> <td>第9回全日本学生室内飛行ロボットコンテスト</td> <td>平成25年10月12・13日</td> <td>約500</td> </tr> <tr> <td>青少年ものづくりフェスタ2014 紙飛行機を飛ばそう!!!</td> <td>平成26年3月27日</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>羽田空港空の日フェスティバル2014</td> <td>平成26年9月27日</td> <td>約7,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 文部科学省の提出資料により作成。 2 いずれのイベントも、入場料は無料</p>	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	増加点数(H23→H26)	4,075,991	4,140,592	4,217,425	4,296,638	268,934	保管場所等	収蔵率等	自然史標本棟	約75～85% (海生哺乳動物骨格標本庫などは、ほぼ100%)	植物研究部棟	約85～90%	理工第一・第二資料棟	大型資料は約90%、小型資料は約70～75%		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	寄附金収入額	426,840	530,047	850,849	615,655	年間維持管理経費	7,794,070	6,922,474	8,129,234	8,661,879	差 額	▲7,367,230	▲6,392,427	▲7,278,385	▲8,046,224	年度	イベント名	公開日	参加者数(人)	23	羽田空港空の日フェスティバル2011	平成23年10月22・23日	1,557	学生紙飛行機世界大会国内最終予選	平成24年3月28日	270	24	羽田空港空の日フェスティバル2012	平成24年9月22日	1,785	青少年ものづくりフェスタ2013 紙飛行機を飛ばそう!!!	平成25年3月26日	114	25	羽田空港空の日フェスティバル2013	平成25年9月28日	1,553	第9回全日本学生室内飛行ロボットコンテスト	平成25年10月12・13日	約500	青少年ものづくりフェスタ2014 紙飛行機を飛ばそう!!!	平成26年3月27日	106	26	羽田空港空の日フェスティバル2014	平成26年9月27日	約7,000	<p>標値を約13%上回る)となり、必ずしも「A」評定とする客観的根拠とは言えないのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一方、収蔵スペースに余裕がなく、外部からの保管依頼を断っている状況(科学博物館の説明)もみられる。 法人の事業全体のマネジメントにより、収集と、収蔵・保管方法等の方針について検討・確立することにより、将来にわたり、必要な標本・資料を十分に収集することができ、かつ、将来にわたり良質な状態で保存し続けることにつながると考えられる。 <p>【YS-11量産初号機】</p> <ul style="list-style-type: none"> YS-11量産初号機については、毎年度約700万円～800万円の維持管理経費(保管料等)を要しているが、公開頻度は年2回程度(羽田空港におけるイベント開催に合わせ無料公開)に止まっている状況である。 多額の維持管理経費を要して保有(保管)するのであれば、展示機会の拡大など、可能な限り有効活用することが重要
平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	増加点数(H23→H26)																																																																				
4,075,991	4,140,592	4,217,425	4,296,638	268,934																																																																				
保管場所等	収蔵率等																																																																							
自然史標本棟	約75～85% (海生哺乳動物骨格標本庫などは、ほぼ100%)																																																																							
植物研究部棟	約85～90%																																																																							
理工第一・第二資料棟	大型資料は約90%、小型資料は約70～75%																																																																							
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度																																																																				
寄附金収入額	426,840	530,047	850,849	615,655																																																																				
年間維持管理経費	7,794,070	6,922,474	8,129,234	8,661,879																																																																				
差 額	▲7,367,230	▲6,392,427	▲7,278,385	▲8,046,224																																																																				
年度	イベント名	公開日	参加者数(人)																																																																					
23	羽田空港空の日フェスティバル2011	平成23年10月22・23日	1,557																																																																					
	学生紙飛行機世界大会国内最終予選	平成24年3月28日	270																																																																					
24	羽田空港空の日フェスティバル2012	平成24年9月22日	1,785																																																																					
	青少年ものづくりフェスタ2013 紙飛行機を飛ばそう!!!	平成25年3月26日	114																																																																					
25	羽田空港空の日フェスティバル2013	平成25年9月28日	1,553																																																																					
	第9回全日本学生室内飛行ロボットコンテスト	平成25年10月12・13日	約500																																																																					
	青少年ものづくりフェスタ2014 紙飛行機を飛ばそう!!!	平成26年3月27日	106																																																																					
26	羽田空港空の日フェスティバル2014	平成26年9月27日	約7,000																																																																					

項目	指摘のポイント	問題意識																									
<p>5) 自己収入の一層の増加のための取組について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 博物館における展示や調査研究等の機能強化に資する自己収入の一層の増加のため、会員制度等の拡充、民間企業による施設利用の促進など具体的な数値目標を設定し、法人経営の観点から、一層戦略的な実施が必要ではないか。 <p>【参考1】登録標本数の推移（平成23年度～平成26年度）</p> <table border="1" data-bbox="640 483 1771 630"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入（円）(a)</td> <td>7,406,223,367</td> <td>4,057,144,477</td> <td>4,475,291,748</td> <td>5,595,562,306</td> </tr> <tr> <td>補助金等(b)</td> <td>6,548,431,267</td> <td>3,176,616,464</td> <td>3,587,452,420</td> <td>4,885,011,580</td> </tr> <tr> <td>入場料等(c)</td> <td>857,792,100</td> <td>880,528,013</td> <td>887,839,328</td> <td>710,550,726</td> </tr> <tr> <td>(c)÷(a)</td> <td>11.5</td> <td>21.7</td> <td>19.8</td> <td>12.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 法人が公表している管区年度の決算報告書に基づき作成。 2 平成23年度については、筑波地区研究棟増築等工事にかかる施設整備費補助金（3,062,251,217円）が交付されている。</p>	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	収入（円）(a)	7,406,223,367	4,057,144,477	4,475,291,748	5,595,562,306	補助金等(b)	6,548,431,267	3,176,616,464	3,587,452,420	4,885,011,580	入場料等(c)	857,792,100	880,528,013	887,839,328	710,550,726	(c)÷(a)	11.5	21.7	19.8	12.7	<ul style="list-style-type: none"> 現行中期目標においては、「事業の拡充と協賛・寄付の拡充等を通じ、自己収入の拡大を図る」とされており、また、今回の「見直し内容」においても、「事業を一層充実させる観点から、会員制度や寄附制度の充実など本法人に対する支援活動を強化する」とされている。 現状は、平成26年度では、収入額：約56億円に対し、自己収入（入場料等収入）：約7億円（約13%）に止まる。
年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度																							
収入（円）(a)	7,406,223,367	4,057,144,477	4,475,291,748	5,595,562,306																							
補助金等(b)	6,548,431,267	3,176,616,464	3,587,452,420	4,885,011,580																							
入場料等(c)	857,792,100	880,528,013	887,839,328	710,550,726																							
(c)÷(a)	11.5	21.7	19.8	12.7																							
<p>6) 共同調達等の取組の一層の推進について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、本法人を含む4法人間又は周辺他機関等との共同調達等を行うこととされていることを踏まえ、共通的な事務用品、役務（建物管理、清掃、資料・標本・美術品等の運搬業務等）の共同調達の取組を一層推進すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、国立科学博物館、国立美術館、国立文化財機構及び日本芸術文化振興会の4法人については、「法人間又は周辺他機関等との共同調達や広報活動等の連携を行う」とされている。 <p>【参考】共同調達等の実施状況</p> <table border="1" data-bbox="1379 959 2092 1300"> <thead> <tr> <th>案件名</th> <th>開始年度</th> <th>共同調達実施法人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トイレトーパーの調達</td> <td>平成23年度</td> <td>東京国立博物館、東京文化財研究所、国立西洋美術館、東京芸術大学</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物（動物死体及び付随汚物）搬出処理業務</td> <td>平成25年度</td> <td>国立大学法人筑波大学</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理業務</td> <td>平成25年度</td> <td>東京国立博物館、東京文化財研究所、国立西洋美術館、東京芸術大学</td> </tr> <tr> <td>再生P P C用紙</td> <td>平成23年度</td> <td>東京国立博物館、東京文化財研究所、国立西洋美術館、東京芸術大学</td> </tr> <tr> <td>古紙売払</td> <td>平成23年度</td> <td>東京国立博物館、東京文化財研究所、国立西洋美術館、東京芸術大学</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 文部科学省の提出資料に基づき作成。</p>	案件名	開始年度	共同調達実施法人	トイレトーパーの調達	平成23年度	東京国立博物館、東京文化財研究所、国立西洋美術館、東京芸術大学	一般廃棄物（動物死体及び付随汚物）搬出処理業務	平成25年度	国立大学法人筑波大学	廃棄物処理業務	平成25年度	東京国立博物館、東京文化財研究所、国立西洋美術館、東京芸術大学	再生P P C用紙	平成23年度	東京国立博物館、東京文化財研究所、国立西洋美術館、東京芸術大学	古紙売払	平成23年度	東京国立博物館、東京文化財研究所、国立西洋美術館、東京芸術大学							
案件名	開始年度	共同調達実施法人																									
トイレトーパーの調達	平成23年度	東京国立博物館、東京文化財研究所、国立西洋美術館、東京芸術大学																									
一般廃棄物（動物死体及び付随汚物）搬出処理業務	平成25年度	国立大学法人筑波大学																									
廃棄物処理業務	平成25年度	東京国立博物館、東京文化財研究所、国立西洋美術館、東京芸術大学																									
再生P P C用紙	平成23年度	東京国立博物館、東京文化財研究所、国立西洋美術館、東京芸術大学																									
古紙売払	平成23年度	東京国立博物館、東京文化財研究所、国立西洋美術館、東京芸術大学																									

【(中)国立美術館】

項目	指摘のポイント	問題意識																																													
1) 展覧事業について	<ul style="list-style-type: none"> • <u>展示事業について、国の政策・施策の達成のためにどのような成果をあげなければならないのかを明確化するとともに、広く一般に観覧するための展示や専門的な研究成果を発表する展示など、展示の目的を踏まえバランスを考慮した中期的な開催方針を策定し、その上で来館者数について、施設毎に実施する展示内容に応じた戦略的な目標を設定すべきではないか。</u> • <u>①所蔵美術品の活用、②展示の意味や展示物の貴重さの周知、③展示の説明資料（冊子・リーフレット）における記述の工夫、④開館時間の延長（特に立地条件の良い新美術館、西洋美術館）、⑤ミュージアムショップの商品開発の工夫、⑥外国人観光客を呼び込むためのPR方策・環境整備、などについて、戦略的に検討、実施する必要があるのではないか。</u> <p style="text-align: center;">【参考】来館者数の推移（人）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">施設名</th> <th style="width: 10%;">23年度</th> <th style="width: 10%;">24年度</th> <th style="width: 10%;">25年度</th> <th style="width: 10%;">26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人合計</td> <td>3,553,183</td> <td>3,442,227</td> <td>3,396,956</td> <td>2,925,482</td> </tr> <tr> <td>東京国立近代美術館（本館）</td> <td>573,521</td> <td>406,886</td> <td>435,569</td> <td>389,193</td> </tr> <tr> <td>東京国立近代美術館（工芸館）</td> <td>113,514</td> <td>96,371</td> <td>102,144</td> <td>77,093</td> </tr> <tr> <td>東京国立近代美術館（フィルムセンター）</td> <td>122,464</td> <td>105,517</td> <td>94,061</td> <td>122,731</td> </tr> <tr> <td>京都国立近代美術館</td> <td>315,766</td> <td>254,283</td> <td>277,387</td> <td>246,035</td> </tr> <tr> <td>国立西洋美術館</td> <td>1,246,430</td> <td>989,344</td> <td>1,316,842</td> <td>475,587</td> </tr> <tr> <td>国立国際美術館</td> <td>491,488</td> <td>497,651</td> <td>348,138</td> <td>188,410</td> </tr> <tr> <td>国立新美術館</td> <td>690,000</td> <td>1,092,175</td> <td>822,815</td> <td>1,426,433</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	23年度	24年度	25年度	26年度	法人合計	3,553,183	3,442,227	3,396,956	2,925,482	東京国立近代美術館（本館）	573,521	406,886	435,569	389,193	東京国立近代美術館（工芸館）	113,514	96,371	102,144	77,093	東京国立近代美術館（フィルムセンター）	122,464	105,517	94,061	122,731	京都国立近代美術館	315,766	254,283	277,387	246,035	国立西洋美術館	1,246,430	989,344	1,316,842	475,587	国立国際美術館	491,488	497,651	348,138	188,410	国立新美術館	690,000	1,092,175	822,815	1,426,433	<ul style="list-style-type: none"> • 「見込評価」では「展覧会への取組」の項目は「中期計画通り所蔵作品展、企画展、企画上映を開催し質の高い展覧会・上映会が開催されている」とし、「B」とされている。 • しかし、現行の中期目標には<u>来館者数に関する具体的な目標（数値目標）が設定されていない。現行中期目標期間の来館者数は、国立新美術館を除いて減少傾向にあり、抜本的な対策が求められるところ。</u> • 中期目標に<u>来館者数に関する施設毎の具体的な目標（数値目標）を設定した上で来館者数を増加させるための各種取組が必要である。</u>
施設名	23年度	24年度	25年度	26年度																																											
法人合計	3,553,183	3,442,227	3,396,956	2,925,482																																											
東京国立近代美術館（本館）	573,521	406,886	435,569	389,193																																											
東京国立近代美術館（工芸館）	113,514	96,371	102,144	77,093																																											
東京国立近代美術館（フィルムセンター）	122,464	105,517	94,061	122,731																																											
京都国立近代美術館	315,766	254,283	277,387	246,035																																											
国立西洋美術館	1,246,430	989,344	1,316,842	475,587																																											
国立国際美術館	491,488	497,651	348,138	188,410																																											
国立新美術館	690,000	1,092,175	822,815	1,426,433																																											
2) 調査研究について	<ul style="list-style-type: none"> • 国の美術振興政策・施策の達成のために、どのような役割を担うものと位置付け、①何を研究し、②いつまでにどのような工程で進捗させ、どのような成果を出すかということについて、政策と関連付けた具体的な目標設定を行うべきではないか。 • <u>調査研究活動の内容や重要性、得られた成果について、どの</u> 	<ul style="list-style-type: none"> • 「見込評価」では「調査研究の実施状況」の項目は「調査研究の成果を反映した展覧会を実施するなど調査研究数、研究紀要への執筆等は着実に実施しており調査研究成果を美術館活動に反映している」とし、「B」とされている。 																																													

項目	指摘のポイント	問題意識								
	<p><u>ようにして周知し法人への理解を得るか（広報、PRなど）、どのように広く役立つものとしていくかについて明確化した上で、経営層による適切なマネジメントのもと着実に実施していく必要があるのではないか。</u></p>	<p>しかし、<u>そもそも、何故、今その内容の研究を行わなければならないのか、また、その成果をどう活用しようとするのかという基本的な考え方が中期目標・中期計画において明確になっていない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 調査研究活動の内容や重要性や、得られた成果内容について、いかにして意義あるものとして広めていくか、法人マネジメントの中で検討していくことが重要 								
<p>3) 収集・保管について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <u>ナショナルセンターとして（ナショナルコレクションの形成・継承）収集・保存する貴重な美術品・工芸品等について、将来にわたり良質な状態で保存し続けるための収集・保管方法等の方針について、展示、貸出、収集方針、スペースの確保等、法人の事業全体のマネジメントの中で、喫緊の課題として抜本的な改善が必要ではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 「見込評価」では「収蔵品の保管・管理」の項目は「現在は、その状況下で国立美術館としてできることを確実に実施することで、安全な保管・管理を保つことができている」とし、「収蔵品等保存施設の狭隘・老朽化への対応」に対する評価として「B」とされている。 <p>しかし、現状の収蔵品の保管状況は、所蔵作品は年々増加する中、<u>東京近代美術館（本館・工芸館）、京都近代美術館は収容能力が限界を超えており、十分な対応がなされているとはいえず、収蔵庫の老朽化・狭隘への抜本的対策が必要な状況である。</u></p> <p>【参考】各施設の収蔵庫の状況</p> <table border="1" data-bbox="1458 924 1917 1054"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>収納率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京近代美術館（本館）</td> <td>約125%</td> </tr> <tr> <td>東京近代美術館（工芸館）</td> <td>約180%</td> </tr> <tr> <td>京都近代美術館</td> <td>約200%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※工芸館は、収蔵庫床面の大方はすでに埋まっており、棚間の通路にも作品を二段重ねにするほどの困難な状態である。</p>	施設	収納率	東京近代美術館（本館）	約125%	東京近代美術館（工芸館）	約180%	京都近代美術館	約200%
施設	収納率									
東京近代美術館（本館）	約125%									
東京近代美術館（工芸館）	約180%									
京都近代美術館	約200%									
<p>4) 自己収入拡大について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <u>美術館における展示や調査研究等の機能強化に資する自己収入の一層の増加のため、会員制度等の拡充、民間企業による施設利用の促進など、具体的な数値目標を設定した上で、法人経営の観点から、一層戦略的な実施が必要ではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 現行中期目標においては、「積極的に外部資金の獲得を図るとともに、施設使用料等、自己収入の増加に努めること」とされており、また、今回の「見直し内容」においても、「事業を一層充実させる観点から、会員制度や寄附制度の充実など本法人に対する支援活動を強化する」とされている。 現状は、平成26年度では、収入額：約134億円に対し、自己収入（入場料収入等）：約19億円（約14%）に止まる。 								

項目	指摘のポイント	問題意識															
5) 共同調達について	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、本法人を含む4法人間又は周辺その他機関等との共同調達等を行うこととされていることを踏まえ、共通的な事務用品、役務(建物管理、清掃、資料・標本・美術品等の運搬業務等)の共同調達の取組を一層推進すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年閣議決定(※1)に基づき、上野地区(※2)において共同調達を実施しており、一定の取組は認められる。 ※1 独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定) ※2 東京国立博物館、東京文化財研究所、国立西洋美術館、国立科学博物館、東京藝術大学 <p>【参考】共同調達等の実施状況</p> <table border="1" data-bbox="1400 496 2107 754"> <thead> <tr> <th>案件名</th> <th>開始年度</th> <th>共同調達実施法人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トイレットペーパーの調達</td> <td>平成23年度</td> <td>東京国立博物館、東京文化財研究所、国立科学博物館、東京芸術大学</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理業務</td> <td>平成25年度</td> <td>東京国立博物館、東京文化財研究所、国立科学博物館、東京芸術大学</td> </tr> <tr> <td>再生PPC用紙</td> <td>平成23年度</td> <td>東京国立博物館、東京文化財研究所、国立科学博物館、東京芸術大学</td> </tr> <tr> <td>古紙売払</td> <td>平成23年度</td> <td>東京国立博物館、東京文化財研究所、国立科学博物館、東京芸術大学</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 文部科学省の提出資料に基づき作成した。</p>	案件名	開始年度	共同調達実施法人	トイレットペーパーの調達	平成23年度	東京国立博物館、東京文化財研究所、国立科学博物館、東京芸術大学	廃棄物処理業務	平成25年度	東京国立博物館、東京文化財研究所、国立科学博物館、東京芸術大学	再生PPC用紙	平成23年度	東京国立博物館、東京文化財研究所、国立科学博物館、東京芸術大学	古紙売払	平成23年度	東京国立博物館、東京文化財研究所、国立科学博物館、東京芸術大学
案件名	開始年度	共同調達実施法人															
トイレットペーパーの調達	平成23年度	東京国立博物館、東京文化財研究所、国立科学博物館、東京芸術大学															
廃棄物処理業務	平成25年度	東京国立博物館、東京文化財研究所、国立科学博物館、東京芸術大学															
再生PPC用紙	平成23年度	東京国立博物館、東京文化財研究所、国立科学博物館、東京芸術大学															
古紙売払	平成23年度	東京国立博物館、東京文化財研究所、国立科学博物館、東京芸術大学															

【(中)国立文化財機構】

項目	指摘のポイント	問題意識																														
1) 展覧事業について	<ul style="list-style-type: none"> • <u>展覧事業について、国の政策・施策の達成のためにどのような成果をあげなければならないのかを明確化するとともに、広く一般に観覧するための展示や専門的な研究成果を発表する展示など、展示の目的を踏まえバランスを考慮した中期的な開催方針を策定し、その上で来館者数について、施設毎に実施する展示内容に応じた戦略的な目標を設定すべきではないか。</u> • <u>①所蔵文化財の活用、②展示の意味や展示物の貴重さの周知、③外国人観光客を呼び込むためのPR方策、④開館時間の延長、⑤ミュージアムショップの商品開発のさらなる工夫、などについて、戦略的に検討、実施する必要があるのではないか。</u> <p>【参考】来館者数の推移 (人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td>3,178,414</td> <td>3,347,505</td> <td>2,660,010</td> <td>3,734,433</td> </tr> <tr> <td>東京国立博物館</td> <td>1,756,590</td> <td>1,555,694</td> <td>1,322,288</td> <td>1,913,643</td> </tr> <tr> <td>京都国立博物館</td> <td>239,767</td> <td>234,540</td> <td>148,429</td> <td>539,134</td> </tr> <tr> <td>奈良国立博物館</td> <td>469,463</td> <td>450,235</td> <td>461,690</td> <td>476,993</td> </tr> <tr> <td>九州国立博物館</td> <td>712,594</td> <td>1,107,036</td> <td>727,603</td> <td>804,663</td> </tr> </tbody> </table>		23年度	24年度	25年度	26年度	合計	3,178,414	3,347,505	2,660,010	3,734,433	東京国立博物館	1,756,590	1,555,694	1,322,288	1,913,643	京都国立博物館	239,767	234,540	148,429	539,134	奈良国立博物館	469,463	450,235	461,690	476,993	九州国立博物館	712,594	1,107,036	727,603	804,663	<ul style="list-style-type: none"> • 「見込評価」では、年度計画等に別途定める展覧会ごとの来館者数の指標において、計画値を達成しているとして、展覧事業の取組については「B」とされている。 • しかし、現行の中期目標には来館者数に関する具体的な目標(数値目標)が設定されていない。現行中期目標期間の来館者数は年度により増減がみられ、来館者数増へのさらなる取組が求められる。 • 中期目標に来館者数に関する施設毎の具体的な目標(数値目標)を設定した上で、その目標に向けて来館者数を増加させるべく各種取組を行うべきである。
	23年度	24年度	25年度	26年度																												
合計	3,178,414	3,347,505	2,660,010	3,734,433																												
東京国立博物館	1,756,590	1,555,694	1,322,288	1,913,643																												
京都国立博物館	239,767	234,540	148,429	539,134																												
奈良国立博物館	469,463	450,235	461,690	476,993																												
九州国立博物館	712,594	1,107,036	727,603	804,663																												
2) 調査研究について	<ul style="list-style-type: none"> • 国の文化振興・文化財保護政策・施策の達成のために、どのような役割を担うものと位置付け、①何を研究し、②いつまでにどのような工程で進捗させ、どのような成果を出すかということについて、政策と関連付けた具体的な目標設定を行うべきではないか。 • <u>文化財保護に関する技術・経験の伝承の観点から、長期的視野のもとに、専門的知見・技術・経験を有する日本の文化財保護における中核的な人材を育成し、公私立の美術館・博</u> 	<ul style="list-style-type: none"> • 「見込評価」では「調査研究の実施状況」の項目は「中期計画に沿って文化財に関する基礎的・体系的な研究を実施し、研究成果については学術誌等への論文掲載、学会等での発表において公開している」とし、「B」とされている。 • しかし、そもそも、何故、今その内容の研究を行わなければならないのか、また、その成果をどう活用しようとするのかという基本的な考え方が中期目標・中期計画において明確になっていない。 																														

項目	指摘のポイント	問題意識										
	<p>物館と連携を強化していく必要があるのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究活動の内容や重要性や、得られた成果内容について、いかにして意義あるものとして広めていくか、法人マネジメントの中で検討していくことが重要 「見込評価」では「文化財保存修理に関する人材育成」の項目は「専門人材の研修を計画的に実施した」とし、「B」とされている。 本格的な文化財修復技能を有する人材（職人）は全国に100名程度しかいないのが現状である。 										
<p>3) 収集・保管について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <u>ナショナルセンターとしての役割（歴史・伝統文化の保存と継承の中核的拠点としての収蔵品の整備と次代への継承）を果たすため収集・保存する貴重な文化財等について、将来にわたり良質な状態で保存し続けるための収蔵・保管方法等の方針について、展示、貸出、収集方針、不足しているスペースの確保等、法人の事業全体のマネジメントの中で早急な検討、着実な対策の実施が必要ではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 「見込評価」では「収蔵品の保管・管理が適切に継続されている」として「B」評価とされている。 しかし、<u>各博物館とも収蔵庫の収容率が100%を超え、収容能力は限界にあることから、収蔵庫の老朽化・狭隘への抜本的対策が必要な状況である。</u> また収蔵品間の隙間がないとなると、<u>収蔵品が傷む可能性が高まり、保全管理上も問題</u>である。 <p>【参考1】<各施設の収蔵庫の状況></p> <table border="1" data-bbox="1458 1018 1877 1182"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>収納率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京国立博物館</td> <td>100%以上</td> </tr> <tr> <td>京都国立博物館</td> <td>100%以上</td> </tr> <tr> <td>奈良国立博物館</td> <td>100%以上</td> </tr> <tr> <td>九州国立博物館</td> <td>100%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考2】次期中期目標期間へ向けた取組状況（文化財機構回答）</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京国立博物館 <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度から本館（昭和13年開館、延面積約22,400㎡、重要文化財）の改修工事を計画しており、本館内約4,000㎡の収蔵庫についても棚等の設置により収蔵効率を向上することにより保管スペースを確保する予定 京都国立博物館 <ul style="list-style-type: none"> 平成知新館建替工事のため平成14年度に建設した仮設収蔵庫 	施設名	収納率	東京国立博物館	100%以上	京都国立博物館	100%以上	奈良国立博物館	100%以上	九州国立博物館	100%以上
施設名	収納率											
東京国立博物館	100%以上											
京都国立博物館	100%以上											
奈良国立博物館	100%以上											
九州国立博物館	100%以上											

項目	指摘のポイント	問題意識															
		(東取蔵庫)の取壊しを中止し、補強等の改修工事を実施のうえ、継続使用を可能とすることにより800㎡の保管スペースを確保する予定															
4) 自己収入拡大について	<ul style="list-style-type: none"> 博物館における展示や調査研究等の機能強化に資する自己収入の一層の増加のため、会員制度等の拡充、民間企業による施設利用の促進など、具体的な数値目標を設定した上で、法人経営の観点から、一層戦略的な実施が必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行中期目標においては、「入場料収入、寄附金等の外部資金、施設の有効利用により自己収入を確保する」とされており、また、今回の「見直し内容」においても、「事業を一層充実させる観点から、会員制度や寄附制度の充実など本法人に対する支援活動を強化する」とされている。 現状は、平成26年度では、収入額：約103億円に対し、自己収入(入場料等収入)：約19億円(約18%)に止まる。 															
5) 共同調達について	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、本法人を含む4法人間又は周辺の他機関等との共同調達等を行うこととされていることを踏まえ、共通的な事務用品、役務(建物管理、清掃、資料・標本・美術品等の運搬業務等)の共同調達の取組を一層推進すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年閣議決定(※1)に基づき、上野地区(※2)において共同調達を実施している。 <p>※1 独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)</p> <p>※2 東京国立博物館、東京文化財研究所、国立西洋美術館、国立科学博物館、東京藝術大学</p> <p>【参考】共同調達等の実施状況</p> <table border="1" data-bbox="1379 922 2092 1181"> <thead> <tr> <th>案件名</th> <th>開始年度</th> <th>共同調達実施法人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トイレトペーパーの調達</td> <td>平成23年度</td> <td>国立科学博物館、国立西洋美術館、東京芸術大学</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理業務</td> <td>平成25年度</td> <td>国立科学博物館、国立西洋美術館、東京芸術大学</td> </tr> <tr> <td>再生PPC用紙</td> <td>平成23年度</td> <td>国立科学博物館、国立西洋美術館、東京芸術大学</td> </tr> <tr> <td>古紙売払</td> <td>平成23年度</td> <td>国立科学博物館、国立西洋美術館、東京芸術大学</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 文部科学省の提出資料に基づき作成した。</p>	案件名	開始年度	共同調達実施法人	トイレトペーパーの調達	平成23年度	国立科学博物館、国立西洋美術館、東京芸術大学	廃棄物処理業務	平成25年度	国立科学博物館、国立西洋美術館、東京芸術大学	再生PPC用紙	平成23年度	国立科学博物館、国立西洋美術館、東京芸術大学	古紙売払	平成23年度	国立科学博物館、国立西洋美術館、東京芸術大学
案件名	開始年度	共同調達実施法人															
トイレトペーパーの調達	平成23年度	国立科学博物館、国立西洋美術館、東京芸術大学															
廃棄物処理業務	平成25年度	国立科学博物館、国立西洋美術館、東京芸術大学															
再生PPC用紙	平成23年度	国立科学博物館、国立西洋美術館、東京芸術大学															
古紙売払	平成23年度	国立科学博物館、国立西洋美術館、東京芸術大学															

【(中)教員研修センター】

項目	指摘のポイント	問題意識																																	
<p>1) 文部科学省の政策目的に沿った効果的な研修への見直しについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員に対する研修に関し、今後の教員養成に関する国の政策・施策の方向性に沿った研修手法、内容をできる限り早期に構築・導入することができるよう、<u>①研修体系に関する具体的な方針（全研修のうちどの程度の研修にアクティブ・ラーニングを取り入れるのかなど）を策定するとともに、②それに基づき早急にプロジェクトを推進するための具体的な工程の明確化、着実な実施が必要</u>ではないか。 ・ 同時に、法人経営の観点から、例えば、女性の積極的活用に関する研修の導入など、社会情勢の変化等を踏まえた研修の集中と選択が必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省では、今後の教員養成について、「アクティブ・ラーニング」（＝体験・課題解決型）を構築していくとの方向性を打ち出している。 ・ また、「見直し内容」においては、本法人が行う研修事業について、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修事業の再構築を図ることとし、そのための<u>具体的な工程</u>を策定 ・ <u>アクティブ・ラーニングに係る研修プログラムモデルを構築し、普及</u>を図る等としている。 ➤ 「見直し内容」で掲げる「再構築」の考え方、全体像（具体的に実施を必要とする研修テーマ・内容）の明確化が重要。 																																	
<p>2) 研修に関する具体的な指標、目標設定、見直しの推進について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修事業について、<u>①求められるニーズ、②現状における課題や改善が必要な事項などを的確に把握するとともに、研修プログラムの都道府県等における活用実績に関する指標を取り入れるなど、今後実施する研修の実績をよりの確に評価できる指標への整理・見直し、当該指標ごとに達成すべき具体的な目標の設定が必要</u>ではないか。 <p>【参考1】現行中期目標における研修に関する目標値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 70%;">目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加率</td> <td>定員の85%以上</td> </tr> <tr> <td>有意義度</td> <td>受講者の85%以上</td> </tr> <tr> <td>活用度</td> <td>各事業年度平均80%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 法人の中期目標に基づき作成。</p> <p>【参考2】研修実施実績（平成25年度）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 35%;">研修区分</th> <th style="width: 10%;">研修数</th> <th style="width: 10%;">定員</th> <th style="width: 10%;">受講者数</th> <th style="width: 10%;">参加率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①中核リーダーの学校経営研修</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">1,730</td> <td style="text-align: center;">1,556</td> <td style="text-align: center;">89.9</td> </tr> <tr> <td>②喫緊の課題に関する研修等の指導者養成研修</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">5,750</td> <td style="text-align: center;">5,857</td> <td style="text-align: center;">101.9</td> </tr> <tr> <td>③委託を受けて実施する研修</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">740</td> <td style="text-align: center;">726</td> <td style="text-align: center;">98.1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">22</td> <td style="text-align: center;">8,220</td> <td style="text-align: center;">8,139</td> <td style="text-align: center;">99.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 文部科学省の提出資料により作成。</p>	項目	目標値	参加率	定員の85%以上	有意義度	受講者の85%以上	活用度	各事業年度平均80%以上	研修区分	研修数	定員	受講者数	参加率	①中核リーダーの学校経営研修	2	1,730	1,556	89.9	②喫緊の課題に関する研修等の指導者養成研修	14	5,750	5,857	101.9	③委託を受けて実施する研修	6	740	726	98.1	計	22	8,220	8,139	99.0	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「見直し内容」においては、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修の不断の見直しのため、受講者及びその任命権者のニーズ、社会情勢の変化等を勘案 ・ 業務実績を適切に評価するアウトカムと関連させた目標を策定 等とされている。 ・ 一方、現行中期目標に掲げられた研修に関する目標値は、<u>第1期（平成13年）又は第2期（平成18年）と、相当以前に設定されたもので、現状における現場ニーズや社会情勢の変化を踏まえ、その妥当性は不明</u> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「参加率」：第1期の実績（概ね80%以上）と、第2期の定員の見直し等を踏まえ「85%以上」としたとの説明だが、5%上乘せとした根拠が不明 ➤ 「有意義率」：前身の「教職員等中央研修講座」の実績値（85%）を全ての研修の目標として設定したとの説明だが、研修による違いを考慮すべきではないか。 ➤ 「成果活用率」：有意義率より「若干低く設定」して「80%以上」としたとの説明だが、別の指標を引き合
項目	目標値																																		
参加率	定員の85%以上																																		
有意義度	受講者の85%以上																																		
活用度	各事業年度平均80%以上																																		
研修区分	研修数	定員	受講者数	参加率																															
①中核リーダーの学校経営研修	2	1,730	1,556	89.9																															
②喫緊の課題に関する研修等の指導者養成研修	14	5,750	5,857	101.9																															
③委託を受けて実施する研修	6	740	726	98.1																															
計	22	8,220	8,139	99.0																															

項目	指摘のポイント	問題意識																																													
	<p>【参考3】研修における「有意義度」(平成25年度)</p> <table border="1" data-bbox="568 217 1335 392"> <thead> <tr> <th>研修区分</th> <th>受講者数</th> <th>回収数</th> <th>有意義と回答</th> <th>有意義度(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①中核リーダーの学校経営研修</td> <td>1,556</td> <td>1,552</td> <td>1,551</td> <td>99.7</td> </tr> <tr> <td>②喫緊の課題に関する研修等の指導者養成研修</td> <td>4,352</td> <td>4,339</td> <td>4,296</td> <td>98.7</td> </tr> <tr> <td>③委託を受けて実施する研修</td> <td>726</td> <td>726</td> <td>726</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 文部科学省の提出資料により作成。</p> <p>【参考4】研修の活用に関する教育委員会等(受講者の任命権者)に対するアンケート調査結果(上記②「喫緊の課題に関する研修等の指導者養成研修」のうち一部の研修の例:平成25年度)</p> <table border="1" data-bbox="568 528 1335 802"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>受講者数</th> <th>回収数(率)</th> <th>成果活用者数</th> <th>活用率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校組織マネジメント指導者養成研修</td> <td>581</td> <td>566(97.4)</td> <td>537</td> <td>92.4</td> </tr> <tr> <td>道徳教育指導者養成研修</td> <td>856</td> <td>785(91.7)</td> <td>651</td> <td>76.1</td> </tr> <tr> <td>外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修</td> <td>119</td> <td>112(94.1)</td> <td>96</td> <td>80.7</td> </tr> <tr> <td>キャリア教育指導者養成研修</td> <td>258</td> <td>232(89.9)</td> <td>200</td> <td>77.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 文部科学省の提出資料により作成。 2 「活用率」欄は、受講者数に対する「成果活用者数」(研修成果を活用しているとの回答を得た数)の割合</p>	研修区分	受講者数	回収数	有意義と回答	有意義度(%)	①中核リーダーの学校経営研修	1,556	1,552	1,551	99.7	②喫緊の課題に関する研修等の指導者養成研修	4,352	4,339	4,296	98.7	③委託を受けて実施する研修	726	726	726	100	研修名	受講者数	回収数(率)	成果活用者数	活用率(%)	学校組織マネジメント指導者養成研修	581	566(97.4)	537	92.4	道徳教育指導者養成研修	856	785(91.7)	651	76.1	外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修	119	112(94.1)	96	80.7	キャリア教育指導者養成研修	258	232(89.9)	200	77.5	<p>いに出すのではなく、「成果活用率」そのものがどうあるべきか考慮されていないのではないかと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 以上の目標値のもと、研修の評価が適切に行われていないことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 研修に対する「有意義率」は、全ての研修でほぼ100% ➤ 個別研修で見れば、活用度が目標値を下回っているものもあるが、「各事業年度平均80%以上」との目標のもとでは、個別研修の見直しに至らない。 ➤ 活用度が目標値を下回っている2研修は、文部科学省による評価において、法人が「活用率」の算出方法(「成果活用者数/受講者数」)を「成果活用者数/回収数」に変更して数値を高めていた事実について指摘されている。
研修区分	受講者数	回収数	有意義と回答	有意義度(%)																																											
①中核リーダーの学校経営研修	1,556	1,552	1,551	99.7																																											
②喫緊の課題に関する研修等の指導者養成研修	4,352	4,339	4,296	98.7																																											
③委託を受けて実施する研修	726	726	726	100																																											
研修名	受講者数	回収数(率)	成果活用者数	活用率(%)																																											
学校組織マネジメント指導者養成研修	581	566(97.4)	537	92.4																																											
道徳教育指導者養成研修	856	785(91.7)	651	76.1																																											
外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修	119	112(94.1)	96	80.7																																											
キャリア教育指導者養成研修	258	232(89.9)	200	77.5																																											
<p>3) 法人の機能強化のための具体的方策の推進について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の研修に関するナショナルセンターとして、アクティブ・ラーニングの方向性、初等中等教育段階からのグローバル化教育などに資する研修ノウハウについて、法人自らが蓄積し向上させるとともに、全国都道府県等への伝播・普及の促進のため、その機能強化の仕組みの構築(①大学や都道府県等との連携強化、都道府県等と大学との連携・橋渡し役としての機能、②ICTを活用した研修の配信等)、いつまでにどのような水準を達成するかということについて目標として明確化し、着実な実施が必要ではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> 本法人では、教員研修におけるナショナルセンターとしての機能強化のため、現行中期目標期間中において、以下のような取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・宮城教育大学(平成27年5月)、日本教職大学院協会(平成27年7月)と、連携協力協定を締結(⇒教員研修に関し、大学・本法人・都道府県等の連携強化の取組) ・教育長セミナー(平成27年2月)を新たに実施(⇒地方教育行政の責任者に対する研修機会の確保の取組) 「見込み評価」においては、上記のような積極的な取組について、「教員研修に関する情報収集・活用・提供」に係る項目について、「A」評定を付している。 一方、これらの取組は開始されたばかりであり、今後、いかに発展・充実させた取組を行っていくかが重要。 <ul style="list-style-type: none"> また、研修受講者のみならず、ICTを活用した現場教員に対する「ダイクトアプローチ」などの取組は今後の課題(文部科学省説明) 																																													

項目	指摘のポイント	問題意識
4) 教職員の人材養成に関する専門職員の養成について	<ul style="list-style-type: none"> 上記の的確な実施のため、<u>教職員の人材養成に関する専門的知見を有するプロパー職員を早急に育成する必要があるのではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年4月、本法人に「次世代型教育推進センター」が設置され、職員2名で、平成27年度の新規事業である「<u>新たな学びに関する教員の資質能力向上のためのプロジェクト</u>」(※)を担当。 <ul style="list-style-type: none"> ※ アクティブ・ラーニングなど今後求められる新たな学びの指導方法等について、関係機関等の協力を得ながら、各都道府県における中核的指導者となる教員を育成するとともに、教員の指導力向上のための研究プログラムモデルの構築を目指すプロジェクト。 しかし、上記「次世代型教育推進センター」では、<u>現状、各都道府県から派遣されている研修員が実務に従事している状況。</u> 今後、<u>法人としてノウハウを蓄積し、モデル構築、研修への反映を行うためには、法人に専門的知見を有する職員を育成が急務と考えられる。</u>
5) 保有資産の有効活用について	<ul style="list-style-type: none"> 保有資産（特に体育施設、駐車場等）について、研修員への供用に止まらず、地域のスポーツ施設又は多目的利用施設等として有効に活用されるため、各種団体への積極的な働きかけなど具体的な方策を検討し、施設利用に関する具体的な数値目標を設定し、経営層による適切なマネジメントのもと、積極的に推進していく必要があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修施設については、<u>研修室単位で外部貸出しを行っている（それぞれの形状等に応じた利用料を設定）にもかかわらず、本法人では、研修室ごとの稼働状況を全く把握していない。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 保有する各室がどの程度活用されているかということが分からない状況では、有効活用の検討の要否にすら至ることができないとみられる。 体育施設（グラウンド、体育館、テニスコート）については、研修期間は研修生の利用に供しているとしているが、<u>実際に研修生に使用されている実績は把握していない</u>（グラウンドは、草が生い茂った状態） また、<u>体育館のみ外部貸出しを実施しているが、その貸出実績は著しく低調</u>（平成25年度：0日、平成26年度：1日） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 保有施設を有効に活用使用とする意識が薄い物と考えられる。 ➢ 研修期間中は、朝から夕刻まで研修カリキュラムが組まれ、実際には、研修生による利用はほとんどないと思われる。 ➢ 以上から、事実上、グラウンド、体育館、テニスコートの利用状況は不明であり、有効活用の検討の要否に

項目	指摘のポイント	問題意識																																
<p>6) 一般管理費、業務経費の削減実績の的確な把握について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費、業務経費の削減状況については、削減実績を的確に把握するとともに、増加要因等が合理的に説明できない場合、一層の削減方策の検討、着実な実施が必要ではないか。 	<p>すら至ることができないとみられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費、業務経費の削減状況について、平成23～25年度評価において、「<u>予算額</u>」で前年度と比較して目標を達成したとして「<u>A</u>」評定としている。 本法人の場合、各年度の実績額ベースで比較してみた場合でも、対前年度比で中期目標を上回る削減はなされているものの、実際の削減状況を比較するためには、実績額を用いるべき。 <p>【参考1】現行中期目標（平成23年3月1日）（抜粋） III 業務運営の効率化に関する事項 (1)（略）中期目標の期間中、<u>毎事業年度につき、対前年度比一般管理費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図ること</u>。ただし、退職手当、特殊要因経費はその対象としない。</p> <p>【参考2】平成25年度評価書における一般管理費、業務経費の対前年度増減 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1435 730 2051 847"> <thead> <tr> <th></th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>削減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>240</td> <td>214</td> <td>△10.8%</td> </tr> <tr> <td>業務経費</td> <td>491</td> <td>468</td> <td>△4.7%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>731</td> <td>682</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 各年度の金額はそれぞれ予算額で比較</p> <p>※ 実績額で比較してみると、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1435 927 2051 1043"> <thead> <tr> <th></th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>削減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>244</td> <td>232</td> <td>△4.9%</td> </tr> <tr> <td>業務経費</td> <td>443</td> <td>385</td> <td>△13.1%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>687</td> <td>617</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 本表は、本法人が公表している各年度の決算報告書により整理</p>		24年度	25年度	削減割合	一般管理費	240	214	△10.8%	業務経費	491	468	△4.7%	計	731	682			24年度	25年度	削減割合	一般管理費	244	232	△4.9%	業務経費	443	385	△13.1%	計	687	617	
	24年度	25年度	削減割合																															
一般管理費	240	214	△10.8%																															
業務経費	491	468	△4.7%																															
計	731	682																																
	24年度	25年度	削減割合																															
一般管理費	244	232	△4.9%																															
業務経費	443	385	△13.1%																															
計	687	617																																
<p>6) 共同調達等の取組の一層の推進について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、本法人を含む4法人間で間接業務の共同実施を推進することとされていることを踏まえ、間接業務（会計、経理事務等）の共同実施、共通的な事務用品や役務（建物管理、清掃等）の共同調達等の取組を一層推進していく必要があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教員研修センターの4法人については、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施すべく、共同実施が可能な業務の選定、費用対効果、具体的な方法等について法人間で検討を行い、平成26年夏までに結論を得て、順次実行に移すとされている。 																																

項目	指摘のポイント	問題意識																					
		<p>【参考】 4 法人間での共同調達の実施状況（予定含む）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1379 229 1576 256">物品名</th> <th data-bbox="1576 229 1715 256">開始時期</th> <th data-bbox="1715 229 2092 256">検討・実施状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1379 256 1576 336">蛍光管</td> <td data-bbox="1576 256 1715 336">26年度</td> <td data-bbox="1715 256 2092 336">「物品等の共同調達に関する協定書」を締結のうえ、平成27年1月から四半期毎に調達を実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1379 336 1576 416">事務用品（ドッチファイル等）</td> <td data-bbox="1576 336 1715 416">27年度</td> <td data-bbox="1715 336 2092 416">「物品等の共同調達に関する協定書」を締結のうえ、平成27年4月から各四半期毎に調達を実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1379 416 1576 475">封書運送業務（メール便）</td> <td data-bbox="1576 416 1715 475">27年度</td> <td data-bbox="1715 416 2092 475">平成27年度中の実施に向け対応を検討</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1379 475 1576 560">電気供給</td> <td data-bbox="1576 475 1715 560">28年度</td> <td data-bbox="1715 475 2092 560">平成28年4月からの実施に向け、需要電力量の精査、市場調査及び費用対効果の検証等を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1379 560 1576 699">デジタル複合機（コピー機）の賃貸借・保守業務</td> <td data-bbox="1576 560 1715 699">29年度</td> <td data-bbox="1715 560 2092 699">平成27年度契約開始案件の契約実績を踏まえた新たな相場の金額が判明する平成27年8～9月頃に改めて見積額を算定し、費用対効果の検証等を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1379 699 1576 778">事務用品（事務用電子計算機）の賃貸借</td> <td data-bbox="1576 699 1715 778">31年度</td> <td data-bbox="1715 699 2092 778">市場調査を行うとともに各法人の導入計画に基づき費用対効果の検証等を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）文部科学省の提出資料により作成。</p>	物品名	開始時期	検討・実施状況	蛍光管	26年度	「物品等の共同調達に関する協定書」を締結のうえ、平成27年1月から四半期毎に調達を実施	事務用品（ドッチファイル等）	27年度	「物品等の共同調達に関する協定書」を締結のうえ、平成27年4月から各四半期毎に調達を実施	封書運送業務（メール便）	27年度	平成27年度中の実施に向け対応を検討	電気供給	28年度	平成28年4月からの実施に向け、需要電力量の精査、市場調査及び費用対効果の検証等を行う。	デジタル複合機（コピー機）の賃貸借・保守業務	29年度	平成27年度契約開始案件の契約実績を踏まえた新たな相場の金額が判明する平成27年8～9月頃に改めて見積額を算定し、費用対効果の検証等を行う。	事務用品（事務用電子計算機）の賃貸借	31年度	市場調査を行うとともに各法人の導入計画に基づき費用対効果の検証等を行う。
物品名	開始時期	検討・実施状況																					
蛍光管	26年度	「物品等の共同調達に関する協定書」を締結のうえ、平成27年1月から四半期毎に調達を実施																					
事務用品（ドッチファイル等）	27年度	「物品等の共同調達に関する協定書」を締結のうえ、平成27年4月から各四半期毎に調達を実施																					
封書運送業務（メール便）	27年度	平成27年度中の実施に向け対応を検討																					
電気供給	28年度	平成28年4月からの実施に向け、需要電力量の精査、市場調査及び費用対効果の検証等を行う。																					
デジタル複合機（コピー機）の賃貸借・保守業務	29年度	平成27年度契約開始案件の契約実績を踏まえた新たな相場の金額が判明する平成27年8～9月頃に改めて見積額を算定し、費用対効果の検証等を行う。																					
事務用品（事務用電子計算機）の賃貸借	31年度	市場調査を行うとともに各法人の導入計画に基づき費用対効果の検証等を行う。																					

【(研)物質・材料研究機構】

項目	指摘のポイント	問題意識																
1) 研究開発成果の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 個々の研究テーマについて、<u>研究により何を目指し、どのような工程で進ちよくさせるか、目指す成果を明確化している研究テーマの例を参考にするなど、研究開発成果の最大化に向けた目標を明確化する必要</u>があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 「見込み評価」においては、高度かつ先進的なハイリスク研究の推進により、多くの顕著な成果が得られていることなどをもって「A」評定としている。 しかし、<u>現行中期目標において、一部の研究テーマについては、いつまでに、どのような成果を得るのか明確にされていないため、これらの研究テーマについて、顕著な成果が得られていることが明確になっていない。</u> 																
2) 研究開発成果の普及の積極的な推進	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発の成果をより幅広い対象に還元・周知するため、インターネット上で研究成果を分かりやすく紹介した動画を配信する取組を引き続き積極的に推進することが求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究成果を分かりやすく紹介した動画をYouTube上に公開（平成25年1月～）。理研や産総研を抜いて、国内の主要研究機関の中では2位の閲覧回数（※） 「見直し内容」には、研究成果の情報発信に関する具体的な記述はない。 <p style="text-align: center;">【参考】動画本数、総閲覧回数、登録者数の推移</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>動画本数</th> <th>総閲覧回数</th> <th>登録者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25.7.1</td> <td>34本</td> <td>33,027回</td> <td>111人</td> </tr> <tr> <td>H26.7.1</td> <td>63本</td> <td>576,640回</td> <td>1,993人</td> </tr> <tr> <td>H27.7.1</td> <td>87本</td> <td>1,868,976回</td> <td>6,329人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（注）文部科学省の提出資料に基づき作成</p>	年月日	動画本数	総閲覧回数	登録者数	H25.7.1	34本	33,027回	111人	H26.7.1	63本	576,640回	1,993人	H27.7.1	87本	1,868,976回	6,329人
年月日	動画本数	総閲覧回数	登録者数															
H25.7.1	34本	33,027回	111人															
H26.7.1	63本	576,640回	1,993人															
H27.7.1	87本	1,868,976回	6,329人															
3) 人材養成の取組に関するアウトカム目標の設定	<ul style="list-style-type: none"> <u>人材養成の取組による成果を的確に評価するため、アウトカム目標にとどまらず、どの程度人材の養成が図られたかについてのアウトカム目標を設定する必要がある</u>のではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 本法人は、国内外からのスーパーポスドクなど優れた研究者を集め、本法人や他の研究機関の常勤職員として送り出すなどの取組を実施 しかし、現行中期目標では、若手研究者の受入数のみを目標値としており、<u>若手研究者の育成に関するアウトカムと関連した目標は未設定</u> <p style="text-align: center;">【参考1】若手研究者の受入数の実績</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受入数（人）</td> <td>479</td> <td>451</td> <td>419</td> <td>458</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（注）文部科学省の提出資料に基づき作成</p>		23年度	24年度	25年度	26年度	受入数（人）	479	451	419	458						
	23年度	24年度	25年度	26年度														
受入数（人）	479	451	419	458														

項目	指摘のポイント	問題意識																														
		<p>【参考2】人材育成に係る数値指標の例 (「科学技術イノベーション総合戦略2015」から抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博士課程の進学率 ・就職先の多様性(博士課程) ・若手研究者への研究費 ・パーマナントな職に占める若手割合 																														
<p>4) 最先端の研究設備等の一層の共用促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>一般の機関では導入が難しい主な最先端の研究設備等について、更なる活用方策を検討するとともに、利用実績を定量的に評価するための適切な目標値を設定する必要があるのではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「見込み評価」においては、共用実績が期間中に約5割増加するなど、計画を上回る特に顕著な増加が見られるなどをもって「S」評定としている。 ・ 現行中期目標においては、最先端の研究設備等について、外部の研究機関・研究者への共用を進めているが、現行中期目標では、特定の研究設備等の「共用件数の合計値」を目標値として設定している。 ・ しかし、共用件数の合計値としては目標達成しているが、<u>個々では利用実績が年々減少している研究設備等もあり</u> <p>【参考】外部への共用件数の推移(単位:件)</p> <table border="1" data-bbox="1395 807 2094 1075"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強磁場施設</td> <td>44</td> <td>36</td> <td>13</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>大型放射光施設の ビームライン</td> <td>16</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>超高圧電子顕微鏡施設</td> <td>42</td> <td>85</td> <td>122</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>102</td> <td>129</td> <td>140</td> <td>149</td> </tr> <tr> <td>目標値 (合計値のみ設定)</td> <td>125</td> <td>125</td> <td>125</td> <td>125</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 文部科学省の提出資料に基づき作成</p>		23年度	24年度	25年度	26年度	強磁場施設	44	36	13	20	大型放射光施設の ビームライン	16	8	5	4	超高圧電子顕微鏡施設	42	85	122	125	合計	102	129	140	149	目標値 (合計値のみ設定)	125	125	125	125
	23年度	24年度	25年度	26年度																												
強磁場施設	44	36	13	20																												
大型放射光施設の ビームライン	16	8	5	4																												
超高圧電子顕微鏡施設	42	85	122	125																												
合計	102	129	140	149																												
目標値 (合計値のみ設定)	125	125	125	125																												
<p>5) 特許収入のより一層の拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許収入は黒字であるが、更なる自己収入の拡大を図るため、産業界とのハブ機能を強化し、特許を産業界に対して実施許諾する取組を引き続き積極的に推進していくことが求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許収入については、赤字となっている法人が多い中、本法人では <u>毎年度黒字を維持</u> <p>【参考】特許の維持管理費用と実施許諾収入の推移(単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="1375 1294 2103 1434"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度</th> <th>24</th> <th>25</th> <th>26</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>維持管理費用</td> <td>222,350</td> <td>228,017</td> <td>298,807</td> <td>278,608</td> <td>1,027,782</td> </tr> <tr> <td>実施許諾収入</td> <td>511,112</td> <td>395,866</td> <td>491,813</td> <td>598,770</td> <td>1,997,561</td> </tr> <tr> <td>差額</td> <td>288,762</td> <td>167,849</td> <td>193,006</td> <td>320,162</td> <td>969,779</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 文部科学省の提出資料に基づき作成</p>		23年度	24	25	26	計	維持管理費用	222,350	228,017	298,807	278,608	1,027,782	実施許諾収入	511,112	395,866	491,813	598,770	1,997,561	差額	288,762	167,849	193,006	320,162	969,779						
	23年度	24	25	26	計																											
維持管理費用	222,350	228,017	298,807	278,608	1,027,782																											
実施許諾収入	511,112	395,866	491,813	598,770	1,997,561																											
差額	288,762	167,849	193,006	320,162	969,779																											

項目	指摘のポイント	問題意識
6) 研究不正事案発生時の対応方針等の内部規程の整備	<ul style="list-style-type: none"> 研究不正・違法事案が発生した際の対応方針、広報方針等を定めた内部規程を早急に整備すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究不正への対応等については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）において「調査手続や方法等に関する規程や仕組み・体制等を適切に整備することが求められる」とされている。 しかし、<u>研究不正・違法事案発生時の対応方針等</u>について、<u>内部規程等は未策定</u>
7) 監査の計画的な実施	<ul style="list-style-type: none"> <u>高輝度放射光ステーション（SPring-8内）について、監事と連携の上、内部監査・監事監査を計画的に実施すべきではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 本法人の施設の大部分は茨城県つくば市に所在しているが、唯一、高輝度放射光ステーションのみ、SPring-8内（兵庫県佐用町）に所在 毎年度、内部監査及び監事監査を実施しているが、本中期目標期間中（平成23年度～27年度）、<u>同ステーションに対する内部監査、監事監査の実績なし</u> <u>内部監査、監事監査に関して、毎年度、年度計画は策定しているが、中長期計画は未策定</u>

【(研)防災科学技術研究所】

項目	指摘のポイント	問題意識
<p>1) 担うべき役割の明確化と具体的な目標の設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> • <u>防災に関する研究を行う多くの研究機関の中で、他の研究機関との役割分担や研究成果の共有等の方針について、具体的に明確化すべき</u>ではないか。 • 個々の研究テーマについて、どのような工程で進ちよくさせ、いつまでにどのような水準を達成するのかについて、研究開発成果の最大化に向けた具体的な目標を設定すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 本法人は、防災に関する総合的な研究機関（中期目標）、防災に関し、理学、工学及び社会科学の融合及び各災害研究分野間の連携による総合的な研究開発を行う機関（中期計画）とされている。 • しかし、防災の研究を行う大学や他の独立行政法人、民間研究機関が多く存在するなかで、<u>本法人しか担うことができない役割は具体的に何か明確にされていない。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「総合的な」の具体的な考え方が不明（例えば、他の機関が行う研究分野も包含するのか、など） ➢ 「理学、工学及び社会科学の融合」とは、本法人が何をやるということなのか不明確 • <u>文部科学省として、本法人を、我が国全体としての防災に関する研究開発の中でどう位置付け、どのような役割を担わせたいのか不明確</u>（文部科学省回答） • 現行中期計画では、主に3領域（災害を観測・予測する研究領域、被災時の被害を軽減する研究領域、災害リスク情報に基づく社会防災システム領域）で社会的関心の高い自然災害を踏まえた研究テーマを実施することとされている。 • 「見込み評価」においては、中期目標達成が大きく期待できるなどをもって「A」評定としているテーマもある。個々の研究テーマのいずれも、いつまでに、どのような成果を得るのが目標に明記されていないため、その成果の達成状況を客観的に評価することは難しい。 • 「見直し内容」では、「目標の達成度に係る客観的かつ的確な評価を行う観点から、研究開発の現場への影響等を十分考慮しつつ、達成すべき内容や水準等を具体的に明記した上で、適切な指標を設定することとする。」とされている。

項目	指摘のポイント	問題意識																				
2) 海洋研究開発機構からの「地震・津波観測監視システム」の移管による効果の最大化	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度に「地震・津波観測監視システム」の移管が予定されるが、<u>本法人の既存システムとの一元的な管理運用により、新たな研究成果を明確に発現させる必要があるのではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> システム移管は、平成25年の閣議決定「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づき実施される。 移管措置を円滑に履行するため、平成26年2月から両法人で「協議会」「WG」を設置し、具体的な検討を実施しているが、結論を得る時期は示されていない。 																				
3) 大規模実験施設の一層の共用促進	<ul style="list-style-type: none"> <u>一般の機関では導入が難しい大規模実験施設について、法人経営の観点から、利用料の見直し、外部利用件数の一層の向上のための取組など更なる有効活用を図る必要があるのではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模実験施設について、外部の研究機関・研究者への共用を実施しており、現行中期目標では、施設毎に「外部利用件数」を5年間の目標値(※)として設定「見込み評価」では、平成23～26年度における外部利用実績をもとに「B」評定としている。 しかし、現行中期目標期間中の実績について、単純計算(推計)してみると、<u>施設によっては目標値以下の実績となることが想定される。</u> <p style="text-align: center;">推計方法 (23-26 実績) ÷ 4 + (23-26 実績) 単位未満切り捨て</p> <p>【参考】※数値目標、実績、推計</p> <table border="1" data-bbox="1368 810 2096 975"> <thead> <tr> <th></th> <th>※目標(23-27)</th> <th>(23-26実績)</th> <th>推計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実大三次元震動破壊実験施設</td> <td>25件以上</td> <td>(22件)</td> <td>(27件)</td> </tr> <tr> <td>大型耐震実験施設</td> <td>42件以上</td> <td>(31件)</td> <td>(38件)</td> </tr> <tr> <td>大型降雨実験施設</td> <td>40件以上</td> <td>(29件)</td> <td>(36件)</td> </tr> <tr> <td>雪氷防災実験施設</td> <td>110件以上</td> <td>(87件)</td> <td>(108件)</td> </tr> </tbody> </table>		※目標(23-27)	(23-26実績)	推計	実大三次元震動破壊実験施設	25件以上	(22件)	(27件)	大型耐震実験施設	42件以上	(31件)	(38件)	大型降雨実験施設	40件以上	(29件)	(36件)	雪氷防災実験施設	110件以上	(87件)	(108件)
	※目標(23-27)	(23-26実績)	推計																			
実大三次元震動破壊実験施設	25件以上	(22件)	(27件)																			
大型耐震実験施設	42件以上	(31件)	(38件)																			
大型降雨実験施設	40件以上	(29件)	(36件)																			
雪氷防災実験施設	110件以上	(87件)	(108件)																			

【(研)放射線医学総合研究所】

項目	指摘のポイント	問題意識																								
1) 研究開発の目標及び工程の明確化	<ul style="list-style-type: none"> • <u>本法人が行う研究テーマの目指す成果を明確化するとともに、研究により何を目指し、どのような工程で進ちよくさせるかについて明確化（工程表の策定等）し、具体的な目標として設定する必要</u>があるのではないか。 • <u>特に、特許を取得しており、難治性のがんに対して高い治療効果が認められ先進治療として承認されている重粒子線がん治療については、装置の小型化等について、具体的な工程表を策定し、着実に実施していく必要</u>があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 「見込み評価」では、「重粒子線を用いたがん治療研究については、呼吸同期3次元高速スキャンニング技術の臨床応用、小型回転ガントリーの技術開発などが着実に実施されている」などとして「B」評定としている。 • しかし、現行中期目標においては、個々の研究テーマについて、いつまでに、どのような成果を得るのが明確にされていないことから、これらの研究テーマについて、顕著な成果が得られていることが明確になっていない。 • 「見込み評価」では、「研究開発成果の活用の促進」の項目は、「特許出願等ガイドライン、同ガイドラインの運用要領の策定を行うとともに、これらに沿って権利化と活用に取り組んでいる」として、「B」評定としている。 • 現行中期目標期間においても特許に関する出願、維持等の経費は、実施料収入を大幅に上回る状況 <p style="text-align: center;">○ 特許の維持管理費と実施料収入の推移 （単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年度</th> <th>24</th> <th>25</th> <th>26</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>維持管理費</td> <td style="text-align: right;">33,660</td> <td style="text-align: right;">47,130</td> <td style="text-align: right;">52,055</td> <td style="text-align: right;">34,067</td> <td style="text-align: right;">166,912</td> </tr> <tr> <td>実施料収入</td> <td style="text-align: right;">1,038</td> <td style="text-align: right;">3,079</td> <td style="text-align: right;">54,683</td> <td style="text-align: right;">14,073</td> <td style="text-align: right;">72,873</td> </tr> <tr> <td>差 額</td> <td style="text-align: right;">▲32,622</td> <td style="text-align: right;">▲44,051</td> <td style="text-align: right;">2,628</td> <td style="text-align: right;">▲19,994</td> <td style="text-align: right;">▲94,039</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">（注）1 文部科学省の提出資料に基づき作成 2 平成25年度は、九州国際重粒子線がん治療センターが開設されたことに伴い、重粒子線がん治療に関する特許の多額な実施収入が発生したために、実施収入が維持管理費を上回っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 文部科学省では、重粒子線がん治療の保険収載に向け（現状、1治療約300万円）、 		H23年度	24	25	26	計	維持管理費	33,660	47,130	52,055	34,067	166,912	実施料収入	1,038	3,079	54,683	14,073	72,873	差 額	▲32,622	▲44,051	2,628	▲19,994	▲94,039
	H23年度	24	25	26	計																					
維持管理費	33,660	47,130	52,055	34,067	166,912																					
実施料収入	1,038	3,079	54,683	14,073	72,873																					
差 額	▲32,622	▲44,051	2,628	▲19,994	▲94,039																					

項目	指摘のポイント	問題意識
		<p>① 加速器の研究開発の専門家である原研の一部が移管されることにより、<u>治療装置の小型化に向けた技術開発をより一層推進</u></p> <p>② 既存の保険収載されている抗がん剤治療やX線治療（保険収載）と<u>比較して治療効果における優位性を示すべく、千葉大学と共同臨床研究を推進</u>との方針（文部科学省説明）</p>
<p>2) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の一部業務移管に伴う研究体制等の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日本原子力研究開発機構の業務の一部が移管されることにより、<u>本部によるガバナンスの充実・強化方策や管理部門の合理化方策について早急に検討する必要がある。</u> シナジー効果の発現に資する観点から、研究部門の再編を実施するため、<u>①研究ユニットを機動的に再編できる仕組みの構築、②研究員等の柔軟な配置の仕組みの構築、③技術、能力、人材、設備及び研究シーズの相互利用を活性化する仕組みの構築について検討する必要があるのではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 新法人の本部は千葉に設置され、青森、群馬、茨城、京都に拠点が所在することとなっていることから、<u>本部によるガバナンスの充実・強化が求められる。</u> 「見直し内容」では、「統合による新たな研究課題への取組を効果的かつ効率的に実施できるよう、これを支える本部のマネジメントの強化や内部統制の向上を図る」とされているが、どのようにしてマネジメントの強化や内部統制の向上を図るのか明確になっていない。 「見直し内容」では、「これまでの一拠点から多拠点となることから、それぞれの拠点間におけるWEB会議システムを導入し、業務の効率化を図る」とされているが、WEB会議システムの導入により、どのような業務が効率化されるのか明確になっていない。 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員数(27. 4. 1 現在) <ul style="list-style-type: none"> ・放射線医学総合研究所 459 人（常勤）、365 人（非常勤） ・日本原子力研究開発機構 682 人（常勤）、149 人（非常勤） ○ 平 27 年度当初予算 <ul style="list-style-type: none"> ・放射線医学総合研究所 118 億円 ・日本原子力研究開発機構 341 億円 ○ 日本原子力開発研究機構から移管される拠点 <ul style="list-style-type: none"> ・ 六ヶ所核融合研究所 ・ 高崎量子応用研究所 ・ 那珂核融合研究所 ・ 関西光科学研究所

【(中)労働安全衛生総合研究所】

項目	指摘のポイント	問題意識																								
1) 調査研究内容の明確化及び具体的な目標の設定	<ul style="list-style-type: none"> 本法人が行う研究により何を指すのか、また、<u>同様な研究を行っている他の機関（大学、民間企業等）との役割分担について明確化した上で、研究内容の選択と集中を行い、より具体的な目標を設定する必要があるのではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 「見込み評価」では、「労働現場のニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた重点的な研究の実施」の項目は、「中期計画期間4年目までに、プロジェクト研究延べ49課題を実施し、研究員・人員を重点的に投入している」などとして「A」評定としている。 しかし、現行中期目標においては、<u>いつまでに、どのような成果を得るのか明確にされていない上、達成目標としての課題数も設定されていないことから、これらの研究課題について、顕著な成果が得られていることが明確になっていない。</u> 																								
2) 調査研究による成果の普及拡大	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究により得られた成果の普及について、①設定している目標値を実績等に応じ適切なものとなるよう見直すとともに、②労働作業現場での実際の活用を促進する観点から、例えば、作業安全に資する手法の作業現場への導入実績、作業現場における安全対策のための製品の事業者への販売実績など、具体的な数値目標を設定し、<u>経営層による適切なマネジメントのもと着実に実施する必要があるのではないか。</u> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行中期目標における目標値 <ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生関係法令等への貢献：50件以上 学会発表回数：研究員一人あたり20回以上 論文発表件数：研究員一人あたり10報以上 ○ 法令等への反映件数等の推移 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="width: 10%;">23</th> <th style="width: 10%;">24</th> <th style="width: 10%;">25</th> <th style="width: 10%;">26</th> <th style="width: 10%;">累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労働安全衛生関係法令等への貢献件数</td> <td style="text-align: center;">11件</td> <td style="text-align: center;">10件</td> <td style="text-align: center;">18件</td> <td style="text-align: center;">14件</td> <td style="text-align: center;">53件</td> </tr> <tr> <td>研究員一人あたり学会発表回数</td> <td style="text-align: center;">4.7回</td> <td style="text-align: center;">4.4回</td> <td style="text-align: center;">4.2回</td> <td style="text-align: center;">4.2回</td> <td style="text-align: center;">17.5回</td> </tr> <tr> <td>研究員一人あたり論文発表件数</td> <td style="text-align: center;">4.6報</td> <td style="text-align: center;">4.0報</td> <td style="text-align: center;">4.1報</td> <td style="text-align: center;">4.2報</td> <td style="text-align: center;">16.9報</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">(注) 厚生労働省の提出資料に基づき作成</p>	年度	23	24	25	26	累計	労働安全衛生関係法令等への貢献件数	11件	10件	18件	14件	53件	研究員一人あたり学会発表回数	4.7回	4.4回	4.2回	4.2回	17.5回	研究員一人あたり論文発表件数	4.6報	4.0報	4.1報	4.2報	16.9報	<ul style="list-style-type: none"> 本法人の役割は①研究成果の労働安全衛生関係法令等への貢献、②労働者の安全に関する技術、手法等を労働者に広く活用してもらうことである（法人説明） また、「見直し内容」では、「開発した機器等については、特許の取得、J I SやI S Oへの標準化の働きかけ等を通じて、広く普及されるよう努める」とされているが、研究成果の作業現場への普及に関する数値目標は設定されていない。 現行中期目標では、研究成果の普及等について、労働安全衛生関係法令等への貢献件数、論文発表件数等の目標値を設定しているが、目標値自体が必ずしも妥当とは言えないと考えられるものもある状況 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「見込み評価」では、「学会発表等の促進」の項目は、「講演・口頭発表回数及び論文発表件数が中期目標期間中の達成目標を上回る見込みで推移している」などとして、「A」評定としている。 しかし、研究員一人あたりの論文発表件数については、4年で16.9報と既に目標値の10報を大幅に超えていることから(169.0%)、目標値自体安易な水準となっていると考えられる。
年度	23	24	25	26	累計																					
労働安全衛生関係法令等への貢献件数	11件	10件	18件	14件	53件																					
研究員一人あたり学会発表回数	4.7回	4.4回	4.2回	4.2回	17.5回																					
研究員一人あたり論文発表件数	4.6報	4.0報	4.1報	4.2報	16.9報																					

項目	指摘のポイント	問題意識
<p>3) 独立行政法人労働者健康福祉機構との統合に伴うシナジー効果の発現等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本法人は、労働者健康福祉機構と統合され「労働者健康安全機構」となる予定であるが、新法人において何を行い、どのような役割を担うのかについて早急に検討し、明確化する必要がある。 <u>統合によるシナジー効果の発現に資する観点から、研究部門の再編を実施するため、①研究ユニットを機動的に再編できる仕組みの構築、②研究員等の柔軟な配置の仕組みの構築などの具体的な方法、工程について検討し、次期中期目標において明確化し、着実に実施する必要があるのではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）により平成 28 年 4 月に統合することが決定 「見直し内容」では、「この統合に当たり、本法人が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と、労働者健康福祉機構の労災病院が持つ臨床研究機能とが、統合による相乗効果を最大限発揮できるよう、以下のような五つの分野の研究課題に取り組む」とされている。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 過労死等関連疾患（過重労働） (2) 石綿関連疾病（アスベスト） (3) 精神障害（メンタルヘルス） (4) せき損等（職業性外傷） (5) 産業中毒等（化学物質ばく露） <u>しかし、五つの分野の研究課題に取り組むところにより、本法人を所管する厚生労働省として、具体的にどのような効果を狙っているのか方針が不明確（厚生労働省説明）</u> また、「見直し内容」では、「研究・試験等について企画調整を行う部門（研究試験企画調整部（仮称））を新法人の本部に設置の上、統合による相乗効果を発揮する研究・試験等を始めとして、新法人における研究・試験等が機動的かつ機能的に実施できるよう、当該部門において総合的な企画調整等を行うこととする。」とされている。 <u>しかし、研究・試験等を機動的かつ機能的に実施するための総合的な企画調整等とは、具体的にどのようなことを行うのか明確となっていない。</u> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 役員数 <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生総合研究所 5人 ・労働者健康福祉機構 7人 ○ 常勤職員数 <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生総合研究所 98人 ・労働者健康福祉機構 15,790人 ○ 平 27 年度当初予算 <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生総合研究所 2,141 百万円 ・労働者健康福祉機構 329,344 百万円

【国立大学法人、大学共同利用機関法人】

項目	指摘のポイント	問題意識
1) 法人のマネジメントについて	<ul style="list-style-type: none"> • 論文不正など研究活動における不正や公的研究費の不正使用、また、個人情報の漏えい等の事案が後を絶たない状況であるが、それらの発生防止に対する取組やその進捗状況は、各国立大学法人により区々となっている状況である。 • <u>法人として、個人情報の厳重な管理、コンプライアンスの一層の充実・強化、法人の監事機能強化など、法人の実情に応じた運営に係る適切なマネジメントに関する具体的な方策を明らかにすべきではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> • <u>研究活動における不正や研究費の不正使用、個人情報漏えいの事案の発生は後を絶たず、</u>文部科学省においても「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」をそれぞれ改正し、国立大学法人等への周知等の取組を実施 • <u>しかし、研究単位を中心とした大学組織の中で、学長等の強いリーダーシップを発揮した法人全体のガバナンスが十分機能せず、相変わらずそれらの事案は発生し続けている。</u> <p>【参考データ等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究活動に係る不正行為の例（平成26年度以降） <ul style="list-style-type: none"> • 大分大学 <ul style="list-style-type: none"> 論文63編のうち5編に研究不正行為（捏造2編、改ざん3編）（平成27年2月公表） 論文99編のうち21編に研究不正行為（捏造19編、改ざん2編）（平成27年2月公表） • 熊本大学 <ul style="list-style-type: none"> 論文281報のうち9報に研究不正行為（捏造3報、改ざん6報）（平成27年3月公表） ○ 公的研究費の不正使用の例（平成26年度以降） <ul style="list-style-type: none"> • 北海道大学 <ul style="list-style-type: none"> 公的研究費を不正受給したとして教員2名を懲戒処分（平成27年5月公表） 業者への架空発注等により預け金を発生させるなどの不適切な経理処理があったとして、総人数56名の教員を懲戒処分（平成26年7月公表） • 奈良先端科学技術大学院大学 <ul style="list-style-type: none"> 155件の出張のうち旅費の不適切な使用28件等があったとして、教員1名を懲戒処分（平成26年11月公表）

項目	指摘のポイント	問題意識																		
		<p>(参考) 平成20年度以降の不適切な経理金額と研究者数</p> <table border="1" data-bbox="1435 212 2040 499"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>不適切な経理金額 (円)</th> <th>研究者数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道大学</td> <td>116,793,922</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>東京大学</td> <td>9,998,100</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>東京農工大学</td> <td>275,203</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>大阪大学</td> <td>5,231,396</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>高エネルギー加速器研究機構</td> <td>582,240</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 本表は、「公的研究費の不適切な経理に関する調査結果」(平成25年4月26日文部科学省)に基づき当省が作成した。 2 表に掲げた機関は、「不適切な経理『有』」と報告のあった機関で、調査が完了している事案のあるもの。</p> <p>○ 個人情報漏えいの例(平成26年度以降)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜国立大学 職員が、学生と職員の個人情報が保存されたUSBメモリを自宅に持ち帰り、紛失(平成27年8月) ・ 東京大学 パソコンがマルウェアに感染し、学生や教職員のアカウント情報をはじめとする個人情報あわせて最大3万6,300件が流出した可能性(現在大学において調査中)(平成27年7月) ・ 一橋大学 講師が学生の個人情報を含む書類を帰宅途中に一時紛失(平成27年8月) ・ 文部科学大臣通知においても、①主体的・自律的に内部規則等を含めたガバナンスの点検・見直し、②倫理教育の強化等による不正を事前に防止する体制、組織の管理責任体制の整備に努めること等について記述されている。 	機関名	不適切な経理金額 (円)	研究者数(人)	北海道大学	116,793,922	22	東京大学	9,998,100	1	東京農工大学	275,203	1	大阪大学	5,231,396	1	高エネルギー加速器研究機構	582,240	1
機関名	不適切な経理金額 (円)	研究者数(人)																		
北海道大学	116,793,922	22																		
東京大学	9,998,100	1																		
東京農工大学	275,203	1																		
大阪大学	5,231,396	1																		
高エネルギー加速器研究機構	582,240	1																		
2) 法人の経営基盤強化について	<p>目指す目標を確実に達成することができるよう、経営力を強化するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年6月に文部科学省が策定した、<u>各国立大学法人</u>等が目指す方向性の枠組み(世界と戦う、特定分野での差 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各国立大学法人等においては、これまで運営費交付金に依存した組織運営を行ってきた状況にある中で、運営費交付金の削減や、少子化による学生獲得競争の激化など、今後の組織運営に向けた課題に直面 																		

項目	指摘のポイント	問題意識
	<p><u>別化、地域貢献）に応じ、それぞれの特色を生かした法人運営上のマネジメント（世界トップレベル大学等とのネットワーク構築のための連携体制の整備、強み・特色をいかした新領域・融合分野の形成のための資金の重点配分等）及び教育方法等に関するマネジメント（地域のニーズに応える学部教育による人材育成等）の仕組みの構築について、具体的な内容、工程等を明らかにすべきではないか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発における競争力をより一層高める観点から、<u>優秀な人材（学生・研究者）の確保、産学連携等の強化、寄附金等外部資金の獲得・活用等のための取組による経営基盤強化（研究内容、成果等について情報発信・広報・PRの強化など）の戦略的な実施について、具体的な取組方を明らかにすべきではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省においても、各国立大学法人の強みや特色を發揮するための機能強化の取組に対する支援（運営費交付金の重点配分）の仕組みを設け、その点について、文部科学大臣通知においても記述されている。 一方で、各国立大学法人等において、<u>法人経営の観点から、運営費交付金への依存を少しでも減らし、研究基盤の強化とともに、優秀な研究者や学生を世界から集めて研究のレベルを高め、それにより優れた研究が人を呼ぶという好循環の創出、法人のブランド力の強化などのための取組を進めていくことが急務</u> <p>【参考データ等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広報活動の具体的取組の例（平成26年度以降） <ul style="list-style-type: none"> 大阪大学 <ul style="list-style-type: none"> 新聞見開き広告で学長自ら大学をPR（平成26年12月） 東京にサテライトオフィスを開設、東京で報道向け説明会の実施（平成26年度） 東京医科歯科大学 <ul style="list-style-type: none"> コンサルのアドバイス、定期的（3か月に一度）に記者懇談会の開催（記事事件数の増加）などを実施 人間文化研究機構 <ul style="list-style-type: none"> 「広告戦略ブランドデザイン」を策定（平成26年度） 「総合情報発信センター」の設置を準備（平成27年度） 第1回プレス懇談会を実施（平成27年7月）
3) 業務運営の効率化について	<ul style="list-style-type: none"> 限られた教育・研究資源を最大限に活用するため、<u>①産学における共同研究や、②共同事務処理（財務会計に係るシステムの共通化など）による業務改革を一層推進すべきではないか。</u>特に、大学共同利用機関法人については、一層の業務運営の効率化の観点から、近隣に所在する他機関との間で、間接業務等の共同実施、共通的な事務用品・役務などの共同調達を行うなど工夫の余地があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 各法人において、これまでも業務の合理化・効率化の取組は行われてきているが、今後、<u>運営費交付金の減少等、一層限られた経営資源のもと、業務の合理化・効率化は国立大学法人等にとっては今後も続く課題</u>であり、その一層の工夫が求められると考えられる。 一方で、<u>近隣に所在する共同利用機関法人間で、いまだ、間接業務等の共同実施、共通的な事務用品・役務などの共同調達が行われていないなどの例もみられる。</u> <p>【参考データ等①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 共同利用機関法人間において、間接業務等の共同実施、共通的な事務用品・役務などの共同調達が未実施（人間文化研究機

項目	指摘のポイント	問題意識																								
		<p>構視察時の説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> 立川にある2機関(国立国語研究所・国文学研究資料館) 神谷町に本部を有する共同利用機関3法人(人間文化研究機構、自然科学研究機構、情報・システム研究機構) <p>【参考データ等②】</p> <p>○共同研究の件数および共同研究員数(人間文化研究機構)</p> <table border="1" data-bbox="1442 405 2029 730"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>共同研究 件数(件)</th> <th>共同研究 員数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国立歴史民俗博物館</td> <td>34</td> <td>302</td> </tr> <tr> <td>国文学研究資料館</td> <td>9</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>国立国語研究所</td> <td>32</td> <td>418</td> </tr> <tr> <td>国際日本文化研究センター</td> <td>18</td> <td>371</td> </tr> <tr> <td>総合地球環境学研究所</td> <td>29</td> <td>760</td> </tr> <tr> <td>国立民族学博物館</td> <td>46</td> <td>555</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>168</td> <td>2,498</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成25年5月1日現在)</p>	機関名	共同研究 件数(件)	共同研究 員数(人)	国立歴史民俗博物館	34	302	国文学研究資料館	9	92	国立国語研究所	32	418	国際日本文化研究センター	18	371	総合地球環境学研究所	29	760	国立民族学博物館	46	555	計	168	2,498
機関名	共同研究 件数(件)	共同研究 員数(人)																								
国立歴史民俗博物館	34	302																								
国文学研究資料館	9	92																								
国立国語研究所	32	418																								
国際日本文化研究センター	18	371																								
総合地球環境学研究所	29	760																								
国立民族学博物館	46	555																								
計	168	2,498																								

平成 26 年度年度評価の状況と委員会意見の方向（案）

行政管理局（独立行政法人評価担当）

1. 基本的な考え方

- ☞ 年度評価については、総務大臣が策定した評価指針において、「Bを標準とする」との方針を示しており、各主務大臣においてはこの方針を踏まえ、厳格に評価を行うことを基本。
- ☞ 独立行政法人の業務は多種多様に渡ることから、「著しく適正を欠く」評価をあらかじめ類型化し具体的に示すよりは、むしろ、新制度下における評価実例を踏まえた「意見」の積み重ねにより、今後の評価の精度向上を図るべきとの姿勢。
- ☞ 今回、上記考え方を踏まえ、制度自体の信頼性の確保と評価の適正性を確保するミッションを担う委員会として、①評価指針に照らし「著しく適正を欠く」評価について意見を述べるとともに、②「著しく」とまでは言えないが、今後の評価に際して注意すべき事項についても参考意見を表明。
- ☞ また、年度評価の評定は退職役員の業績勘案率の算定に大きく関わることから、適切な対応が必要との認識。
- ☞ なお、来年2月開催予定の「府省連絡会議」において、①「事務・事業の見直しに関する意見」を踏まえ新中期目標等の作成にあたり留意すべき事項（37 法人）を伝達するとともに、②「年度評価に関する意見」を踏まえ主務大臣において留意すべき事項（適正な評価の方法、数値目標の適正化等）、③A以上の評定としてふさわしい事例等、について注意喚起及び啓蒙を図る予定。

2. 平成 26 年度年度評価の全体的傾向について

①「Bを標準とする」との評価指針の考え方は浸透（表1）

- ☞ 平成 25 年度のA評定以上の割合は 92.3%（1,987 項目中、Sは 211 項目、Aは 1,623 項目）。
- ☞ 平成 26 年度のA評定以上の割合は 20.6%（1,912 項目中、Sは 38 項目、Aは 356 項目）。

（注）平成 25 年度以前の府省評価委員会の評価における評語・評語の定義等は、評価指針に基づく定義と異なるため単純に比較できない（例えば 25 年度以前のAが現在のBの定義に近い例もある）。当該データは、両年度における上位 1 位及び 2 位の評定が全評定に占める割合を比較したものである。

（注）評価指針は、A評定以上をすべて否定する趣旨ではない。

②府省別に比較すると、A評定以上の割合が高い府省が見られる状況（表2）

- ☞ 経済産業省（56.1%）、厚生労働省（47.8%）、外務省（47.6%）であり、他府省と比較して高い状況。

③法人類型別に比較すると、国立研究開発法人のA評価以上の割合が高い状況
(表3)

- ☞ 中期目標管理法人 (17.2%)、国立研究開発法人 (28.4%)、行政執行法人 (14.4%) であり、国立研究開発法人が高い状況。

④業務別に比較すると、「研究開発成果の最大化等に関する事項」のA評価以上の割合が高い状況 (表4-①~④)

- ☞ 研究開発法人の主要業務である「研究開発成果の最大化等に関する事項」のA評価以上の割合は 46.3%である。中期目標管理法人及び行政執行法人の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」はそれぞれ 24.8%、19.8%であることから、比較的高い状況。
- ☞ 「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する事項」は全て10%以下と低い状況。

3. A以上の評価の理由等について

- ☞ 平成26年度評価書のA評価以上となっている項目について、法人の自己評価の理由及び主務大臣の評価に至った理由を調査した結果、以下に示す通り、評価に疑義があるものが見られた。(個別の事例については精査中)
 - 定量的指標が設定されていない事項で、「中期計画の所期の目標を上回る成果」(中期目標管理)や、「研究開発成果の最大化に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等」(研究開発)が認められるとしてA評価としているが、根拠・理由等の記述がないか乏しいもの。
 - 複数の指標の達成度により総合的に評価する事項において、達成度120%以上となる指標が少ないにも関わらず、総合的にA評価としているもの。
 - 法人の自己評価はBであるが、そもそも目標に「難易度」の設定がされていないにもかかわらず主務大臣において「難易度」が高いとしてA評価にランクアップしているもの。
 - 基準値が120%以上の達成度となっていることから指針に当てはめればA評価となるが、中期目標期間の過年度においてほとんど120%以上の達成度となっていることから目標自体が安易で目標等の変更が必要と考えられるが、評価においてその旨記述がないもの。
 - その他、財務内容の改善に関する事項のうち繰越欠損金の解消が図られたことのみをもってA評価としているもの(ベンチマークなどの指標なし)、がある。(その他事例についても精査中)

4. 委員会の意見の方向性

上記実態を踏まえ、主務大臣において、「Bが標準」とする評価指針の考え方に基づく評価を徹底する観点から、以下の取組を実施する必要がある旨意見を表明。

- 「著しく評価の適正を欠く」とされた事項については、当該評定に至った根拠等を改めて整理し、当該根拠等について明確に説明できない場合は評定の見直しを行う。
- 目標自体が安易と認めるものについては、目標変更が必要な旨評価書に記載するとともに、目標の達成水準の見直しを行う。
- 退職役員の業績勘案率の算定に平成 26 年度評価結果を反映する場合は、本委員会の意見を最大限考慮する。

なお、委員会として、各主務大臣の取組を今後も注視していくことについて明記。

5. その他

- 主務大臣は、昨年度に見直しを行った 12 法人の「中期目標の期間における業務の実績に関する評価（終了時評価）」についても、新制度の下、評価指針に照らした評価を実施する必要があることから、上記「4. 委員会の意見の方向性」に示した考え方を基本として意見を述べる。

【表 1】全体比較（全法人分総計）

区分	評語の総計					評定項目合計	A以上の割合
	S	A	B	C	D		
平成25年度実績	211	1,623	145	8	0	1,987	92.3%
平成26年度実績	38	356	1,477	36	5	1,912	20.6%

【表 2】府省別比較

府省名 (所管法人数)	平成26年度実績						
	評語の総計					評定項目合計	A以上の割合
	S	A	B	C	D		
内閣府（2）	1	4	27	0	0	32	15.6%
消費者庁（1）	0	4	79	0	0	83	4.8%
総務省（3）	2	20	54	2	0	78	28.2%
外務省（2）	1	19	22	0	0	42	47.6%
財務省（3）	0	6	53	1	0	60	10.0%
文部科学省（24）	14	69	449	5	5	542	15.3%
厚生労働省（19）	17	116	143	2	0	278	47.8%
農林水産省（13）	0	18	223	18	0	259	6.9%
経済産業省（10）	1	31	25	0	0	57	56.1%
国土交通省（19）	2	60	311	5	0	378	16.4%
環境省（2）	0	7	41	0	0	48	14.6%
防衛省（1）	0	0	19	0	0	19	0.0%
法務省（1）	0	2	31	3	0	36	5.6%
合計	38	356	1,477	36	5	1,912	20.6%

【表 3】法人類型別比較

法人類型	平成26年度実績						
	評語の総計					評定項目合計	A以上の割合
	S	A	B	C	D		
中期目標管理法人（62）	7	190	925	16	5	1,143	17.2%
国立研究開発法人（31）	30	145	425	16	0	616	28.4%
行政執行法人（7）	1	21	127	4	0	153	14.4%
合計	38	356	1,477	36	5	1,912	20.6%

【表 4-①】 主要業務（サービス、研究開発成果の最大化）

法人類型	平成26年度実績					
	S	A	B	C	D	A以上の割合
中期目標管理法人（62）	7	154	483	4	1	24.8%
国立研究開発法人（31）	30	134	186	4	0	46.3%
行政執行法人（7）	1	15	64	1	0	19.8%
合計	38	303	733	9	1	31.5%

【表 4-②】 業務運営の効率化

法人類型	平成26年度実績					
	S	A	B	C	D	A以上の割合
中期目標管理法人（62）	0	19	201	2	3	8.4%
国立研究開発法人（31）	0	6	131	6	0	4.2%
行政執行法人（7）	0	3	34	1	0	7.9%
合計	0	28	366	9	3	6.9%

【表 4-③】 財務内容の改善

法人類型	平成26年度実績					
	S	A	B	C	D	A以上の割合
中期目標管理法人（62）	0	13	117	7	0	9.5%
国立研究開発法人（31）	0	1	46	0	0	2.1%
行政執行法人（7）	0	1	9	1	0	9.1%
合計	0	15	172	8	0	7.7%

【表 4-④】 その他業務運営

法人類型	平成26年度実績					
	S	A	B	C	D	A以上の割合
中期目標管理法人（62）	0	4	124	3	1	3.0%
国立研究開発法人（31）	0	4	62	6	0	5.6%
行政執行法人（7）	0	2	20	1	0	8.7%
合計	0	10	206	10	1	4.4%

(案)

資料 3-1

独 評 委 第 号
平成 27 年 〇 月 〇 日

内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

独立行政法人評価制度委員会
委員長 野路 國夫

内閣総理大臣が所管する独立行政法人の中期目標等の変更
について（意見）

当委員会は、平成 27 年 9 月 9 日及び 16 日付けをもって意見の求めのあった標記については、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知いたします。

(案)

別紙

内閣総理大臣所管独立行政法人の中長期目標等の変更についての意見

内閣総理大臣所管の3法人（北方領土問題対策協会、日本医療研究開発機構、国民生活センター）の中期目標等の変更についての意見は以下のとおりである。

【各大臣所管法人共通】

（業務運営の効率化に関する事項について）

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成27年5月25日総務大臣決定）」では、調達に関する内部統制システムを確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効率的な調達を実現するため、各法人は毎年度「調達等合理化計画」を策定するとともに、年度終了時にはその実施状況について自己評価を行い、主務大臣がこれをチェックすることとされた。

これを受け、所管法人の中期目標等において、「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する旨の変更案が提示されたところである。

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）を踏まえ、今回、各法人の中期目標等の変更案を点検したところ、定量的な目標や具体的な指標が設定されている法人はごく一部の法人のみで、ほとんどの法人についてこれらの指標等が何ら設定されていない。

したがって、主務大臣は、今後、中期目標等の変更に際して、上記指針や「目標設定の際に考慮すべき視点並びに目標及び指標の記載例について」（平成26年9月2日総管査第254号）のほか、毎年度改定する調達等合理化計画には、可能な限り定量的な目標を設定することや、評価のための適切な指標を設定することとされていることを踏まえ、定量的な目標や具体的な指標を設定していく必要がある。

(案)

独 評 委 第 号
平成 27 年 〇 月 〇 日

総務大臣
山本 早苗 殿

独立行政法人評価制度委員会
委員長 野路 國夫

総務大臣が所管する独立行政法人の中期目標等の変更について（意見）

当委員会は、平成 27 年 9 月 15 日及び 16 日付けをもって意見の求めのあった標記については、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知いたします。

(案)

別紙

総務大臣所管独立行政法人の中長期目標等の変更についての意見

総務大臣所管の2法人（情報通信研究機構、郵便貯金・簡易生命保険管理機構）の中期目標等の変更についての意見は以下のとおりである。

【各大臣所管法人共通】

（業務運営の効率化に関する事項について）

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成27年5月25日総務大臣決定）」では、調達に関する内部統制システムを確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効率的な調達を実現するため、各法人は毎年度「調達等合理化計画」を策定するとともに、年度終了時にはその実施状況について自己評価を行い、主務大臣がこれをチェックすることとされた。

これを受け、所管法人の中期目標等において、「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する旨の変更案が提示されたところである。

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）を踏まえ、今回、各法人の中期目標等の変更案を点検したところ、定量的な目標や具体的な指標が設定されている法人はごく一部の法人のみで、ほとんどの法人についてこれらの指標等が何ら設定されていない。

したがって、主務大臣は、今後、中期目標等の変更に際して、上記指針や「目標設定の際に考慮すべき視点並びに目標及び指標の記載例について」（平成26年9月2日総管査第254号）のほか、毎年度改定する調達等合理化計画には、可能な限り定量的な目標を設定することや、評価のための適切な指標を設定することとされていることを踏まえ、定量的な目標や具体的な指標を設定していく必要がある。

(案)

独 評 委 第 号

平成 27 年 〇 月 〇 日

外務大臣

岸田 文雄 殿

独立行政法人評価制度委員会

委員長 野路 國夫

外務大臣が所管する独立行政法人の中期目標等の変更について（意見）

当委員会は、平成 27 年 9 月 15 日付けをもって意見の求めのあった標記については、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知いたします。

(案)

別紙

外務大臣所管独立行政法人の中長期目標等の変更についての意見

外務大臣所管の2法人（国際協力機構、国際交流基金）の中期目標等の変更についての意見は以下のとおりである。

【各大臣所管法人共通】

（業務運営の効率化に関する事項について）

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成27年5月25日総務大臣決定）」では、調達に関する内部統制システムを確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効率的な調達を実現するため、各法人は毎年度「調達等合理化計画」を策定するとともに、年度終了時にはその実施状況について自己評価を行い、主務大臣がこれをチェックすることとされた。

これを受け、所管法人の中期目標等において、「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する旨の変更案が提示されたところである。

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）を踏まえ、今回、各法人の中期目標等の変更案を点検したところ、定量的な目標や具体的な指標が設定されている法人はごく一部の法人のみで、ほとんどの法人についてこれらの指標等が何ら設定されていない。

したがって、主務大臣は、今後、中期目標等の変更に際して、上記指針や「目標設定の際に考慮すべき視点並びに目標及び指標の記載例について」（平成26年9月2日総管査第254号）のほか、毎年度改定する調達等合理化計画には、可能な限り定量的な目標を設定することや、評価のための適切な指標を設定することとされていることを踏まえ、定量的な目標や具体的な指標を設定していく必要がある。

(案)

独 評 委 第 号
平成 27 年 〇 月 〇 日

財務大臣
麻生 太郎 殿

独立行政法人評価制度委員会
委員長 野路 國夫

財務大臣が所管する独立行政法人の中期目標等の変更について（意見）

当委員会は、平成 27 年 9 月 17 日及び 28 日並びに 10 月 2 日及び 5 日付けをもって意見の求めのあった標記については、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知いたします。

(案)

別紙

財務大臣所管独立行政法人の中長期目標等の変更についての意見

財務大臣所管の5法人(酒類総合研究所、農林漁業信用基金、中小企業基盤整備機構、奄美群島振興開発基金、住宅金融支援機構)の中期目標等の変更についての意見は以下のとおりである。

【各大臣所管法人共通】

(業務運営の効率化に関する事項について)

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(平成27年5月25日総務大臣決定)」では、調達に関する内部統制システムを確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効率的な調達を実現するため、各法人は毎年度「調達等合理化計画」を策定するとともに、年度終了時にはその実施状況について自己評価を行い、主務大臣がこれをチェックすることとされた。

これを受け、所管法人の中期目標等において、「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する旨の変更案が提示されたところである。

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)を踏まえ、今回、各法人の中期目標等の変更案を点検したところ、定量的な目標や具体的な指標が設定されている法人はごく一部の法人のみで、ほとんどの法人についてこれらの指標等が何ら設定されていない。

したがって、主務大臣は、今後、中期目標等の変更に際して、上記指針や「目標設定の際に考慮すべき視点並びに目標及び指標の記載例について」(平成26年9月2日総管査第254号)のほか、毎年度改定する調達等合理化計画には、可能な限り定量的な目標を設定することや、評価のための適切な指標を設定することとされていることを踏まえ、定量的な目標や具体的な指標を設定していく必要がある。

(案)

独 評 委 第 号

平成 27 年 〇 月 〇 日

文部科学大臣
下村 博文 殿

独立行政法人評価制度委員会
委員長 野路 國夫

文部科学大臣が所管する独立行政法人の中期目標等の変更
について（意見）

当委員会は、平成 27 年 9 月 16 日及び 10 月 2 日付けをもって意見
の求めのあった標記については、別紙のとおり意見を取りまとめま
したので、通知いたします。

(案)

別紙

文部科学大臣所管独立行政法人の中長期目標等の変更についての意見

文部科学大臣所管の24法人(日本医療研究開発機構、国立特別支援教育総合研究所、大学入試センター、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、国立美術館、国立文化財機構、教員研修センター、科学技術振興機構、日本学術振興会、理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、日本学生支援機構、海洋研究開発機構、国立高等専門学校機構、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター、日本原子力研究開発機構)の中期目標等の変更についての意見は以下のとおりである。

【各大臣所管法人共通】

(業務運営の効率化に関する事項について)

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(平成27年5月25日総務大臣決定)」では、調達に関する内部統制システムを確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効率的な調達を実現するため、各法人は毎年度「調達等合理化計画」を策定するとともに、年度終了時にはその実施状況について自己評価を行い、主務大臣がこれをチェックすることとされた。

これを受け、所管法人の中期目標等において、「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する旨の変更案が提示されたところである。

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)を踏まえ、今回、各法人の中期目標等の変更案を点検したところ、定量的な目標や具体的な指標が設定されている法人はごく一部の法人のみで、ほとんどの法人についてこれらの指標等が何ら設定されていない。

したがって、主務大臣は、今後、中期目標等の変更に際して、上記指針や「目標設定の際に考慮すべき視点並びに目標及び指標の記載例について」(平成26年9月2日総管査第254号)のほか、毎年度改定する調達等合理化計画には、可能な限り定量的な目標を設定することや、評価のための適切な指標を設定することとされていることを踏まえ、定量的な目標や具体的な指標を設定していく必要がある。

(案)

独 評 委 第 号

平成 27 年 〇 月 〇 日

厚生労働大臣
塩崎 恭久 殿

独立行政法人評価制度委員会
委員長 野路 國夫

厚生労働大臣が所管する独立行政法人の中期目標等の変更
について（意見）

当委員会は、平成 27 年 9 月 16 日及び 10 月 1 日付けをもって意見
の求めのあった標記については、別紙のとおり意見を取りまとめま
したので、通知いたします。

(案)

別紙

厚生労働大臣所管独立行政法人の中長期目標等の変更についての意見

厚生労働大臣所管の 20 法人（日本医療研究開発機構、労働安全衛生総合研究所、勤労者退職金共済機構、高齢・障害・求職者雇用支援機構、福祉医療機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、労働政策研究・研修機構、労働者健康福祉機構、国立病院機構、医薬品医療機器総合機構、医薬基盤・健康・栄養研究所、地域医療機能推進機構、年金積立金管理運用独立行政法人、国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター、農業者年金基金）の中期目標等の変更についての意見は以下のとおりである。

【各大臣所管法人共通】

（業務運営の効率化に関する事項について）

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）」では、調達に関する内部統制システムを確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効率的な調達を実現するため、各法人は毎年度「調達等合理化計画」を策定するとともに、年度終了時にはその実施状況について自己評価を行い、主務大臣がこれをチェックすることとされた。

これを受け、所管法人の中期目標等において、「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する旨の変更案が提示されたところである。

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）を踏まえ、今回、各法人の中期目標等の変更案を点検したところ、定量的な目標や具体的な指標が設定されている法人はごく一部の法人のみで、ほとんどの法人についてこれらの指標等が何ら設定されていない。

したがって、主務大臣は、今後、中期目標等の変更に際して、上記指針や「目標設定の際に考慮すべき視点並びに目標及び指標の記載例について」（平成 26 年 9 月 2 日総管査第 254 号）のほか、毎年度改定する調達等合理化計画には、可能な限り定量的な目標を設定することや、評価のための適切な指標を設定することとされていることを踏まえ、定量的な目標や具体的な指標を設定していく必要がある。

(案)

独 評 委 第 号

平成 27 年 〇 月 〇 日

農林水産大臣
林 芳正 殿

独立行政法人評価制度委員会
委員長 野路 國夫

農林水産大臣が所管する独立行政法人の中期目標等の変更
について（意見）

当委員会は、平成 27 年 9 月 14 日、16 日及び 28 日、並びに 10 月 1 日付けをもって意見の求めのあった標記については、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知いたします。

(案)

別紙

農林水産大臣所管独立行政法人の中長期目標等の変更についての意見

農林水産大臣所管の 13 法人（北方領土問題対策協会、種苗管理センター、家畜改良センター、水産大学校、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、水産総合研究センター、農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金）の中期目標等の変更についての意見は以下のとおりである。

【各大臣所管法人共通】

（業務運営の効率化に関する事項について）

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）」では、調達に関する内部統制システムを確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効率的な調達を実現するため、各法人は毎年度「調達等合理化計画」を策定するとともに、年度終了時にはその実施状況について自己評価を行い、主務大臣がこれをチェックすることとされた。

これを受け、所管法人の中期目標等において、「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する旨の変更案が提示されたところである。

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）を踏まえ、今回、各法人の中期目標等の変更案を点検したところ、定量的な目標や具体的な指標が設定されている法人はごく一部の法人のみで、ほとんどの法人についてこれらの指標等が何ら設定されていない。

したがって、主務大臣は、今後、中期目標等の変更に際して、上記指針や「目標設定の際に考慮すべき視点並びに目標及び指標の記載例について」（平成 26 年 9 月 2 日総管査第 254 号）のほか、毎年度改定する調達等合理化計画には、可能な限り定量的な目標を設定することや、評価のための適切な指標を設定することとされていることを踏まえ、定量的な目標や具体的な指標を設定していく必要がある。

(案)

独 評 委 第 号

平成 27 年 〇 月 〇 日

経済産業大臣

宮沢 洋一 殿

独立行政法人評価制度委員会

委員長 野路 國夫

経済産業大臣が所管する独立行政法人の中期目標等の変更
について（意見）

当委員会は、平成 27 年 9 月 16 日並びに 10 月 2 日及び 5 日付けを
もって意見の求めのあった標記については、別紙のとおり意見を取
りまとめましたので、通知いたします。

(案)

別紙

経済産業大臣所管独立行政法人の中長期目標等の変更についての意見

経済産業大臣所管の 10 法人（日本医療研究開発機構、経済産業研究所、工業所有権情報・研修館、日本貿易保険、産業技術総合研究所、新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本貿易振興機構、情報処理推進機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、中小企業基盤整備機構）の中期目標等の変更についての意見は以下のとおりである。

【各大臣所管法人共通】

（業務運営の効率化に関する事項について）

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）」では、調達に関する内部統制システムを確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効率的な調達を実現するため、各法人は毎年度「調達等合理化計画」を策定するとともに、年度終了時にはその実施状況について自己評価を行い、主務大臣がこれをチェックすることとされた。

これを受け、所管法人の中期目標等において、「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する旨の変更案が提示されたところである。

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）を踏まえ、今回、各法人の中期目標等の変更案を点検したところ、定量的な目標や具体的な指標が設定されている法人はごく一部の法人のみで、ほとんどの法人についてこれらの指標等が何ら設定されていない。

したがって、主務大臣は、今後、中期目標等の変更の際して、上記指針や「目標設定の際に考慮すべき視点並びに目標及び指標の記載例について」（平成 26 年 9 月 2 日総管査第 254 号）のほか、毎年度改定する調達等合理化計画には、可能な限り定量的な目標を設定することや、評価のための適切な指標を設定することとされていることを踏まえ、定量的な目標や具体的な指標を設定していく必要がある。

(案)

独 評 委 第 号

平成 27 年 〇 月 〇 日

国土交通大臣

太田 昭宏 殿

独立行政法人評価制度委員会

委員長 野路 國夫

国土交通大臣が所管する独立行政法人の中期目標等の変更
について（意見）

当委員会は、平成 27 年 10 月 1 日、2 日及び 5 日付けをもって意見
の求めのあった標記については、別紙のとおり意見を取りまとめま
したので、通知いたします。

(案)

別紙

国土交通大臣所管独立行政法人の中長期目標等の変更についての意見

国土交通大臣所管の 19 法人（土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、航海訓練所、海技教育機構、航空大学校、自動車検査独立行政法人、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国際観光振興機構、水資源機構、自動車事故対策機構、空港周辺整備機構、都市再生機構、奄美群島振興開発基金、日本高速道路保有・債務返済機構、住宅金融支援機構）の中期目標等の変更についての意見は以下のとおりである。

【各大臣所管法人共通】

（業務運営の効率化に関する事項について）

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）」では、調達に関する内部統制システムを確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効率的な調達を実現するため、各法人は毎年度「調達等合理化計画」を策定するとともに、年度終了時にはその実施状況について自己評価を行い、主務大臣がこれをチェックすることとされた。

これを受け、所管法人の中期目標等において、「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する旨の変更案が提示されたところである。

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）を踏まえ、今回、各法人の中期目標等の変更案を点検したところ、定量的な目標や具体的な指標が設定されている法人はごく一部の法人のみで、ほとんどの法人についてこれらの指標等が何ら設定されていない。

したがって、主務大臣は、今後、中期目標等の変更に際して、上記指針や「目標設定の際に考慮すべき視点並びに目標及び指標の記載例について」（平成 26 年 9 月 2 日総管査第 254 号）のほか、毎年度改定する調達等合理化計画には、可能な限り定量的な目標を設定することや、評価のための適切な指標を設定することとされていることを踏まえ、定量的な目標や具体的な指標を設定していく必要がある。

【独立行政法人都市再生機構】

(案)

上記のほか、独立行政法人都市再生機構の中期目標の変更について、「Ⅱ 1 (5) 都市再生実現のための具体の取組手法」及び「Ⅱ 2 (2) ストックの再生・再編等の推進等」に係る部分については、意見はない。

(案)

独 評 委 第 号
平成 27 年 〇 月 〇 日

環境大臣
望月 義夫 殿

独立行政法人評価制度委員会
委員長 野路 國夫

環境大臣が所管する独立行政法人の中期目標等の変更について（意見）

当委員会は、平成 27 年 9 月 16 日付けをもって意見の求めのあった標記については、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知いたします。

(案)

別紙

環境大臣所管独立行政法人の中長期目標等の変更についての意見

環境大臣所管の2法人（国立環境研究所、環境再生保全機構）の中期目標等の変更についての意見は以下のとおりである。

【各大臣所管法人共通】

（業務運営の効率化に関する事項について）

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成27年5月25日総務大臣決定）」では、調達に関する内部統制システムを確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効率的な調達を実現するため、各法人は毎年度「調達等合理化計画」を策定するとともに、年度終了時にはその実施状況について自己評価を行い、主務大臣がこれをチェックすることとされた。

これを受け、所管法人の中期目標等において、「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する旨の変更案が提示されたところである。

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）を踏まえ、今回、各法人の中期目標等の変更案を点検したところ、定量的な目標や具体的な指標が設定されている法人はごく一部の法人のみで、ほとんどの法人についてこれらの指標等が何ら設定されていない。

したがって、主務大臣は、今後、中期目標等の変更に際して、上記指針や「目標設定の際に考慮すべき視点並びに目標及び指標の記載例について」（平成26年9月2日総管査第254号）のほか、毎年度改定する調達等合理化計画には、可能な限り定量的な目標を設定することや、評価のための適切な指標を設定することとされていることを踏まえ、定量的な目標や具体的な指標を設定していく必要がある。

中長期目標等変更案（調達関連）

主務府省	法人名	現行の記載内容	変更案
内閣府	北方領土問題対策協会	<p>2. 業務運営の効率化に関する事項 契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）による。「<u>独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて</u>」（平成21年11月）を着実に実施する。契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。また、引き続き、一者応札の縮減のため、十分な公告期間の確保や、新規参入者を考慮した仕様書の見直しなどを図るものとする。</p>	<p>2. 業務運営の効率化に関する事項 契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）による。公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき策定した「<u>調達等合理化計画</u>」を着実に実施する。契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。また、引き続き、一者応札の縮減のため、十分な公告期間の確保や、新規参入者を考慮した仕様書の見直しなどを図るものとする。</p>
	日本医療研究開発機構	<p>IV. 業務運営の効率化に関する事項 （1）業務改善の取組に関する事項 ③適切な調達の実施 調達案件については、主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札を原則としつつも、随意契約できる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。</p>	<p>IV. 業務運営の効率化に関する事項 （3）業務改善の取組に関する事項 ③適切な調達の実施 調達案件については、主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札を原則としつつも、随意契約できる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「<u>調達等合理化計画</u>」に基づく取組を着実に実施する。</p>
消費者庁	国民生活センター	<p>2. 業務の効率化に関する事項 (4) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化等を推進するものとする。 また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。 ① センターが策定する「<u>随意契約等見直し計画</u>」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。 ③ 契約に係る情報の公開を引き続き推進すること。</p>	<p>2. 業務運営の効率化に関する事項 (4) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化等を推進するものとする。 また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。 ① 「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、センターが策定する「<u>調達等合理化計画</u>」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。 ② 原則として一般競争入札等（競争性のある契約）によることとし、一般競争入札等により契約を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施するとともに、一般競争入札等の割合が契約件数全体の84.1%（平成26年度実績）を下回らないよう努めること。 ③ 契約に係る情報の公開を引き続き推進すること。</p>

主務府省	法人名	現行の記載内容	変更案
総務省	情報通信研究機構	<p>II 業務運営の効率化に関する事項 3 契約の点検・見直し <u>「随意契約等見直し計画」</u>に基づき、競争性のない随意契約や一者応札・応募に関する点検・検証を継続的にを行い、契約の一層の適正化を図る。</p>	<p>II 業務運営の効率化に関する事項 3 契約の点検・見直し <u>公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」</u>に基づく取組を着実に実施する。</p>
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	<p>第2 業務運営の効率化に関する事項 3 契約の点検・見直しに関する事項 <u>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」</u>（平成21年11月17日閣議決定）に基づき機構が策定した「<u>随意契約等見直し計画</u>」を着実に実施することにより、契約の適正化を引き続き推進し、業務運営の効率化を図ること。 具体的には、随意契約の適正化の取組、一者応札・応募の改善に向けた公告方法・期間、入札参加条件の見直し等の取組を継続することにより、コストの削減や透明化の確保を図ること。 なお、少額随意契約についても、引き続き、複数の業者から見積りを徴することを徹底し、経費の効率的使用を図っていくこと。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する事項 3 調達等の合理化に関する事項 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「<u>調達等合理化計画</u>」に基づく取組を着実に実施すること。 具体的には、随意契約の適正化の取組、一者応札・応募の改善に向けた公告方法・期間、入札参加条件の見直し等の取組を継続することにより、コストの削減や透明化の確保を図ること。 なお、少額随意契約についても、引き続き、複数の業者から見積りを徴することを徹底し、経費の効率的使用を図っていくこと。</p>
外務省	国際交流基金	<p>III 業務運営の効率化に関する事項 4 契約の適正化の推進 <u>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」</u>（平成21年11月17日付閣議決定）に基づく取組を着実に実施し、一層の競争性と透明性の確保に努め、契約の適正化を推進することにより、引き続き、随意契約の見直しの徹底と一者応札・応募の改善を通じた業務運営の一層の効率化を図る。</p>	<p>III 業務運営の効率化に関する事項 4 契約の適正化の推進 <u>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」</u>（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、一層の競争性と透明性の確保に努め、契約の適正化を推進することにより、引き続き、随意契約の見直しの徹底と一者応札・応募の改善を通じた業務運営の一層の効率化を図る。</p>
	国際協力機構	<p>3. 業務運営の効率化に関する事項 (2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施 機構は、実施する業務の特性を踏まえ、質の確保に留意しつつ、以下の取組を通じ業務運営が適正かつ公正となるよう努める。 (イ) 契約の競争性・透明性の拡大 機構は、契約取引については、「<u>独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて</u>」（平成21年11月17日閣議決定）及び「<u>公共サービス改革基本方針</u>」等の政府方針を踏まえ、優良案件の形成のために必要な開発コンサルタント育成にも留意しつつ競争性を確保する観点から、開発コンサルタント等が応募しやすい環境を整備し、一者応札・応募の改善方を講じる等の契約の点検・見直しを行う。併せて、機構は、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。</p>	<p>3. 業務運営の効率化に関する事項 (2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施 機構は、実施する業務の特性を踏まえ、質の確保に留意しつつ、以下の取組を通じ業務運営が適正かつ公正となるよう努める。 (イ) 契約の競争性・透明性の拡大 機構は、契約取引については、「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び「<u>公共サービス改革基本方針</u>」等の政府方針を踏まえ、優良案件の形成のために必要な開発コンサルタント育成にも留意しつつ競争性を確保する観点から、開発コンサルタント等が応募しやすい環境を整備し、一者応札・応募の改善方を講じる等の契約の点検・見直しを行う。併せて、機構は、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。</p>

主務府省	法人名	現行の記載内容	変更案
財務省	酒類総合研究所	<p>2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(1) 業務運営 ホ 契約については、「<u>独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて</u>」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。 この場合において、研究・開発業務等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等を参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求する。 また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p>	<p>2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(1) 業務運営 ホ 契約については、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、研究所が策定した「<u>調達等合理化計画</u>」に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。 この場合において、研究・開発業務等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等を参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求する。 また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p>
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	<p>III 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(1) 運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、契約の点検・見直し等により業務運営コストを縮減すること。 中期目標の期間中、毎事業年度につき、対前年度比一般管理費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図ること。ただし、退職手当、特殊要因経費はその対象としない。</p>	<p>III 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(1) 運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、契約の点検・見直し等により業務運営コストを縮減すること。 なお、契約については、「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することとし、公平性・透明性を確保しつつ合理的な調達を推進する。 中期目標の期間中、毎事業年度につき、対前年度比一般管理費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図ること。ただし、退職手当、特殊要因経費はその対象としない。</p>
	大学入試センター	<p>2 業務運営</p> <p>(3) その他、業務運営全般について、「<u>独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて</u>」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施することにより、試験の秘密保持を考慮しつつ、契約の適正化を推進するとともに、自己点検評価を実施し、その評価に則って業務の見直しを行う。</p>	<p>2 業務運営</p> <p>(3) その他、業務運営全般について、「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することにより、試験の秘密保持を考慮しつつ、契約の適正化を推進するとともに、自己点検評価を実施し、その評価に則って業務の見直しを行う。</p>
	国立青少年教育振興機構	<p>III 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 業務の効率化</p> <p>(3) 外部委託の推進及び契約の適正化 定型的な管理・運営業務についての積極的な外部委託の導入等により、効果的・効率的に業務を実施する。 また、契約については、「<u>独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて</u>」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組みを着実に実施することとし、契約の適正化、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図る。 さらに、官民競争入札等の導入に向けた検討を行う。</p>	<p>III 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 業務の効率化</p> <p>(3) 外部委託の推進及び契約の適正化 定型的な管理・運営業務についての積極的な外部委託の導入等により、効果的・効率的に業務を実施する。 また、契約については、「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組みを着実に実施することとし、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を推進し、業務運営の効率化を図る。 さらに、官民競争入札等の導入に向けた検討を行う。</p>

主務府省	法人名	現行の記載内容	変更案
文部科学省	国立女性教育会館	IV 財務内容の改善に関する事項 1 取引関係の適正化 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく契約の適正化、調達の見直し等を推進することにより、コストを削減し透明性を確保する。	IV 財務内容の改善に関する事項 1 取引関係の適正化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することとし、契約の適正化、調達の合理化等を推進することにより、コストを削減し公正性、透明性を確保する。
	国立科学博物館	III 業務運営の効率化に関する事項 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施することとし、契約の適正化、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図ることとする。	III 業務運営の効率化に関する事項 契約については「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することとし、契約の公正性、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図ることとする。
	物質・材料研究機構	2. 業務運営の基本方針 (4)業務全体での効率化 ③契約の適正化 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施することとし、契約の適正化、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図る。	2. 業務運営の基本方針 (4)業務全体での効率化 ③契約の適正化 契約については「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することとし、契約の公正性、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図る。
	防災科学技術研究所	III. 業務運営の効率化に関する事項 1. 業務運営の効率化 (2)契約状況の点検・見直し 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施することとし、契約の適正化、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図る。	III. 業務運営の効率化に関する事項 1. 業務運営の効率化 (2)契約状況の点検・見直し 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することとし、契約の公正性、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図ることとする。
	放射線医学総合研究所	III. 業務運営の効率化に関する事項 III. 4. 業務及び人員の合理化並びに効率化に関する事項 ・ 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施することとし、契約の適正化、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図ることとする。	III. 業務運営の効率化に関する事項 III. 4. 業務及び人員の合理化並びに効率化に関する事項 ・ 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することとし、契約の公正性、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図ることとする。
	国立美術館	III. 業務運営の効率化に関する事項 3 契約の点検・見直し 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施し、一層の競争性と透明性の確保に努め、契約の適正化を推進するとともに、外部委託の活用等により、定型的な管理・運営業務の効率化を図ること。	III. 業務運営の効率化に関する事項 3 契約の点検・見直し 契約については「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施し、「調達等合理化計画」に沿って、一層の競争性、公正性及び透明性の確保に努め、契約の適正化を推進するとともに、外部委託の活用等により、定型的な管理・運営業務の効率化を図ること。

主務府省	法人名	現行の記載内容	変更案
文部科学省	国立文化財機構	<p>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項 3 契約の適正化の推進 契約については、「<u>独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて</u>」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施し、一層の競争性と透明性の確保に努め、契約の適正化を推進するとともに外部委託の活用等により、定型的な管理・運営業務の効率化を図ること。</p>	<p>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項 3 契約の適正化の推進 契約については「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施し、「<u>調達等合理化計画</u>」に沿って、一層の競争性、公正性及び透明性の確保に努め、契約の適正化を推進するとともに、外部委託の活用等により、定型的な管理・運営業務の効率化を図ること。</p>
	教員研修センター	<p>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項 1. 経費等の縮減・効率化 契約については、「<u>独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて</u>」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施する。</p>	<p>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項 1. 経費等の縮減・効率化 契約については「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施する。</p>
	科学技術振興機構	<p>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項 1. 業務経費及び一般管理費の効率化 また、調達案件は原則一般競争入札によるものとし、随意契約を行う場合は、透明性を高めるため、その理由等を公表する。</p>	<p>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項 1. 業務経費及び一般管理費の効率化 また、「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施し、調達案件は原則一般競争入札によるものとし、随意契約を行う場合は、公正性、透明性を高めるため、その理由等を公表する。</p>
	日本学術振興会	<p>第四 業務運営の効率化に関する事項 法人の行う業務については、既存事業の徹底した見直し等により、効率化を進める。その際、国の基準を踏まえた随意契約の見直しや業務委託の積極的な取組を行う。</p>	<p>第四 業務運営の効率化に関する事項 法人の行う業務については、既存事業の徹底した見直し等により、効率化を進める。その際、「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施し、国の基準を踏まえた随意契約の見直しや業務委託の積極的な取組を行う。</p>

主務府省	法人名	現行の記載内容	変更案
文部科学省	理化学研究所	<p>II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 6. 適切な事業運営に向けた取組の推進 (4) 情報公開の促進 理化学研究所の適切な運営を確保し、かつ、その活動を広く知らしめることで、国民からの理解、信頼等を深めるため、積極的に情報公開を行う。 特に、契約業務については、独立行政法人を取り巻く諸般の事情を踏まえ、透明性が確保されるよう十分留意する。 V. その他業務運営に関する重要事項 4. 契約業務の見直し 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。 ①理化学研究所が策定する「<u>随意契約見直し計画</u>」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。 ②一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。 また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行う。</p>	<p>II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 6. 適切な事業運営に向けた取組の推進 (4) 情報公開の促進 理化学研究所の適切な運営を確保し、かつ、その活動を広く知らしめることで、国民からの理解、信頼等を深めるため、積極的に情報公開を行う。 特に、契約業務については、独立行政法人を取り巻く諸般の事情を踏まえ、透明性が確保されるよう十分留意する。 V. その他業務運営に関する重要事項 4. 契約業務の見直し 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。 ①「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」(平成27年5月25日総務大臣決定)を踏まえ、理化学研究所が策定する「<u>調達等合理化計画</u>」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。 ②一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。 また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行う。</p>
	宇宙航空研究開発機構	<p>III. 業務運営の効率化に関する事項 1. 内部統制・ガバナンスの強化 (3) 契約の適正化 「<u>独立行政法人整理合理化計画</u>」を踏まえ、機構の締結する契約については、真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札等によることとする。また、同計画に基づき、機構が策定した<u>随意契約見直し計画</u>ののっとり、随意契約によることができる限度額等の基準を政府と同額とする。一般競争入札等により契約を締結する場合であっても、真に競争性、透明性が確保されるよう留意する。<u>随意契約見直し計画</u>の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受ける。また、<u>随意契約見直し計画</u>の実施状況をWeb サイトにて公表する。 また、機構が締結した契約の履行に関しては、履行における不正を抑止するため、契約相手先との関係を含め、機構における契約管理体制の見直しを含めた抜本的な不正防止策を講じる。</p>	<p>III. 業務運営の効率化に関する事項 1. 内部統制・ガバナンスの強化 (3) 契約の適正化 「<u>独立行政法人整理合理化計画</u>」を踏まえ、機構の締結する契約については、原則として一般競争入札等によることとする。また、「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することとし、「<u>調達等合理化計画</u>」に沿って、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を推進する。「<u>調達等合理化計画</u>」の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受ける。また、「<u>調達等合理化計画</u>」の実施状況をWeb サイトにて公表する。 また、機構が締結した契約の履行に関しては、履行における不正を抑止するため、契約相手先との関係を含め、機構における契約管理体制の見直しを含めた抜本的な不正防止策を講じる。</p>

主務府省	法人名	現行の記載内容	変更案
文部科学省	日本スポーツ振興センター	<p>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 経費の抑制</p> <p>(2) 業務のうち、低コストかつ高品質のサービスの提供が可能な業務については、外部委託を図る。</p> <p>また、業務運営の効率性及び国民の信頼性の確保の観点から、随意契約の適正化を推進し、契約は原則として一般競争入札等によることとする。</p> <p>さらに、入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受けるとともに、適正化の取組状況をホームページにより公表する。</p> <p>特に、施設管理業務及びスポーツ振興投票業務については、「業務効率化ワーキンググループ報告書」（平成24年8月29日 文部科学省独立行政法人評価委員会スポーツ・青少年分科会 日本スポーツ振興センター部会業務効率化ワーキンググループ）（以下「業務効率化WG報告書」という。）に基づき、次をはじめとした効率化策を着実に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約により調達している業務のうち J I S S の栄養指導食堂の運用業務、N T C の物品管理システムの保守業務、スポーツ振興投票の事務処理支援業務について、一般競争入札に移行する。 ・ 性質が類似する業務（J I S S の基幹ネットワーク機器等保守業務と基幹サーバ機器等保守業務等）について、包括して調達する。 ・ スポーツ振興投票業務について、広告宣伝業務の効果の検証を第三者によるものを含めて適確に行い、その効率性・有効性を高める。 ・ いずれの業務についても、単年度契約とするか、複数年度契約とするか契約期間を検討する。 	<p>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 経費の抑制</p> <p>(2)</p> <p>業務のうち、低コストかつ高品質のサービスの提供が可能な業務については、外部委託を図る。</p> <p>また、業務運営の効率性及び国民の信頼性の確保の観点から、「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとする。随意契約の適正化を推進し、契約は原則として一般競争入札等によることとする。</p> <p>さらに、入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受けるとともに、適正化の取組状況をホームページにより公表する。</p> <p>特に、施設管理業務及びスポーツ振興投票業務については、「業務効率化ワーキンググループ報告書」（平成24年8月29日 文部科学省独立行政法人評価委員会スポーツ・青少年分科会 日本スポーツ振興センター部会業務効率化ワーキンググループ）（以下「業務効率化WG報告書」という。）に基づき、次をはじめとした効率化策を着実に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約により調達している業務のうち J I S S の栄養指導食堂の運用業務、N T C の物品管理システムの保守業務、スポーツ振興投票の事務処理支援業務について、一般競争入札に移行する。 ・ 性質が類似する業務（J I S S の基幹ネットワーク機器等保守業務と基幹サーバ機器等保守業務等）について、包括して調達する。 ・ スポーツ振興投票業務について、広告宣伝業務の効果の検証を第三者によるものを含めて適確に行い、その効率性・有効性を高める。 ・ いずれの業務についても、単年度契約とするか、複数年度契約とするか契約期間を検討する。
	日本芸術文化振興会	<p>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 (2) 契約の適正化</p> <p>契約については、原則として一般競争入札等によることとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。</p> <p>また、その実施に当たっては、監事による監査を受けるとともに、財務諸表等に関する監査の中で会計監査人によるチェックを要請すること。</p> <p>ア 「<u>随意契約見直し計画</u>」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。</p> <p>イ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。</p>	<p>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 (2) 契約の適正化</p> <p>契約については、原則として一般競争入札等によることとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。</p> <p>また、その実施に当たっては、監事による監査を受けるとともに、財務諸表等に関する監査の中で会計監査人によるチェックを要請すること。</p> <p>ア 「<u>調達等合理化計画</u>」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。</p> <p>イ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、公正性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。</p>

主務府省	法人名	現行の記載内容	変更案
文部科学省	日本学生支援機構	<p>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 業務の効率化</p> <p>(3) 入札・契約の適正化</p> <p>(3) 契約の適正化</p> <p>契約の適正化を図るため、一般競争入札等により競争性及び公正性を高め透明性を確保するとともに、一層の効率化を進める。</p>	<p>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 業務の効率化</p> <p>(3) 入札・契約の適正化</p> <p>(3) 契約の適正化</p> <p>「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することとし、契約の適正化を図るため、一般競争入札等により競争性及び公正性を高め透明性を確保するとともに、一層の効率化を進める。</p>
	海洋研究開発機構	<p>Ⅳ 財務内容の改善に関する事項</p> <p>3 契約の適正化</p> <p>契約については、真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札等の競争性のある契約方式によることとし、随意契約による場合は、透明性を高めるためその結果を公表する。</p> <p>一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等を行い、その状況を公表するものとする。</p> <p>内部監査及び第三者により、適切なチェックを受けることで、契約の改善を図る。</p>	<p>Ⅳ 財務内容の改善に関する事項</p> <p>3 契約の適正化</p> <p>契約については、原則として一般競争入札等の競争性のある契約方式によることとし、随意契約による場合は、公正性、透明性を高めるためその結果を公表する。加えて、「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することとする。</p> <p>一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等を行い、その状況を公表するものとする。</p> <p>内部監査及び第三者により、適切なチェックを受けることで、契約の改善を図る。</p>
	国立高等専門学校機構	<p>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>また、業務運営の効率性及び国民の信頼性の確保の観点から、随意契約の適正化を推進し、契約は原則として一般競争入札等によることとする。</p> <p>さらに、平成19年度に策定した随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受けるとともに、財務諸表等に関する監査の中で会計監査人によるチェックを要請する。また、<u>随意契約見直し計画</u>の取組状況をホームページにより公表する。</p>	<p>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>また、業務運営の効率性及び国民の信頼性の確保の観点から、随意契約の適正化を推進し、契約は原則として一般競争入札等によることとする。</p> <p>さらに、「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することとし、「<u>調達等合理化計画</u>」の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受けるとともに、財務諸表等に関する監査の中で会計監査人によるチェックを要請する。また、「<u>調達等合理化計画</u>」の取組状況をホームページにより公表する。</p>
	大学評価・学位授与機構	<p>Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>4 契約については、「<u>独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて</u>」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく着実な取組を実施することにより、適正化を推進する。</p>	<p>Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>4 契約については、「<u>独立行政法人改革等に関する基本的な方針</u>」(平成25年12月24日閣議決定)により決定された「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、適正化を推進する。</p>

主務府省	法人名	現行の記載内容	変更案
文部科学省	国立大学財務・経営センター	<p>II 業務運営の効率化等に関する事項 6 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、<u>独立行政法人整理合理化計画</u>に基づき、随意契約の適正化等を推進する。</p>	<p>II 業務運営の効率化等に関する事項 6 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、<u>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」</u>（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、<u>「調達等合理化計画」</u>に沿って、随意契約の適正化等を推進する。</p>
	日本原子力研究開発機構	<p>V. 業務運営の効率化に関する事項 1. 業務の合理化・効率化 (3) 契約の適正化 国立研究開発法人及び原子力を扱う機関としての特殊性を踏まえ、研究開発等に係る物品、役務契約等については、安全を最優先としつつ、最適な契約方式を確保することで、契約の適正化を行う。また、一般競争入札等により契約を締結する際には、更なる競争性、透明性及び公平性を確保するための改善を図り、適正価格での契約を進める。</p>	<p>V. 業務運営の効率化に関する事項 1. 業務の合理化・効率化 (3) 契約の適正化 国立研究開発法人及び原子力を扱う機関としての特殊性を踏まえ、研究開発等に係る物品、役務契約等については、安全を最優先としつつ、<u>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」</u>（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、最適な契約方式を確保することで、契約の適正化を行う。また、一般競争入札等により契約を締結する際には、更なる競争性、透明性及び公平性を確保するための改善を図り、適正価格での契約を進める。</p>
厚生労働省	労働安全衛生総合研究所	<p>第3 業務運営の効率化に関する事項 2 業務運営の効率化に伴う経費節減等 ウ 契約については、<u>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」</u>（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施すること。 なお、研究事業に係る調達については、政府における調達の適正化等の取組を踏まえ、適切に対応すること。</p>	<p>第3 業務運営の効率化に関する事項 2 業務運営の効率化に伴う経費節減等 ウ 契約については、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、研究所において策定した<u>「調達等合理化計画」</u>に基づく取組を着実に実施すること。 なお、研究事業に係る調達については、政府における調達の適正化等の取組を踏まえ、適切に対応すること。</p>
	勤労者退職金共済機構	<p>第2 業務運営の効率化に関する事項 4 業務運営の効率化に伴う経費節減 (3) 契約の適正化の推進 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。 ① <u>「随意契約等見直し計画」</u>に基づく見直し後においても、締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表すること。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けるとともに、監事及び外部有識者から構成する「契約監視委員会」において、契約の点検・見直しを行うこと。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する事項 4 業務運営の効率化に伴う経費節減 (3) 契約の適正化の推進 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。 ① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定した<u>「調達等合理化計画」</u>に基づく取組を着実に実施すること。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けるとともに、監事及び外部有識者から構成する「契約監視委員会」において、契約の点検・見直しを行うこと。</p>

主務府省	法人名	現行の記載内容	変更案
厚生労働省	高齢・障害・求職者雇用支援機構	<p>第2 業務運営の効率化に関する事項 4 契約の適正化 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。 ① 「<u>独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて</u>」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施すること。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。 ③ 監事監査、「契約監視委員会」等において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する事項 4 契約の適正化 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。 ①公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「<u>調達等合理化計画</u>」に基づく取組を着実に実施すること。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p>
	福祉医療機構	<p>第3 業務運営の効率化に関する事項 2 経費の節減 （2）契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。 ① 「<u>随意契約等見直し計画</u>」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。 ② 随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善により、コストの削減や透明性の確保を図ること。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。 ④ 監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表すること。</p>	<p>第3 業務運営の効率化に関する事項 2 経費の節減 （2）契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。 ①公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「<u>調達等合理化計画</u>」に基づく取組を着実に実施すること。 ②一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施すること。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p>
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	<p>第2 業務運営の効率化に関する事項 3 合理化の推進 契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、引き続き随意契約の適正化を推進すること。 ① <u>整理合理化計画</u>に基づき、のぞみの園において策定した「<u>随意契約等見直し計画</u>」（平成22年4月策定）の取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施すること。 ③ 監事及び会計監査人による監査及び契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する事項 3 合理化の推進 契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、引き続き随意契約の適正化を推進すること。 ①公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、のぞみの園において策定した「<u>調達等合理化計画</u>」の取組を着実に実施すること。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施すること。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p>

主務府省	法人名	現行の記載内容	変更案
厚生労働省	労働政策研究・研修機構	<p>第2 業務運営の効率化に関する事項 3 業務運営の効率化に伴う経費節減等 (3) 契約については、「<u>独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて</u>」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施すること。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する事項 3 業務運営の効率化に伴う経費節減等 (3) 契約については、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「<u>調達等合理化計画</u>」に基づく取組を着実に実施すること。</p>
	労働者健康福祉機構	<p>第3 業務運営の効率化に関する事項 2 一般管理費、事業費等の効率化 (3) 契約の適正化 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。 ア 「<u>独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて</u>」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施すること。 イ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。 ウ 契約監視委員会等において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p>	<p>第3 業務運営の効率化に関する事項 2 一般管理費、事業費等の効率化 (3) 契約の適正化 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。 ア 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定した「<u>調達等合理化計画</u>」に基づく取組を着実に実施すること。 イ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。 ウ 監事及び会計監査人による監査、契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p>
	国立病院機構	<p>第3 業務運営の効率化に関する事項 2 効率的な経営の推進と投資の促進 医薬品や医療機器等の共同入札に引き続き取り組み、調達の効率化を図ること。なお、後発医薬品については、患者負担の軽減や医療費の効率化を通じて限られた資源の有効活用を図り国民医療を守るという観点から、数量シェアを平成30年度までに60%以上への拡大を図ること。</p>	<p>第3 業務運営の効率化に関する事項 2 効率的な経営の推進と投資の促進 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「<u>調達等合理化計画</u>」に基づく取組を着実に実施すること。 また、医薬品や医療機器等の共同入札に引き続き取り組み、調達の効率化を図ること。なお、後発医薬品については、患者負担の軽減や医療費の効率化を通じて限られた資源の有効活用を図り国民医療を守るという観点から、数量シェアを平成30年度までに60%以上への拡大を図ること。</p>
	医薬品医療機器総合機構	<p>第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (2) 業務運営の適正化 オ 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取り組みを行うこと。 ・企画競争及び公募等の一般競争入札以外により契約を行う場合であっても、競争性、透明性等が十分確保されるように実施すること。 ・入札・契約について、有識者の意見を聞きつつ、監事及び会計監査人による十分なチェックを受けながら適正に実施すること。</p>	<p>第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (2) 業務運営の適正化 オ 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取り組みを行うこと。 ・企画競争及び公募等の一般競争入札以外により契約を行う場合であっても、競争性、透明性等が十分確保されるように実施すること。 ・入札・契約について、監事及び会計監査人による十分なチェックを受けながら適正に実施すること。 ・公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「<u>調達等合理化計画</u>」に基づく取組を着実に実施すること。</p>

主務府省	法人名	現行の記載内容	変更案
厚生労働省	医薬基盤・健康・栄養研究所	<p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 業務改善の取組に関する事項</p> <p>(3) 業務運営の効率化による経費削減等</p> <p>エ 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「<u>随意契約見直し計画</u>」に基づく取組の着実な実施や監事及び会計検査人による監査等の取組により、随意契約の適正化を推進すること。</p>	<p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 業務改善の取組に関する事項</p> <p>(3) 業務運営の効率化による経費削減等</p> <p>エ 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「<u>調達等合理化計画</u>」に基づく取組の着実な実施や監事及び会計監査人による監査等の取組により、随意契約の適正化を推進すること。</p>
	地域医療機能推進機構	<p>第3 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>2 業務運営の見直しや効率化による収支改善</p> <p>(3) 業務運営コストの節減等</p> <p>④ 契約の適正化</p> <p>契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施されること。</p> <p>また、随意契約を行う場合は、手続きの適正化を推進すること。</p>	<p>第3 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>2 業務運営の見直しや効率化による収支改善</p> <p>(3) 業務運営コストの節減等</p> <p>④ 調達等の合理化</p> <p>公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、地域医療機構が策定した「<u>調達等合理化計画</u>」に基づく取組を着実に実施すること。</p>
	年金積立金管理運用独立行政法人	<p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>3. 契約の適正化</p> <p>契約については、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）によるものとし、契約の適正化を推進すること。ただし、事業の特性に応じて合理的な調達を行うこととし、その場合においては、公正性、透明性が十分確保される方法により実施し、契約監視委員会及び運用委員会において、点検・検証を行うこと。</p>	<p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>3. 契約の適正化</p> <p>公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」（平成27年5月25日総務大臣決定）により法人が策定した「<u>調達等合理化計画</u>」に基づく取組を着実に実施すること。</p>
	国立がん研究センター	<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>また、研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、随意契約によることができる事由を規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める等「<u>「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備</u>」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図る。</p>	<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>また、研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、随意契約によることができる事由を規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める等「<u>「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備</u>」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図る。</p> <p>更に、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、法人が策定した「<u>調達等合理化計画</u>」に基づく取組を着実に実施する。</p>

主務府省	法人名	現行の記載内容	変更案
	国立循環器病研究センター	<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>また、研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、随意契約によることができる事由を規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める等「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図る。</p>	<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>また、研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、随意契約によることができる事由を規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める等「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図る。</p> <p>更に、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、法人が策定した「<u>調達等合理化計画</u>」に基づく取組を着実に実施する。</p>
厚生労働省	国立精神・神経医療研究センター	<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>また、研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、随意契約によることができる事由を規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める等「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図る。</p>	<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>また、研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、随意契約によることができる事由を規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める等「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図る。</p> <p>更に、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、法人が策定した「<u>調達等合理化計画</u>」に基づく取組を着実に実施する。</p>
	国立国際医療研究センター	<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>また、研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、随意契約によることができる事由を規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める等「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図る。</p>	<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>また、研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、随意契約によることができる事由を規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める等「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図る。</p> <p>更に、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、法人が策定した「<u>調達等合理化計画</u>」に基づく取組を着実に実施する。</p>

主務府省	法人名	現行の記載内容	変更案
厚生労働省	国立成育医療研究センター	<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>また、研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、随意契約によることができる事由を規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める等「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図る。</p>	<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>また、研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、随意契約によることができる事由を規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める等「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図る。</p> <p>更に、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、法人が策定した「<u>調達等合理化計画</u>」に基づく取組を着実に実施する。</p>
	国立長寿医療研究センター	<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>また、研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、随意契約によることができる事由を規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める等「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図る。</p>	<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>また、研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、随意契約によることができる事由を規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める等「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図る。</p> <p>更に、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、法人が策定した「<u>調達等合理化計画</u>」に基づく取組を着実に実施する。</p>
農林水産省	種苗管理センター	<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>5 業務運営一般の効率化</p> <p>(3) 契約の点検・見直し</p> <p>ア 契約については、「<u>独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて</u>」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。</p> <p>また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討する。</p> <p>イ 余剰ばれいしょ原原種及び規格外種苗をでん粉原料用として販売する際には、一般競争入札を導入するなど、契約方法を見直す。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>5 業務運営一般の効率化</p> <p>(3) 契約の点検・見直し</p> <p>ア 契約については、「<u>独立行政法人の調達等合理化の取組の推進について</u>」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する取組を着実に実施する。</p> <p>また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討する。</p> <p>イ 余剰ばれいしょ原原種及び規格外種苗をでん粉原料用として販売する際には、一般競争入札を導入するなど、契約方法を見直す。</p>

主務府省	法人名	現行の記載内容	変更案
農林水産省	家畜改良センター	<p>第2 業務運営の効率化に関する事項 3 経費の削減及び自己収入の改善 (2) 契約の点検・見直し</p> <p>契約については、「<u>独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて</u>」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。</p> <p>この場合において、調査研究業務に係る調達については、他の独立行政法人の事例なども参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。</p> <p>また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。</p> <p>なお、飼料作物に係る種苗の配布業務については、センターが行う増殖用の種子の配布を特定の団体が受けている状況にあることから、競争性のある手続を経て行うものとする。また、配布先を決める際には、配布希望者が、種苗増殖を行い農家への種子の供給を行う計画や能力を有するかなどを十分に精査した上で、行うものとする。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する事項 3 経費の削減及び自己収入の改善 (2) 契約の点検・見直し</p> <p>契約については、「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続きによる、適切で迅速かつ効率的な調達を実現する取組を着実に実施する。</p> <p>この場合において、調査研究業務に係る調達については、他の独立行政法人の事例なども参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。</p> <p>また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。</p> <p>なお、飼料作物に係る種苗の配布業務については、センターが行う増殖用の種子の配布を特定の団体が受けている状況にあることから、競争性のある手続を経て行うものとする。また、配布先を決める際には、配布希望者が、種苗増殖を行い農家への種子の供給を行う計画や能力を有するかなどを十分に精査した上で、行うものとする。</p>
	水産大学校	<p>第2 業務運営の効率化に関する事項 2 業務の効率化・透明化</p> <p>さらに、「<u>独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて</u>」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図り、契約業務における透明性を確保する。また、密接な関係にあると考えられる法人と契約する際には、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討する。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する事項 2 業務の効率化・透明化</p> <p>さらに、「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続きによる、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する取組を着実に実施する。また、密接な関係にあると考えられる法人と契約する際には、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討する。</p>
	農業・食品産業技術総合研究機構	<p>第2 業務運営の効率化に関する事項 1. 経費の削減 (2) 契約の見直し</p> <p>「<u>独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて</u>」(平成21年11月17日閣議決定)等を踏まえ、契約の適正化を進めるとともに、経費削減の観点から、契約方法の見直し等を行う。また、密接な関係にあると考えられる法人との契約については、一層の透明性を確保する観点から、情報提供の在り方を検討する。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する事項 1. 経費の削減 (2) 契約の見直し</p> <p>「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続きによる、適切で迅速かつ効率的な調達を実現する取組を着実に実施する。経費削減の観点から、契約方法の見直し等を行う。また、密接な関係にあると考えられる法人との契約については、一層の透明性を確保する観点から、情報提供の在り方を検討する。</p>

主務府省	法人名	現行の記載内容	変更案
農林水産省	農業生物資源研究所	<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 経費の削減</p> <p>(2) 契約の見直し</p> <p>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)等を踏まえ、契約の適正化を進めるとともに、経費削減の観点から、契約方法の見直し等を行う。また、密接な関係にあると考えられる法人との契約については、一層の透明性を確保する観点から、情報提供の在り方を検討する。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 経費の削減</p> <p>(2) 契約の見直し</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続きによる、適切で迅速かつ効率的な調達を実現する取組を着実に実施する。経費削減の観点から、契約方法の見直し等を行う。また、密接な関係にあると考えられる法人との契約については、一層の透明性を確保する観点から、情報提供の在り方を検討する。</p>
	農業環境技術研究所	<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 経費の削減</p> <p>(2) 契約の見直し</p> <p>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)等を踏まえ、契約の適正化を進めるとともに、経費削減の観点から、契約方法の見直し等を行う。また、密接な関係にあると考えられる法人との契約については、一層の透明性を確保する観点から、情報提供の在り方を検討する。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 経費の削減</p> <p>(2) 契約の見直し</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続きによる、適切で迅速かつ効率的な調達を実現する取組を着実に実施する。経費削減の観点から、契約方法の見直し等を行う。また、密接な関係にあると考えられる法人との契約については、一層の透明性を確保する観点から、情報提供の在り方を検討する。</p>
	国際農林水産業研究センター	<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 経費の削減</p> <p>(2) 契約の見直し</p> <p>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)等を踏まえ、契約の適正化を進めるとともに、経費削減の観点から、契約方法の見直し等を行う。また、密接な関係にあると考えられる法人との契約については、一層の透明性を確保する観点から、情報提供の在り方を検討する。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 経費の削減</p> <p>(2) 契約の見直し</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続きによる、適切で迅速かつ効率的な調達を実現する取組を着実に実施する。経費削減の観点から、契約方法の見直し等を行う。また、密接な関係にあると考えられる法人との契約については、一層の透明性を確保する観点から、情報提供の在り方を検討する。</p>
	森林総合研究所	<p>第3 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>3 契約の点検・見直し</p> <p>契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。</p> <p>この場合において、研究開発業務等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求する。</p>	<p>第3 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>3 契約の点検・見直し</p> <p>契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続きによる、適切で迅速かつ効率的な調達を実現する取組を着実に実施する。</p> <p>この場合において、研究開発業務等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求する。</p>

主務府省	法人名	現行の記載内容	変更案
農林水産省	水産総合研究センター	<p>第2 業務運営の効率化に関する事項 3 研究開発支援部門の効率化及び充実・高度化 (1) 管理事務業務の効率化、透明化 各研究所等と本部の支援部門の役割分担を明確にし、管理部門の効率的な業務の推進を行う。 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図り、契約業務における透明性を確保するとともに、アウトソーシングの活用及び官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図る。 また、密接な関係にあると考えられる法人と契約する際には、一層の透明性の確保を迫り、情報提供の在り方を検討する。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する事項 3 研究開発支援部門の効率化及び充実・高度化 (1) 管理事務業務の効率化、透明化 各研究所等と本部の支援部門の役割分担を明確にし、管理部門の効率的な業務の推進を行う。 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続きによる、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する取組を着実に実施するとともに、アウトソーシングの活用及び官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図る。 また、密接な関係にあると考えられる法人と契約する際には、一層の透明性の確保を迫り、情報提供の在り方を検討する。</p>
	農畜産業振興機構	<p>第2 業務運営の効率化に関する事項 2 業務運営の効率化による経費の削減 (3) 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)を踏まえ、契約については、真にやむを得ないものを除き原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。)によるものとし、随意契約の適正化を推進する観点から機構が策定した「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。 また、一層の競争性と透明性の確保に努め、適正化を推進する。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する事項 2 業務運営の効率化による経費の削減 (3) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)を踏まえ、公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、競争性のない随意契約は真にやむを得ないものを除き行わないこととする。また、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。</p>
	農業者年金基金	<p>第2 業務運営の効率化に関する事項 1 運営経費の抑制等 (3) 契約の適正化の推進 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)を踏まえ、契約については、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によるものとし、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。 また、一者応札・応募となった契約については、一者応札・応募の改善方策が適正か検証する。 また、一般競争入札等に付すことが適当でない認められる場合等の例外的な場合は、次の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。 ① 基金が策定する「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その改善状況をフォローアップし、毎年公表する。 ② 監事及び外部有識者により構成する契約監視委員会において、契約の点検及び見直しを行い、その審議概要を公表する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 業務運営の効率化による経費の抑制等 (3) 契約の適正化の推進 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)を踏まえ、取組を着実に実施することとし、調達等の合理化を推進するために重点的に取り組む分野・調達に関するガバナンスの徹底等を盛り込んだ調達等合理化計画を策定し、公表する。 また、次の取組により、調達等の合理化を推進するものとする。 ① 基金が策定する「調達等合理化計画」の実施状況をフォローアップし、毎年公表するとともに、年度終了後、速やかに、設定した指標による自己評価を実施し、その結果を公表する。 ② 監事及び外部有識者により構成する契約監視委員会において、計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。</p>

主務府省	法人名	現行の記載内容	変更案
農林水産省	農林漁業信用基金	<p>第2 業務運営の効率化に関する事項 7 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「<u>独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて</u>」(平成21年11月17日閣議決定)及び国における取組(「<u>公共調達の適正化について</u>」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知))等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。</p> <p>① 随意契約見直し計画に基づき、一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募)を着実に実施する。</p> <p>② 契約監視委員会及び契約審査委員会の活用等により、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等契約の適正な実施を図る。</p> <p>③ 随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p> <p>④ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する事項 7 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」(平成27年5月25日総務大臣決定)及び国における取組(「<u>公共調達の適正化について</u>」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知))等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。</p> <p>① 調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募)を着実に実施する。</p> <p>② 契約監視委員会において、<u>調達等合理化計画</u>の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。 また、契約審査委員会の活用等により、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等契約の適正な実施を図る。</p> <p>③ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p> <p>④ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p>
経済産業省	経済産業研究所	<p>3. 業務運営の効率化に関する事項 契約については、「<u>独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて</u>」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施し、透明性を確保するとともに、随意契約については真に合理的な理由があるものに限定し、競争入札についても実質的な競争が確保されるよう努める。</p>	<p>3. 業務運営の効率化に関する事項 契約については、「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」(平成27年5月25日総務大臣決定)を踏まえて策定した「<u>調達等合理化計画</u>」に基づく取組を着実に実施し、透明性を確保するとともに、随意契約については真に合理的な理由があるものに限定し、競争入札についても実質的な競争が確保されるよう努める。</p>
	工業所有権情報・研修館	<p>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項 3. 業務の適正化 また、委託等により実施する業務については、「<u>独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて</u>」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施し、一者応札・応募解消を含め契約の適正化を推進するとともに、密接な関係にあると考えられる法人との契約にあたっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討する。</p>	<p>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項 3. 業務の適正化 また、委託等により実施する業務については、情報・研修館が策定した「<u>調達等合理化計画</u>」に基づく取組を着実に実施し、一者応札・応募解消を含め契約の適正化を推進するとともに、密接な関係にあると考えられる法人との契約にあたっては、一層の透明性の確保を追求する。</p>
	日本貿易保険	<p>(1) 業務運営の効率化 ③契約については、原則として競争性のある調達方式へと全面移行するとともに、一者応札・一者応募の改善に努め、システム開発・運用コストの削減を図ること。また、「<u>随意契約見直し計画</u>」に基づく取組を着実に実施し、その取組状況を公表するとともに、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けること。</p>	<p>(1) 業務運営の効率化 ③契約については、原則として競争性のある調達方式へと全面移行するとともに、一者応札・一者応募の改善に努め、システム開発・運用コストの削減を図ること。また、「<u>調達等合理化計画</u>」に基づく取組を着実に実施し、その取組状況を公表するとともに、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けること。</p>

主務府省	法人名	現行の記載内容	変更案
経済産業省	産業技術総合研究所	IV. 業務運営の効率化に関する事項 3. 適正な調達の実施 調達案件については、主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札を原則としつつも、随意契約できる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施するものとする。	IV. 業務運営の効率化に関する事項 3. 適正な調達の実施 調達案件については、主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札を原則としつつも、随意契約できる事由を会計規程等において明確化し、「 <u>調達等合理化計画</u> 」に基づき公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施するものとする。
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	3. 業務運営の効率化に関する事項 (7) 随意契約の見直しに関する事項 契約の相手方及び金額について、少額のものや秘匿すべきものを除き、引き続き公表し、透明性の向上を図ることとする。 また、「 <u>随意契約等見直し計画</u> 」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表するものとする。	3. 業務運営の効率化に関する事項 (7) 随意契約の見直しに関する事項 契約の相手方及び金額について、少額のものや秘匿すべきものを除き、引き続き公表し、透明性の向上を図ることとする。 また、「 <u>調達等合理化計画</u> 」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表するものとする。
	日本貿易振興機構	4. 業務運営の効率化に関する事項 (1) 業務改善の取組 (ロ) 調達方法の見直し 随意契約については、外部有識者を含む契約監視委員会等を活用しつつ、真にやむを得ないものに限定し、「 <u>独立行政法人の契約状況の点検・見直し</u> 」(平成21年11月17日付閣議決定)を踏まえて、日本貿易振興機構が策定した「 <u>随意契約等見直し計画</u> 」に掲げられた目標を達成する。また一者応札・応募についても同委員会等を活用して一層の競争性の向上に努め、業務運営の効率化を図るものとする。	4. 業務運営の効率化に関する事項 (1) 業務改善の取組 (ロ) 調達方法の見直し 日本貿易振興機構は、迅速かつ効果的な調達の観点から、調達全般にわたって不断に合理化に取り組むとともに、「 <u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u> 」(平成27年5月25日付総務大臣決定)を踏まえて策定した「 <u>調達等合理化計画</u> 」に掲げられた目標を達成するものとする。
	情報処理推進機構	III. 業務運営の効率化に関する事項 2. 引き続き取り組むべき事項 (5) 調達の適正化 一般競争入札の導入・範囲拡大等、適切な契約形態を通じ、業務運営の効率化を図る。具体的には、随意契約については、平成22年4月に法人が策定した「 <u>随意契約見直し計画</u> 」を着実に実施し、やむを得ない案件を除き、原則として一般競争入札等によることとし、その取り組み状況を公表する。契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施することとする。さらに、入札・契約の適正な実施について監事等による監査を受けるものとする。	III. 業務運営の効率化に関する事項 2. 引き続き取り組むべき事項 (5) 調達の適正化 一般競争入札の導入・範囲拡大等、適切な契約形態を通じ、業務運営の効率化を図る。具体的には、随意契約については、 <u>法人が毎年度策定する「調達等合理化計画」</u> を着実に実施し、やむを得ない案件を除き、原則として一般競争入札等によることとし、その取り組み状況を公表する。契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施することとする。さらに、入札・契約の適正な実施について監事等による監査を受けるものとする。

主務府省	法人名	現行の記載内容	変更案
経済産業省	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	<p>第3 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 経費・業務運営の効率化</p> <p>(2) 業務に係る適正化・効率化</p> <p>・機構の「<u>随意契約等見直し計画</u>」(平成22年4月)を着実に実施し、原則として一般競争入札または公募により実施することを前提とし、機構業務の透明性・公平性の確保に努めるとともに、競争原理の更なる導入によるコスト削減に努める。</p> <p>また、随意契約を行う場合は、その必要性、契約の理由及び契約額の妥当性や、一般競争入札等を通じた契約によるコスト削減効果等を個別に十分精査し、真に随意契約とせざるを得ない案件に限定することにより、更なる適正化・効率化を図る。</p> <p>2. 適正な業務運営及び業務の透明性の確保</p> <p>(3) 外部専門家委員会の設置による事業計画や事業実績の評価の実施</p> <p>・機構に契約監視委員会を存置し、随意契約等の見直し状況について評価を実施するとともに、必要に応じ改善に向けた取組内容等の点検を行う。</p> <p>(4) 積極的な情報公開・広報活動・情報提供の実施</p> <p>・<u>随意契約等見直し計画</u>を踏まえた取組状況を公表し、入札及び契約の適正な実施について監事等による監査を受ける。</p>	<p>第3 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 経費・業務運営の効率化</p> <p>(2) 業務に係る適正化・効率化</p> <p>・機構の「<u>調達等合理化計画</u>」(平成27年7月)を着実に実施し、原則として一般競争入札または公募により実施することを前提とし、機構業務の透明性・公平性の確保に努めるとともに、競争原理の更なる導入によるコスト削減に努める。</p> <p>また、随意契約を行う場合は、その必要性、契約の理由及び契約額の妥当性や、一般競争入札等を通じた契約によるコスト削減効果等を個別に十分精査し、真に随意契約とせざるを得ない案件に限定することにより、更なる適正化・効率化を図る。</p> <p>2. 適正な業務運営及び業務の透明性の確保</p> <p>(3) 外部専門家委員会の設置による事業計画や事業実績の評価の実施</p> <p>・機構に契約監視委員会を存置し、随意契約等の見直し状況について評価を実施するとともに、必要に応じ改善に向けた取組内容等の点検を行う。</p> <p>(4) 積極的な情報公開・広報活動・情報提供の実施</p> <p>・<u>調達等合理化計画</u>を踏まえた取組状況を公表し、入札及び契約の適正な実施について監事等による監査を受ける。</p>
	中小企業基盤整備機構	<p>III. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>3. 業務運営の効率化・適正化を図るための取組</p> <p>②契約の適正化</p> <p><input type="checkbox"/> 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、契約の適正化を推進する。ただし、事業の特性に応じて合理的な調達を行うこととし、その場合においては、公正性、透明性が十分確保される方法により実施する。</p>	<p>III. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>3. 業務運営の効率化・適正化を図るための取組</p> <p>②契約の適正化</p> <p><input type="checkbox"/> 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、契約の適正化を推進する。</p> <p>また、機構が策定した「<u>調達等合理化計画</u>」に基づく取組を着実に実施し、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組む。</p>
国土交通	土木研究所	<p>3. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(2) 業務運営全体の効率化</p> <p>契約については、「<u>独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて</u>」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施すること等により、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図ること。また、透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討すること。</p>	<p>3. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(2) 業務運営全体の効率化</p> <p>契約については、「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施すること等により、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図ること。また、透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討すること。</p>

主務府省	法人名	現行の記載内容	変更案
国土交通省	建築研究所	<p>3. 業務運営の効率化に関する事項 (2) 業務運営全体の効率化 契約については、「<u>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」</u> (平成21年11月17日閣議決定) に基づく取組を着実に実施すること等により、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図ること。また、透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討すること。</p>	<p>3. 業務運営の効率化に関する事項 (2) 業務運営全体の効率化 契約については、「<u>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」</u> (平成27年5月25日総務大臣決定) に基づく取組を着実に実施すること等により、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図ること。また、透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討すること。</p>
国土交通省	交通安全環境研究所	<p>III. 業務運営の効率化に関する事項 1. 横断的事項 (少数精鋭による効率的運営を通じた、質の高い業務成果の創出と効率的運営の両立) (4) 管理・間接部門の効率化 また、契約については、「<u>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」</u> (平成21年11月17日閣議決定) に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を引き続き推進し、業務運営の効率化を図ること。</p>	<p>III. 業務運営の効率化に関する事項 1. 横断的事項 (少数精鋭による効率的運営を通じた、質の高い業務成果の創出と効率的運営の両立) (4) 管理・間接部門の効率化 また、契約については、「<u>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」</u> (平成27年5月25日総務大臣決定) に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を引き続き推進し、業務運営の効率化を図ること。</p>
	海上技術安全研究所	<p>IV. 業務運営の効率化に関する事項 2. 事業運営の効率化 (2) 契約管理の強化 <u>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」</u> (平成21年11月閣議決定) に基づき、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るとともに、研究・開発事業等に係る調達については、その特殊性に配慮しつつ、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求すること。</p>	<p>IV. 業務運営の効率化に関する事項 2. 事業運営の効率化 (2) 契約管理の強化 <u>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」</u> (平成27年5月25日総務大臣決定) に基づき、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るとともに、研究・開発事業等に係る調達については、その特殊性に配慮しつつ、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求すること。</p>
	港湾空港技術研究所	<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 3. 業務運営の効率化に関する事項 (4) 業務の効率化 業務の外部委託の活用、業務の簡素化、電子化等の方策を講じることにより、業務の効率化を図る。また、締結された契約に関する改善状況のフォローアップを行い、その結果を公表するなど、契約事務の適正化を図る。</p>	<p>(4) 業務の効率化 業務の外部委託の活用、業務の簡素化、電子化等の方策を講じることにより、業務の効率化を図る。また、「<u>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」</u> (平成27年5月25日総務大臣決定) に基づく取組を着実に実施することにより、契約事務の適正化を図る。</p>
	電子航法研究所	<p>3. 業務運営の効率化に関する事項 (2) 業務の効率化 ② 契約の点検・見直し 契約については、「<u>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」</u> (平成21年11月17日閣議決定) に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図ること。調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約を行うように努めること。</p>	<p>3. 業務運営の効率化に関する事項 (2) 業務の効率化 ② 契約の点検・見直し 契約については、「<u>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」</u> (平成27年5月25日総務大臣決定) に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図ること。調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約を行うように努めること。</p>

主務府省	法人名	現行の記載内容	変更案
	航海訓練所	<p>2. 業務運営の効率化に関する事項 (3) 業務運営の効率化の推進 内航用練習船の導入等による管理部門の簡素化、アウトソーシングの活用、及び「<u>独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて</u>」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき設置した契約監視委員会による契約の適正化などにより、一般管理費及び業務経費を節減し、業務運営の効率化を図る。</p>	<p>2. 業務運営の効率化に関する事項 (3) 業務運営の効率化の推進 内航用練習船の導入等による管理部門の簡素化、アウトソーシングの活用、及び公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することにより、一般管理費及び業務経費を節減し、業務運営の効率化を図る。</p>
	海技教育機構	<p>2. 業務運営の効率化に関する事項 (3) 業務運営の効率化の推進 管理部門の簡素化、アウトソーシングの活用、及び「<u>独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて</u>」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき設置した契約監視委員会による契約の適正化などにより、一般管理費及び業務経費を節減し、業務運営の効率化を図る。</p>	<p>2. 業務運営の効率化に関する事項 (3) 業務運営の効率化の推進 管理部門の簡素化、アウトソーシングの活用、及び公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することにより、一般管理費及び業務経費を節減し、業務運営の効率化を図る。</p>
	航空大学校	<p>2. 業務運営の効率化に関する事項 (3) 業務運営の効率化 ⑥ 契約の適正化の推進 契約については、「<u>独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて</u>」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取り組みを着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図ること。</p>	<p>2. 業務運営の効率化に関する事項 (3) 業務運営の効率化 ⑥ 契約の適正化の推進 契約については、「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図ること。</p>
国土交通省	自動車検査独立行政法人	<p>3. 業務運営の効率化に関する事項 (2) 業務運営 ② 随意契約の見直し 国における見直しの取組「<u>公共調達の適正化について</u>」(平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。)、<u>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて</u>」(平成21年11月17日閣議決定)等を踏まえ、一般競争入札の導入・範囲拡大等を通じた業務運営の一層の効率化を図ること。</p>	<p>3. 業務運営の効率化に関する事項 (2) 業務運営 ② 随意契約の見直し 国における見直しの取組「<u>公共調達の適正化について</u>」(平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。)、<u>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施し、一般競争入札の導入・範囲拡大等を通じた業務運営の一層の効率化を図ること。</p>
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	<p>3. 業務運営の効率化に関する事項 (3) 随意契約の見直し等 「<u>随意契約等見直し計画</u>」に基づく取り組みを着実に実施し、その取組状況について公表するとともに、特に一者応札・一者応募となっている案件については、契約条件等の見直しを行い、これらの取組状況について公表する。また、監事監査及び契約監視委員会等において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。</p>	<p>3. 業務運営の効率化に関する事項 (3) 調達等合理化の推進 「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施し、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化を推進する。</p>

主務府省	法人名	現行の記載内容	変更案
	国際観光振興機構	<p>3. 業務運営の効率化に関する事項 (2) 業務運営の効率化 ② 随意契約の見直し 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)を踏まえ、不断の見直しを行い、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図るとともに、その取組状況を公表する。また、入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会等によるチェックを受けるものとする。</p>	<p>3. 業務運営の効率化に関する事項 (2) 業務運営の効率化 ② 調達等合理化の取組み 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施し、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組む。</p>
国土交通省	水資源機構	<p>II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 4. 内部統制の強化と説明責任の向上 業務運営の適正化を図るため、適切な内部統制を実施するとともに、以下の取組を行うことにより、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。 ①コンプライアンスの更なる推進、②入札契約制度における競争性や透明性の確保、③「随意契約等見直し計画」(平成22年6月独立行政法人水資源機構)に基づく取組の実施及び公表、④監事及び会計監査人による監査、⑤関連法人との関係の透明性の確保、⑥談合防止対策の推進、⑦情報セキュリティ対策の推進等</p>	<p>II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 4. 内部統制の強化と説明責任の向上 業務運営の適正化を図るため、適切な内部統制を実施するとともに、以下の取組を行うことにより、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。 ①コンプライアンスの更なる推進、②入札契約制度における競争性や透明性の確保、③「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組の着実な実施、④監事及び会計監査人による監査、⑤関連法人との関係の透明性の確保、⑥談合防止対策の推進、⑦情報セキュリティ対策の推進等</p>
	自動車事故対策機構	<p>2. 業務運営の効率化に関する事項 (3) 業務の運営の効率化 ④ 業務全般 イ 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。</p>	<p>2. 業務運営の効率化に関する事項 (3) 業務の運営の効率化 ④ 業務全般 イ 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。</p>
	空港周辺整備機構	<p>3. 業務運営の効率化に関する事項 (4) 契約の見直し 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図ること。</p>	<p>3. 業務運営の効率化に関する事項 (4) 契約の見直し 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図ること。</p>

主務府省	法人名	現行の記載内容	変更案
	都市再生機構	<p>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項 5 入札及び契約の適正化の推進 機構は国の財政支出や財政投融资を用いて多額の契約を行い公共事業を実施していることから事業の実施において、機構に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図るとともに、平成22年度に策定した「<u>随意契約等見直し計画</u>」を着実に実施し、取組状況を公表すること。 また、引き続き入札談合等関与行為の防止対策を徹底するとともに、監事による監査において、入札・契約の適正な実施について監査を受けること。</p>	<p>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項 5 入札及び契約の適正化の推進 機構は国の財政支出や財政投融资を用いて多額の契約を行い公共事業を実施していることから事業の実施において、機構に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図るとともに、「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施すること。 また、引き続き入札談合等関与行為の防止対策を徹底するとともに、監事による監査において、入札・契約の適正な実施について監査を受けること。</p>
国土交通省	奄美群島振興開発基金	<p>第2. 業務運営の効率化に関する事項 5 . 入札及び契約手続きの適正化・透明化 入札及び契約手続きの透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為、反社会的勢力の排除の徹底等を推進するとともに、平成22年6月に策定した「<u>随意契約等見直し計画</u>」を着実に実施し、その取組状況の公表及びフォローアップを確実にを行う。 また、入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人等による監査によりチェックを受ける。</p>	<p>第2. 業務運営の効率化に関する事項 5 . 入札及び契約手続きの適正化・透明化 入札及び契約手続きの透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為、反社会的勢力の排除の徹底等を推進するとともに、「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」(平成27年5月25日総務大臣決定)を着実に実施する。 また、入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人等による監査によりチェックを受ける。</p>
	日本高速道路保有・債務返済機構	<p>Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項 3 入札及び契約の適正化の推進 契約については、「<u>独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて</u>」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。)についても、真に競争性が確保されているか、点検・検証を行い、取組状況を公表すること。</p>	<p>Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項 3 調達等合理化の取組の推進 「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」(平成27年5月25日総務大臣決定)を着実に実施すること。</p>
	住宅金融支援機構	<p>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項 4. 入札及び契約の適正化 国における公共調達の適正化に向けた取組等を踏まえ、外部機関への業務の委託等に係る入札及び契約手続において、透明性及び公正な競争の確保、不正行為の予防等を推進すること。</p>	<p>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項 4. 入札及び契約の適正化 「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することにより、透明性及び公正な競争を確保し不正行為の予防を推進しつつ、自律的かつ継続的に調達の合理化を推進すること。</p>

主務府省	法人名	現行の記載内容	変更案
環境省	国立環境研究所	<p>第3 業務運営の効率化に関する事項 3. 財務の効率化 (3) 契約については、「<u>随意契約等見直し計画（平成22年4月策定）</u>」に基づき、原則として一般競争入札によるものとし、契約の適正化を着実に実施するとともに、内部監査や契約監視委員会等により取組内容の点検・見直しを行う。 また、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求する。</p>	<p>第3 業務運営の効率化に関する事項 3. 財務の効率化 (3) 契約については、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、国環研が毎年度策定する「<u>調達等合理化計画</u>」等に基づき、原則として一般競争入札によるものとし、契約の適正化を着実に実施するとともに、内部監査や契約監視委員会等により取組内容の点検・見直しを行う。 また、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求する。</p>
環境省	環境再生保全機構	<p>Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項 2. 業務運営の効率化 (2) 随意契約の見直し 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するとともに、一者応札・一者応募の見直しを行い、一層の競争性の確保等に努めること。 ① 「<u>随意契約等見直し計画</u>」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。 ② 特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。 また、監事による監査における、入札・契約の適正な実施についての確認等に加え、「<u>独立行政法人における契約状況の点検・見直しについて</u>」に基づき、法人に設置される契約監視委員会において、その点検見直しを行うものとする。</p>	<p>Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項 2. 業務運営の効率化 (2) 随意契約の見直し 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するとともに、一者応札・一者応募の見直しを行い、一層の競争性の確保等に努めること。 ① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が作成した「<u>調達等合理化計画</u>」等に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。 ② 特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。 また、監事による監査における、入札・契約の適正な実施についての確認等に加え、「<u>独立行政法人における契約状況の点検・見直しについて</u>」に基づき、法人に設置される契約監視委員会において、その点検見直しを行うものとする。</p>

変更案	現行
<p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。</p>	<p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。</p>
<p>1 はじめに （略）</p>	<p>1 はじめに （略）</p>
<p>2 機構の基本目標 （略）</p>	<p>2 機構の基本目標 （略）</p>
<p>I 中期目標の期間 （略）</p>	<p>I 中期目標の期間 （略）</p>
<p>II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 機構は、以下に掲げる市街地の整備改善等の事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市の再生等の目的を達成すること。</p>	<p>II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 機構は、以下に掲げる市街地の整備改善等の事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市の再生等の目的を達成すること。</p>
<p>1 政策的意義の高い都市再生の推進 （略）</p>	<p>1 政策的意義の高い都市再生の推進 （略）</p>
<p>（1）都市の国際競争力強化のための都市再生のプロジェクト推進 （略）</p>	<p>（1）都市の国際競争力強化のための都市再生のプロジェクト推進 （略）</p>
<p>（2）社会経済情勢の変化に対応した都市構造への転換 （略）</p>	<p>（2）社会経済情勢の変化に対応した都市構造への転換 （略）</p>
<p>（3）地方都市等におけるコンパクトシティ実現等の地域活性化 （略）</p>	<p>（3）地方都市等におけるコンパクトシティ実現等の地域活性化 （略）</p>
<p>（4）防災性向上による安全・安心なまちづくり （略）</p>	<p>（4）防災性向上による安全・安心なまちづくり （略）</p>
<p>（5）都市再生実現のための具体の取組手法</p>	<p>（5）都市再生実現のための具体の取組手法</p>

上記(1)から(4)までの政策目的に資する都市再生を実現するためには、まずは関係者間の権利調整や合意形成等のコーディネートにより、リスク低減を図りつつ、都市再生を推進するための端緒を開くことが必要となる。このため、機構においては、その公共性、中立性、ノウハウを活かしたコーディネートを実施すること。

併せて、コーディネート業務に関する効果の分析方法を検討し、都市再生におけるコーディネート業務の効果の把握に努め、より政策効果の高い都市再生の推進につなげること。

また、事業実施段階においては、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、多様な民間連携手法を活用することで、民間支援を強化すること。民間事業者から要請があった場合には、共同出資による開発型SPCの適切な活用を図り、政策効果の高い都市再生を推進すること。更に地方公共団体や民間事業者との協力及び適切な役割分担を図るための取組を行うこと。

2 超高齢社会に対応した住まい・コミュニティの形成及び団地毎の特性に応じたストックの再生・再編等の推進 (略)

(1) 超高齢社会に対応した住まい・コミュニティの形成 (略)

(2) ストックの再生・再編等の推進等

居住者の居住の安定を確保しつつ、個別団地毎の特性に応じて定める基本的類型に基づくストックの再生・活用等の推進及び団地別経営管理の徹底、定期借家契約の活用、民間等との連携手法の多様化、近接地建替えも活用した複数団地の統合・再配置などにより、ストックの再生・再編を加速すること。なお、近接地建替えは、現地での建替えや集約では事業の長期化が見込まれるなど事業の円滑な実施が困難な場合に、民間開発の支障とならないよう留意しつつ、また、居住者の居住の安定確

上記(1)から(4)までの政策目的に資する都市再生を実現するためには、まずは関係者間の権利調整や合意形成等のコーディネートにより、リスク低減を図りつつ、都市再生を推進するための端緒を開くことが必要となる。このため、機構においては、その公共性、中立性、ノウハウを活かしたコーディネートを実施すること。

併せて、コーディネート業務に関する効果の分析方法を検討し、都市再生におけるコーディネート業務の効果の把握に努め、より政策効果の高い都市再生の推進につなげること。

また、事業実施段階においては、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、多様な民間連携手法を活用することで、民間支援を強化するほか、地方公共団体や民間事業者との協力及び適切な役割分担を図るための取組を行うこと。

2 超高齢社会に対応した住まい・コミュニティの形成及び団地毎の特性に応じたストックの再生・再編等の推進 (略)

(1) 超高齢社会に対応した住まい・コミュニティの形成 (略)

(2) ストックの再生・再編等の推進等

居住者の居住の安定を確保しつつ、個別団地毎の特性に応じて定める基本的類型に基づくストックの再生・活用等の推進及び団地別経営管理の徹底、定期借家契約の活用、民間等との連携手法の多様化、複数団地の統合・再配置などにより、ストックの再生・再編を加速すること。また、団地再生・再編に伴う家賃減額措置については、必要な見直しを行うこと。

このため、全ての団地を対象に集中投資する団地や統廃合を図る団地

保及び良好なまちづくりとコミュニティの維持・活性化がなされるよう配慮しつつ、実施すること。また、団地再生・再編に伴う家賃減額措置については、必要な見直しを行うこと。

このため、全ての団地を対象に集中投資する団地や統廃合を図る団地等を明確にするべく、「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」に基づく具体的な実施計画を平成26年度中に策定するとともに、同方針に基づく計画全体の進捗状況が明確になるよう、毎年度適切な情報公開を行うこと。

また、更なる経営改善のため、中期目標期間中に、賃貸住宅経営の環境、将来需要等を総合的に考慮した賃貸住宅ストックの再編・削減目標を設定し、「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」の内容を見直すこと。

加えて、東京都心部の高額賃貸住宅（約13,000戸）については、平成26年度から順次、買取オプションの活用も含めサブリース契約により民間事業者へ運営を委ねること。また、民間事業者と連携して事業を行うことを通じて、民間事業者の事業手法を機構の賃貸住宅事業全体に活かすこと。

(3) UR賃貸住宅管理業務の適切な実施 (略)

3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施 (略)

4 新規に事業着手しないこととされた業務 (略)

5 業務遂行に当たっての取組 (略)

Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項 (略)

1 業務運営の効率化 (略)

等を明確にするべく、「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」に基づく具体的な実施計画を平成26年度中に策定するとともに、同方針に基づく計画全体の進捗状況が明確になるよう、毎年度適切な情報公開を行うこと。

また、更なる経営改善のため、中期目標期間中に、賃貸住宅経営の環境、将来需要等を総合的に考慮した賃貸住宅ストックの再編・削減目標を設定し、「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」の内容を見直すこと。

加えて、東京都心部の高額賃貸住宅（約13,000戸）については、平成26年度から順次、買取オプションの活用も含めサブリース契約により民間事業者へ運営を委ねること。また、民間事業者と連携して事業を行うことを通じて、民間事業者の事業手法を機構の賃貸住宅事業全体に活かすこと。

(3) UR賃貸住宅管理業務の適切な実施 (略)

3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施 (略)

4 新規に事業着手しないこととされた業務 (略)

5 業務遂行に当たっての取組 (略)

Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項 (略)

1 業務運営の効率化 (略)

2 適切な事業リスクの管理等 (略)

3 一般管理費・事業費の効率化 (略)

4 総合的なコスト削減の実施 (略)

5 入札及び契約の適正化の推進

機構は国の財政支出や財政投融资を用いて多額の契約を行い公共事業を実施していることから事業の実施において、機構に対する信頼性が確保されるよう、法令順守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図るとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施すること。

また、引き続き入札談合等関与行為の防止対策を徹底するとともに、監事による監査において、入札・契約の適正な実施について監査を受けること。

IV 財務内容の改善に関する事項 (略)

V その他業務運営に関する重要な事項 (略)

2 適切な事業リスクの管理等 (略)

3 一般管理費・事業費の効率化 (略)

4 総合的なコスト削減の実施 (略)

5 入札及び契約の適正化の推進

機構は国の財政支出や財政投融资を用いて多額の契約を行い公共事業を実施していることから事業の実施において、機構に対する信頼性が確保されるよう、法令順守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図るとともに、平成 22 年度に策定した「随意契約等見直し計画」を着実に実施し、取組状況を公表すること。

また、引き続き入札談合等関与行為の防止対策を徹底するとともに、監事による監査において、入札・契約の適正な実施について監査を受けること。

IV 財務内容の改善に関する事項 (略)

V その他業務運営に関する重要な事項 (略)